

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年9月15日

【発行者名】 三田キャピタル・プライベート・リミテッド
(Mita Capital Pte. Ltd.)

【代表者の役職氏名】 CEO兼業務執行取締役 原口有為

【本店の所在の場所】 シンガポール069534、セシル・ストリート105、
ジ・オクタゴン #24-2
(105 Cecil Street, #24-2 The Octagon, Singapore 069534)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野雄作
弁護士 西村早紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング
狛・小野グローバル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野雄作
弁護士 西村早紀子

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング
狛・小野グローバル法律事務所

【電話番号】 (03) 6550-8301

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

MSスター ファンズ (MS Star Funds)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

5億米ドル（約683億円）を上限とします。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝136.68円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

MS スター ファンズ (MS Star Funds) (以下「ファンド」といいます。)

(注)用語の定義については、別紙A「定義」をご参照下さい。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

米ドル建クラスの受益証券（以下「受益証券」といいます。）で、記名式無額面です。

管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は、追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5億米ドル（約683億円）を上限とします。

(注1) 受益証券は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の中値（1米ドル＝136.68円）によります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

申込日の直前の評価日の評価時点に計算される受益証券の1口当たり純資産価格

(注1) 「申込日」とは、各月の最初のファンド営業日および/または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。以下同じです。

(注2) 「ファンド営業日」とは、シンガポールと日本の銀行が通常の銀行業務のために営業している各日（土日または法定休日を除きます。）、または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数の追加の日もしくは代替の日をいいます。以下同じです。

(注3) 「評価日」とは、各月の最終のファンド営業日および/または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数のその他の日をいいます。以下同じです。

(注4) 「評価時点」とは、各評価日において最後に営業を終了する関連市場の営業終了時点をいいます。以下同じです。

発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みにについては、申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

申込手数料に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

（６）【申込単位】

一申込者当たりの当初最低申込金額は100,000米ドル以上とします。追加最低申込金額は、10,000米ドル以上とします。申込金額の最小単位については、販売会社にお問い合わせください。

(注1) 申込みは米ドル単位で行われ、該当する受益証券1口当たりの価格で計算された口数の受益証券が割り当てられます。

(注2) 上記の追加最低申込金額は、分配金の再投資については適用されません。

（７）【申込期間】

2022年10月3日（月）から2023年9月29日（金）まで

(注1) 該当する申込日の4ファンド営業日前までに販売会社が受け付けた買付申込みを、ファンドの当該月の受付分として取り扱います。当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買付申込みは、翌月の受付分として取り扱います。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

三田証券株式会社 本店および各支店

本店：〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町三丁目11番

ホームページ・アドレス：www.mitasec.com

（９）【払込期日】

投資者は、該当する申込日の４ファンド営業日前までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払います。

販売会社は、該当する申込日の前ファンド営業日の午後５時（シンガポール時間）までに、日本の投資者の申込金額を合算した金額をファンドの口座に送金します。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

申込証拠金ははありません。

引受等の概要

（イ）販売会社は、管理会社との間で締結した日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

（ロ）管理会社は、代行協会員として三田証券株式会社を指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券の１口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書および届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を行う日本証券業協会の会員をいいます。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」および当該約款の変更契約（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。

申込代金は、口座約款に従い、米ドルで支払うものとします。

日本以外の地域における発行

本募集の期間中に日本以外の地域において受益証券が発行される可能性があります。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

MSスター ファンズ（以下「ファンド」といいます。）は、信託証書により設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ケイマン諸島の信託法（改正済）の下で免税信託として登録されています。ケイマン諸島の法律の下で、ファンドは独立の法人ではありません。従って、本書中、ファンドの行為に言及する場合（例えば「ファンドが契約を締結する」等）、その行為は、受託会社（または受託会社が一定の責任を委託したいずれかのサービス提供会社）がファンドに関して行う行為と解釈する必要があります。

ファンドは、ファンドの英文目論見書に基づき本書に記載される投資目的および投資戦略に従って、受益者による集団投資を可能とする投資ファンドとして組成されています。ファンドは、受益証券の申込みを適格投資者に限定して受諾するものとし、いかなる申込みについても、その全部もしくは一部を拒絶する権利を留保しています。

ファンドの目的は、投資配分の分散化を維持しつつ投資可能な最良のファンドを世界全体で選定することにより、リスクを管理しながら長期にわたる安定的リターンを投資者に提供することです。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

ファンドの特色

受託会社は、ファンドの運用管理について全般的な権限および責任を有します。ただし、受託会社は、ファンドの日々の運用に関与しません。信託証書の下で受託会社に付与されている権限に基づき、受託会社は、ファンドのポートフォリオの運用に関する権限および責任を投資運用会社に委託し、ファンドに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。また、管理会社は、信託証書に基づき、受託会社を代理して受益証券を発行する権限および受益証券に関する一定の決定を行う権限（特に、新規クラスの指定および条件決定ならびに特定投資対象に関する決定）を付与されています。

ファンドに対する各受益者の持分は、当該受益者の名義で登録された受益証券によって表章されます。各受益証券は、ファンドの純資産に対する不可分の受益権を表章し、いずれの受益証券も、受益者に対し、ファンドの特定の資産または一部に対する持分を付与しないものとします。受益証券は、受託会社を代理する管理会社によって、記名式でのみ発行されます。受託会社が別段の同意をした場合を除き、券面は発行されません。

ファンドの受益証券は、異なるクラスで発行することができます。管理会社は、当初、米ドル建の一種のクラスの受益証券を指定しています。管理会社は、受託会社の同意を得た上で、将来、受益者の承認を得ることなく、または受益者に通知することなく、管理会社が決定する異なる条件および通貨により販売される追加のクラスを指定することができます。すべてのクラスは、ファンドの単一のポートフォリオに帰属します。

受益者は、該当する買戻日の直前の評価日における該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格に基づく適用ある買戻価格で、受益証券の買戻しを請求する権利を有します。

ファンドの基準通貨は米ドルであり、ファンドの財務書類は米ドルで表示されます。

管理会社は、各クラスについて、基準通貨と異なる運用通貨を指定することができます。受益証券の申込みおよび買戻しは、各クラスの運用通貨で取り扱われ、また各クラスの受益証券の1

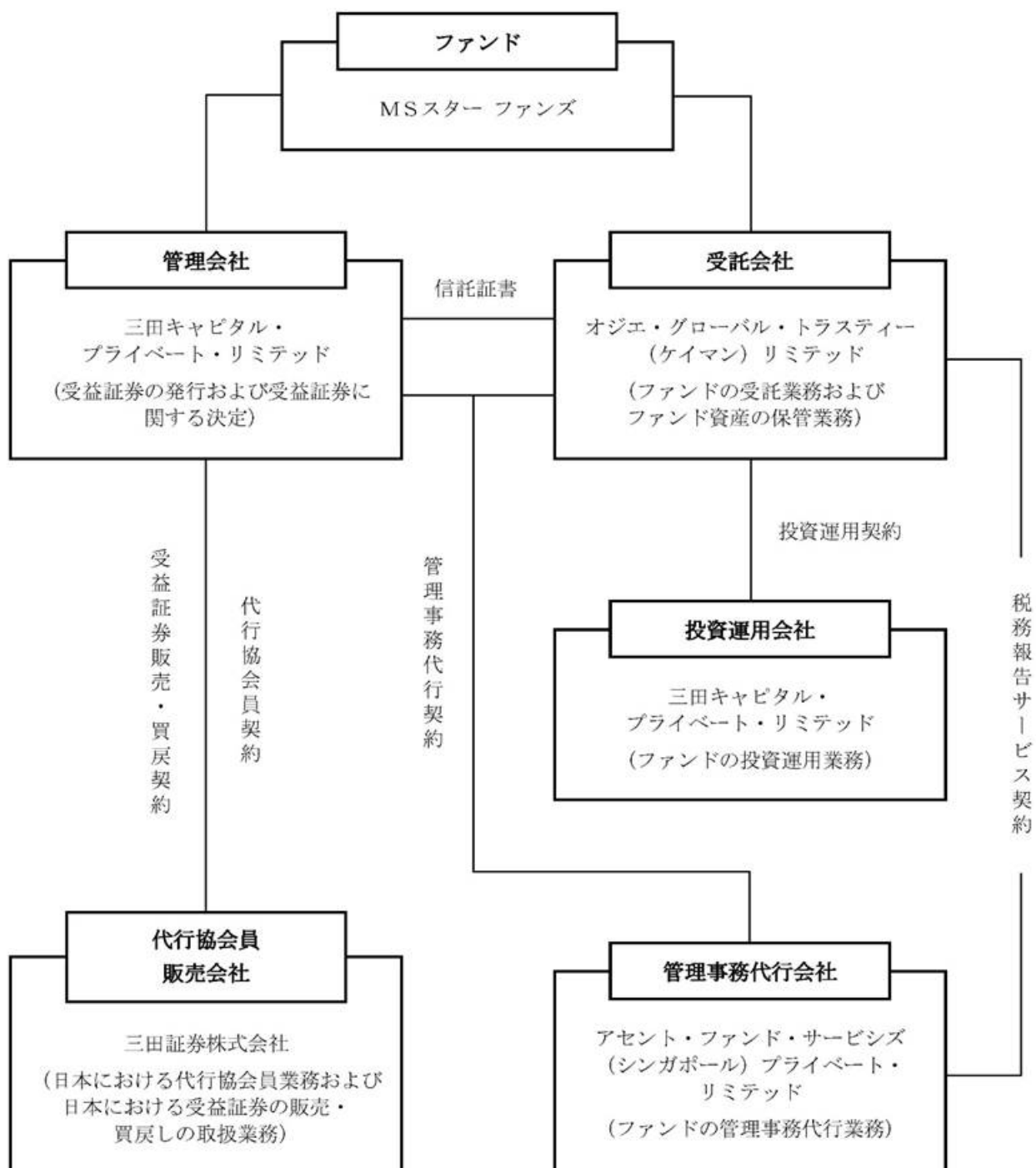
口当たり純資産価格は、運用通貨で計算され表示されます。米ドル建クラス受益証券の運用通貨は米ドルです。

（２）【ファンドの沿革】

- 2019年 6 月 4 日 管理会社設立（設立時の名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）
- 2021年 2 月12日 受託会社による信託宣言
- 2021年 4 月 8 日 管理会社の名称変更（新名称：三田キャピタル・プライベート・リミテッド）
- 2021年 7 月27日 受託会社と管理会社との間で信託宣言を変更・更改する信託証書を締結
- 2021年10月25日 米ドル建クラスの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
オジエ・グローバル・ トラスティ（ケイマン） リミテッド (Ogier Global Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に基づき、ファンドの運用管理について全般的な権限および責任を有します。ただし、受託会社は、ファンドの日々の運用には関与しません。受託会社は、投資運用会社との下記の投資運用契約に基づき、ファンドのポートフォリオの運用に関する権限および責任を投資運用会社に委託しており、また、管理会社および管理事務代行会社との間の下記の管理事務代行契約および税務報告サービス契約に基づき、管理会社と共に、ファンドに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。 受託会社は、ファンドの投資対象を受託会社の名義で登録し保管することに責任を有しますが、管理事務代行会社またはその他の者に当該責任を委託することができます。
三田キャピタル・ プライベート・リミテッド (Mita Capital Pte. Ltd.)	管理会社 投資運用会社	受託会社との間で締結された信託証書に基づき、受託会社を代理して受益証券を発行する権限および受益証券に関して一定の決定を行う権限を付与されています。 また、受託会社との間で2021年7月26日付投資運用契約（注1）を締結。
アセント・ファンド・ サービスズ（シンガポール） プライベート・リミテッド (ASCENT Fund Services (Singapore) Pte. Ltd.)	管理事務代行会社	受託会社および管理会社との間で2021年7月27日付管理事務代行契約（注2）を締結。 受託会社との間で2021年7月27日付税務報告サービス契約（注3）を締結。

三田証券株式会社	代行協会員 販売会社	管理会社との間で2021年7月26日付代行協会員契約（注4）を締結。 管理会社との間で2021年9月17日付受益証券販売・買戻契約（変更済）（注5）を締結。
----------	---------------	---

（注1）投資運用契約とは、受託会社によって任命された投資運用会社が、定められた投資目的、投資戦略および投資制限に従って、ファンドの運用および投資を行うことを約した契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドの事務管理を行い、それに関連して、受託会社および管理会社（受益証券の発行のみ）の最終的な監督の下で、ファンドのために、以下を含む（ただし、以下に限定されない）一定の指定されたサービスを提供することを約した契約です：ファンドおよび各クラスの純資産価額の計算、ファンドの帳簿および記録の作成・保管、ファンドの受益者宛報告書のための情報の作成、ファンドに関する受益者の質問への対応、マネー・ロンダリング/テロ資金供与防止に関する適用法令のファンドによる遵守の確保、投資者からの受益証券の申込みおよび買戻請求の受理および処理、受益者名簿の作成・保管、受益証券の所有確認書の受益者への交付、ならびにファンドが随時要求するその他の事務管理サービス。

（注3）税務報告サービス契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、米国の外国口座税務コンプライアンス法および経済協力開発機構の共通報告基準の遵守に関するサービスを提供することを約した契約です。

（注4）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券の1口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書および届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を提供することを約した契約です。

（注5）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約した契約です。

管理会社の概要

（ ） 設立準拠法

管理会社は、シンガポールの会社法に準拠して設立されました。

（ ） 事業の目的

管理会社の主たる目的は、運用コンサルタント業務を行うことです。

（ ） 資本金の額

管理会社の資本金の額は、2022年6月末現在、1,000,000シンガポール・ドル（約98百万円）であり、無額面の全額払込済普通株式1,000,000株で構成されます。

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、便宜上、2022年6月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝98.10円）によります。

（ ） 会社の沿革

2019年6月4日 設立（設立時の名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）

2021年4月8日 名称を「三田キャピタル・プライベート・リミテッド」に変更

（ ） 大株主の状況

（2022年6月末現在）

名 称	住 所	所有株式数	発行済株式数 に対する比率
三田証券株式会社	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11	1,000,000	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められています。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

一旦設定された信託は、信託証書（または信託宣言）の日付から149年を経過した日まで存続することができます。

免税信託は、当初手数料および年次手数料を信託登記官に支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ） 債務を期日に履行できない、またはその可能性があること。
- （ ） 投資者または債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行し、もしくは遂行しようと意図していること、または事業の任意解散をしていること。
- （ ） 適正な監査が可能な程度の十分な会計記録を維持せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- （ ） 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- （ ） ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法（改正済）およびマネー・ロンダリング規則（改正済）または免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、デロイト&トウシュ監査法人です。ファンドの会計監査は、国際財務報告基準（IFRS）に基づいて行われます。受託会社は、受益者に事前の通知を行うことなく、監査人を変更することができます。

ファンドはファンドの英文目論見書（随時行われる変更および／または追補を含め、以下「英文目論見書」といいます。）の内容に重要な影響を及ぼす変更または英文目論見書の記載内容の変更については、その21日前までに、英文目論見書の改訂版または（場合により）変更後の記載内容を届出なければなりません。

ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。ファンドの会計年度は、毎年3月31日に終了します。なお、最初の会計年度は2023年3月31日に終了します。

（ロ）受益者に対する開示

毎年、受益者には、各会計年度終了後可及的速やかに、損益計算書を含むファンドの監査済財務書類ならびに当該時点における受益者の受益証券の所有状況（無監査）が送付されます。また、受益者には、無監査の財務書類を含む半期の投資報告書ならびに月次の純資産価額計算書が送付されます。ファンドの最新の監査済財務書類および中間財務書類は、ファンドの登記上の事務所において、閲覧可能であり、写しも入手可能です。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ ） 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（ ） 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員である三田証券株式会社の以下のホームページにおいて提供されます。

www.mitasec.com

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づく「ミューチュアル・ファンド」として登録されており、従って、同法に基づく規制を受けます。ただし、ファンドは、その潜在的投資者一人当たりの購入可能な最低持分総額を100,000米ドルまたはその他の通貨建相当額と定めており、その結果、ファンドは、同条に基づき、登録に際して、ミューチュアル・ファンド管理事務代行免許を取得することは要求されず、また免許を受けた管理事務代行会社を雇用することも要求されません。

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく当初の登録に関連して、英文目論見書の写しおよび英文目論見書の一定事項をCIMAに提出しています。またファンドは、所定の当初登録手数料を支払済です。

ミューチュアル・ファンド法に基づくファンドの継続的な義務には以下が含まれます：（a）英文目論見書に対する変更について所定の事項をCIMAに届出ること、（b）承認された監査人によって監査された財務書類および年次報告書をCIMAに提出すること、および（c）所定の年次手数料を支払うこと。

ファンドは、規制対象ミューチュアル・ファンドであり、従って、CIMAによって監督されます。CIMAは、いつでも、ファンドに対して、ファンドの財務書類の監査を行わせ、特定の期間内にCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAからの監督上の要求を遵守しない場合、高額の罰金を課されることがあります。CIMAは、一定の事象が生じた場合、一定の措置を取る広範な権限を有しています。例えば、規制されたミューチュアル・ファンドが以下に該当するとCIMAが認めた場合、措置を取る広範な権限を有しています：

- （a）債務を期日に履行できない場合や履行できない恐れがある場合
- （b）ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則（改正済）の規定に違反している場合
- （c）投資者または債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行もしくは遂行を意図している場合や事業の任意解散を行っている場合
- （d）適切かつ適正な方法で管理されていない場合
- （e）取締役、マネージャーまたはオフィサーとして適切でない者をそれぞれの役職に任命している場合

CIMAの権限には、主に、以下が含まれます：

（ ）受託会社および／または投資運用会社の交替を要求する権限、（ ）ファンドの適切な運営についてファンドに助言する者をファンドの費用で任命する権限、（ ）ファンドの経営を引き継ぐ者（ファンドの事業を終了させる目的を含む）をファンドの費用で任命する権限、および（ ）ミューチュアル・ファンド法に基づき付与されたミューチュアル・ファンドの登録を取り消すまたはそれに制限を課す権限。またCIMAは、その他の改善策（その他の措置の承認をケイマン諸島の裁判所に申請する権限またはファンドに対してCIMAが指定する方法でファンドの事業再編を要求する権限を含む。）を実施することもできます。

受託会社は、オジエ・グローバル（ケイマン）リミテッド（以下「OGCL」といいます。）の完全子会社です。OGCLは、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有し、CIMAによる規制を受けます。受託会社は、免許保有者の完全子会社であるので、CIMAによる個別の免許を受けることを要求されていません。

2 【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資戦略

ファンドの目的は、世界の投資可能な優良ファンドに分散投資を行うことにより、リスクを管理しながら、投資家に対し長期にわたり安定した投資リターンを提供することです。ファンドは、資産保全に注力しつつ、魅力的な絶対収益の獲得を目指します。

投資目的が達成されるという保証はありません。

投資戦略

投資目的を達成するために、投資運用会社は、世界全体で運用されているヘッジファンドを複数選定し、それらに分散投資します。投資運用会社は、そのネットワークを活用して、世界全体でヘッジファンドの積極的な発掘を行い、投資する前に各ファンドについて徹底的な調査（デューデリジェンス）を実施します。

上記は、投資運用会社が現在意図している投資戦略を要約したものです。証券市場および経済全般の状況および動向によっては、本書への記載の有無にかかわらず、投資運用会社が効率的もしくは適切と認める場合には、適用される法令および規制を遵守して、異なる戦略もしくは投資手法が取られ、または採用されることがあります。上記には、世界の金融市場およびその他の事項に関する投資運用会社の仮定および意見が含まれ、またそれらに基づくものであるため、その正確性を保証することはできません。

これらの戦略の重要な変更は、所定の手続きに従った英文目論見書の変更により行われますが、当該手続きには、当該変更の効力が生じる前に投資者に受益証券の買戻しを請求できる機会を与える場合には投資者の正式な合意を得ないで変更を行うことが認められる旨の規定、または投資者の過半数の合意を得た場合には変更を行える旨の規定が含まれています。

レバレッジ

投資運用会社は、ファンドの資産を最も効率的に利用するために、レバレッジを利用する場合があります。ファンドは、買戻しを迅速化する目的で、ファンドの純資産価額の10%を上限としてレバレッジを利用することができます。

ファンドは、レバレッジの特徴を有する契約もしくはその他の取決めに対する担保として資産に質権を設定する場合があります。ファンドによるレバレッジの利用は、ファンドへの投資に伴うリスクを増大させます。

ファンドが投資する投資先ファンドもさらにレバレッジを採用する可能性があります。ファンドは、投資先ファンドによるレバレッジについては制限を課すことはできません。

外国為替ヘッジ取引

投資運用会社は、ファンドの基準通貨以外の通貨に対するファンドの外国為替エクスポージャーのヘッジを行わない方針です。

（２）【投資対象】

ファンドの主な投資対象は、広義に「ヘッジファンド」として定義しうるオルタナティブ投資ファンドです。

ファンドは、ファンドの投資戦略を追求する上で投資運用会社が適切と判断するその他の目的のために（流動性管理、オポチュニスティック投資目的およびファンドの投資に関する支払義務の充足が含まれます）、銀行預金を保有することができます。

< 追加的記載事項 >

投資対象ファンドについて

2022年6月末現在、ファンドが純資産総額の10%以上を投資する投資対象ファンドはありません。

(3) 【運用体制】

投資運用会社の運用体制

ファンドは、三田証券株式会社の100%子会社である三田キャピタル・プライベート・リミテッドが運用します。

- シンガポールに拠点を置き、グローバルに優良ファンドの発掘に注力します
- 幅広いオルタナティブ運用商品の取扱い実績がある、三田証券株式会社グループのネットワークを活用します

ファンドの運用体制

ファンドの運用は三田キャピタル・プライベート・リミテッドが行います。ファンドの管理会社でもある同社は、受託会社との投資運用契約に基づき投資運用会社に任命され、同契約に従い、以下の運用管理体制により投資運用業務にあたります。

投資プロフェッショナルにより構成される運用部門がポートフォリオ・マネージャー（資産の運用を行う運用担当者）として投資業務にあたります。

ポートフォリオ・マネージャーは、投資先候補ファンドの発掘業務、ファンド・ポートフォリオの配分に係る管理業務、並びに既投資先ファンドのモニタリング業務等を行います。

運用部門に在籍するポートフォリオ・マネージャーは、ファンド調査委員会、ポートフォリオ委員会、リスク管理委員会に分かれ、それぞれ新規投資先ファンドの決定、ファンド・ポートフォリオの配分決定、ファンド・モニタリングに基づく投資先ファンドに関する投資アクションの決定についてそれぞれ各委員会で討議を行います。

各委員会で立案された投資アクションは、最終意思決定機関であるインベストメント・コミッティーにおいて、さらなる討議を行った上で最終意思決定が行われます。

各委員会の議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告され、インベストメント・コミッティーへの付議案は事前に同委員会がチェックすることで牽制機能を確保します。



(4) 【分配方針】

分配が行われるという保証はありませんが、受託会社は、年2回、各年の半期末（9月末）および各会計年度末におけるファンドの収益および実現キャピタル・ゲインから分配を行うことを検討する方針です。この方針は、分配が行われることを保証するものではなく、また、将来、いずれかの受益証券クラスについて、受託会社が適切と判断する場合には（投資運用会社からの助

言を得た上で）上記以外の時期に分配を宣言することを妨げるものではありません。分配の決定は、投資運用会社との協議の上行われ、分配が宣言された場合は、適用される法令を遵守して支払が行われます。

ファンドが受益者に分配を行う場合、各受益者は、分配金の全額が追加最低申込金額を下回っている場合であっても、分配の純手取額の全額（一部は不可）を再投資することができます。再投資は、分配金の支払日の直後の申込日に行われるものとします。ただし、分配金の支払が申込日から遡って5ファンド営業日以上、10ファンド営業日以内の期間内に行われる場合、再投資は、分配金の支払日の直後の申込日または（受益者の選択により）その翌申込日に行われるものとします。また、日本の受益者については、分配金の支払が申込日から遡って4ファンド営業日以内の日に行われた場合は、分配金の支払の直後の申込日の翌申込日にのみ再投資することができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

* 上記の分配方針は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

投資ガイドライン

投資戦略の追求において、投資運用会社は、一般的に、以下のガイドラインを適用して投資対象の選定を行います。その裁量で、当該ガイドラインから逸脱することができます。

- (a) ファンドの純資産の50%を超えて、銀行預金を含む現金・現金同等物を保有しないこと。
- (b) ファンドの純資産の35%を超えて、単一の投資先ファンドの受益証券もしくは株式に投資しないこと。
- (c) ファンドの資産は、3つ以上の投資先ファンドに配分すること。
- (d) 一運用会社が運用するある特定の戦略へのファンドの投資は、当該運用会社が当該戦略で運用する資産の総額の20%を超えないこと（当該戦略が、一もしくは複数の投資ファンドもしくは勘定を通じて運用されるか否かを問わない）。

上記のガイドラインを適用する場合、投資運用会社は、該当する取引日または投資の約定日現在のポジションを考慮するものとします。投資運用会社は、一般的に、これらのパラメーターの範囲内で中期的にファンドを運用する予定ですが、これらはガイドラインに過ぎず、ファンドのポートフォリオは、これらの範囲を超えて、一定期間運用される場合があります。加えて、投資運用会社は、これらのパラメーターの範囲を超える投資をファンドに行わせること、また市場の変動もしくは投資先ファンドの変更によりファンドのポジションが当該パラメーターの範囲を超える結果となった場合に当該投資を保持すること、またファンドの投資が当該パラメーターの範囲を超える結果となるような方法で投資ポジションの増額もしくは減額を行うことまたは当該パラメーターを超える増額を行うことができます。

投資制限

以下の投資制限は、ファンドの資産の投資に関して適用されます。ファンドは、

- (a) ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることとなる場合、有価証券の空売りを行うことはできません。
- (b) 借入れの結果、借入れの未返済総額が純資産価額の10%を超えることとなる場合には、借入れを行うことはできません。ただし、特別な状況（他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。）においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- (c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決

- 権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません（上記の百分率の計算は、買付時点基準または時価基準によるものとします）。
- (d) 非上場または即時に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られるファンドの純資産価額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。ただし、日本証券業協会が定める外国証券の取引に関する規則第16条第1項の外国投資信託受益証券の選別基準（随時行われる変更または置き換えを含む）の11に規定する価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません（上記の百分率の計算は、買付時点基準または時価基準によるものとします）。
- (e) 投資対象の購入、投資の実行または追加の結果、ファンドの資産価額の50%超が、日本の金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成される場合、かかる投資対象の購入、投資の実行または追加を行うことはできません。
- (f) 上記「（2）投資対象」に定める主な投資対象以外に投資することはできません。
- (g) （ ）管理会社自身または管理会社の取締役を相手方として取引を行うこと、（ ）管理会社またはファンドもしくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと、（ ）受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うこと、はできません。
- (h) 同一の会社の株式または同一の投資信託の受益証券の保有価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が、ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有することはできません。
- (i) 同一のカウンターパーティーを相手方としてデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が、ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかるポジションを保有しないものとします。
- (j) 同一の法主体によって発行され、組成され、または引き受けられている（ ）有価証券（上記(h)に記載される株式または受益証券を除きます。）、(b)金銭債権（上記(i)に記載されるデリバティブを除きます。）および(c)匿名組合出資持分の保有価額（以下、これらを併せて「債券等エクスポージャー」といいます。）がファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかる有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分を保有することはできません。
- (k) 同一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計がファンドの純資産価額の20%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジションまたは当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないものとします。
- (l) 金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引および類似取引（新株予約権証券、権利証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価

額の80%を超えないものとします。上記の目的において、「内部管理モデル方式（VaR方式）」および「自己資本比率規制」の意味は、日本の金融庁の規則で定められる意味に従うものとします。

- (m) 純資産価額が10億円を下回る投資対象ファンドへの新規投資または追加投資を行うことはできません。
- (n) 買戻請求の通知に必要な期間が3ヶ月を超える投資対象ファンドに投資することはできません。
- (o) 不動産または現物商品へ直接投資することはできません。
- (p) ファンドの指定された銀行口座以外の口座で余剰現金を保有することはできません。
- (q) 他の者に貸付を行うことはできません。

上記の制限は、当該取引日または当該投資の約定日時点で適用されます。価格の上昇もしくは下落、為替レートの変動の結果、または資本の特徴を有する権利、無償新株もしくはベネフィットの受領や合併、再編もしくは交換のスキームもしくは取決めを理由として、または当該投資対象の各保有者に影響を与えるその他のアクションを理由として、上記のいずれかの制限に違反したとしても、ファンドのポートフォリオの変更を実行する必要はないものとします。上記のいずれかの制限に違反した場合、投資運用会社は、受益者の利益を考慮しつつ、当該違反を是正するために適切と考える措置を講じるものとしますが、当該違反に関して追加の責任は負わないものとします。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

ファンドへの投資には、以下に記載されたものを含む（ただし、以下に限られません）重要なリスクを伴います。投資を予定する者は、ファンドへの投資が自身に適切であるかを判断する際に、特に以下の要因を慎重に検討する必要があります。

投資戦略に関連するリスク要因

借入れ

投資運用会社は、適用される信用規制および信託証書に基づき許容される最大限度で、担保付および無担保の借入れによりファンドの運営資金を調達することが認められています。その他の形式のレバレッジと同様、借入金の利用は、借入資金で取得された資産の市場価格水準に不利な変動があった場合には資本の損失リスクを拡大させる可能性があります。

投資の集中

投資運用会社は、一般的な方針として、ファンドの資産を多くの投資対象に分散させることを追求しますが、時に当該方針から逸脱し、ファンドに関して少数の比較的多額の証券ポジションを保有することがあります。このような投資の集中の結果、かかるポジションにおける損失が純資産価額を大きく減少させることがあります。

投資先ファンドへの投資

投資運用会社は、銀行口座に預託されている現金を除くファンドの資産を、他の投資先ファンドに投資する予定です。投資先ファンドの成功は、当該ファンドの運用会社および専門スタッフの能力に依拠しており、ファンドの成功は、投資運用会社が当該運用会社を特定し、成功が見込める投資セクターおよび投資戦略を識別できるか否かに依拠します。

報酬は複数段階で課されます

投資先ファンドは、運用報酬および／または成功報酬を請求することが予想され、その結果、ファンド（および間接的にファンドの投資者）は複数段階で運用報酬を負担することになり、それには成功報酬やインセンティブとなる配分が含まれることもあり、報酬の総額は、単一の運用

会社が運用する投資において一般的に課される報酬を超える結果となる可能性があります。ある投資先ファンドが、その目標とする運用成績が達成された場合に支払われる成功報酬を課する場合、それはファンドの他の投資対象には関係なく課されるので、投資者は、ファンドのポートフォリオ全般が下落している期間でも、成功報酬を間接的に負担しなければならない可能性があります。

投資先ファンドの運用会社の独立性

一般的に、投資先ファンドの運用会社（以下「運用会社」といいます。）は、相互に完全に独立して投資を行います。時に、運用会社は、経済的に相殺できるポジションを保有します。運用会社が経済的に相殺するポジションを実際に保有する範囲で、ポートフォリオは、全体としてみた場合、費用が発生しているにもかかわらず、何らの利益も損失も達成できないこととなります。複数の運用会社を用いることには、各投資先ファンドの投資対象に関連するリスクの他にも様々なリスクがあります。これらのリスクには以下が含まれます。

- ・ **マルチマネージャー戦略** - 取引手法および取引市場の分散化を図るために、ファンドは、複数の運用会社に投資を行い、各運用会社は、他の運用会社とは独立して投資を行います。この分散化は、利益につながる価格の動きを資本化する可能性を維持しつつ損失を相殺することを意図するものですが、ファンドは、この戦略の結果、ファンドに正味の損失が生じないことを保証することはできません。
加えて、一部の運用会社は、市場における同一のポジションに対して互いに競合する場合があります。また逆に、ある運用会社は、同一銘柄について、別の運用会社が保有するポジションと正反対のポジションを保有する場合があります。運用会社は、同一のまたは関連ある市場において、同時にまたはほぼ同時に、多額のポジションを取る場合があります。ファンドが望ましいとするリスクの分散を達成することができない可能性があります。ファンドは、複数の運用会社の選定が、単一の運用会社の選定より成功すると保証することはできません。
- ・ **運用会社からの情報の入手** - 投資運用会社は、ファンドのために雇用する各運用会社に対し、ポートフォリオに関する詳細な情報を継続的に請求します。ただし、これらの情報のうち運用会社が機密情報であると判断した情報については、常に入手できるとは限りません。このような情報へのアクセスの欠如は、投資運用会社が運用会社を選定し、運用会社に配分し、運用会社を評価することをさらに難しくさせる可能性があります。
- ・ **新しい運用会社** - ファンドの資産の一部は、実績が限定的であるまたは実績が全くない新規の運用会社に配分される場合があります。かかる配分には、かかる新しい運用会社のリスク/リワードの水準を評価するために有用な情報量が限定されることから、追加リスクを伴います。
- ・ **買戻日における運用会社の資産の評価について買戻請求権がない可能性** - 受益証券が買い戻される場合、買戻価格には、運用会社に対するファンドの投資の純資産価額が反映されます。ただし、一部の運用会社は、各買戻日に、ファンド自身による買戻請求を認めない場合があります。かかる場合、ファンドは、買戻しを請求している受益者の受益証券が評価される買戻日からファンド自身が当該買戻しを反映するために当該運用会社から資金を引揚げることができる日までの間、当該運用会社に対する既存の投資の純資産価額の下落リスクを負うとともに、上昇による潜在的利益を有することになります。

加えて、一部の投資先ファンドは、買戻手数料を請求する場合があります。ファンドが所定期間の終了前にその投資の償還を受けようとする場合に償還手数料を請求することがあります。投資運用会社が、手数料を負担して原投資の償還を受けるか買戻請求を充足させないかのいずれかを選択する場合、投資運用会社は、当該投資を継続することにおいて、追加の手数料が発生するかどうかではなく、ファンドの最善の利益を第一に考慮するものとします。請求される償還手数料は、ファンドの一般的費用として負担されます。

- ・ **運用会社に対する限定的コントロール-追加費用** - 運用会社に対する投資者として、ファンドは、第三者である運用会社が選定するブローカー、保管会社およびカウンターパーティーならびに税務・会計手続きに依拠しなければならないことになります。また、通常、ファンドは、全体的な純資産価額のみを入手することができ、運用会社のポジションに関連する取引データにアクセスすることはできません。

加えて、ファンドは、運用会社に投資する者として、ファンドが直接負担する費用に加えて、これらの運用会社の費用に対する按分比例割合を間接的に負担します。これら間接的に負担する費用としては、運用会社の投資費用（保管報酬および売買委託手数料など）および諸経費（賃料、人件費、設備、消耗品、運用・コンサルティング報酬ならびに類似の費用など）のうちファンドに割当られる按分比例割合が含まれます。ファンドが運用会社に投資する場合、当該運用会社は、（ ）運用報酬、および（ ）投資エンティティまたは投資勘定の利益率に基づく成功報酬を請求する可能性があります。これらの報酬により、当該エンティティまたは当該勘定への投資に関するファンドの利益が減ることになります。

ファンドの費用（ファンドが運用会社に支払う報酬の支払を含みます。）の純資産総額に対する比率は、他の投資エンティティの費用比率よりも高くなる可能性があります。ファンドが雇用する一部の運用会社が採用する戦略は、頻繁な取引が要求され、その結果、ポートフォリオの回転率および売買委託手数料費用が、その他の同規模の投資エンティティの当該費用を大幅に超過する可能性があります。ファンドも、投資運用会社も、当該取引を直接コントロールすることはできません。

- ・ **運用会社の不正行為または判断の誤り** - 投資運用会社は、最高水準の誠実さをもってファンドの資産の投資に当る運用会社のみを選定するよう努めますが、選定された運用会社の日々の運用に対してファンドのコントロールは及びません。その結果、ファンドは、ファンドが委託する各運用会社がこの業務執行水準に適合することを保証することはできません。
- ・ **投資先ファンドの流動性および投資可能なファンドは限られていること** - ファンドの構造上存在する主な不利な点およびリスクは、運用会社の流動性が限られていること、透明性が限られていること、およびファンドからの投資の受け入れが可能な投資先ファンドが限られていることにより、ファンドの資産配分の柔軟性およびリスク・コントロールが制限されるという点です。運用会社が大きな損失を出した場合や、当該運用会社が事前に公表している取引方針・戦略から逸脱していると投資運用会社が判断した場合でも、ファンドは、何ヶ月間も当該運用会社から資本を引き揚げることができない可能性があります。
- ・ **運用会社の成功報酬** - 通常、ファンドは、全部または一部の運用会社との間で、特定の測定期間中に勘定の価値が上昇した場合（未実現の上昇を含みます。）に当該運用会社に報酬を支払うという取り決めを行います。一部の稀なケースでは、運用会社は、過去の測定期間に発生した損失を考慮することなく、特定の測定期間中の上昇に基づいて報酬を受領する場合があります。ただし、投資運用会社は、かかる手数料を請求する運用会社のすべてではないにしてもその大部分は、過去の損失を考慮すると予想しています。このような実績ベースの取り決めは、それが存在しない場合よりも、運用会社に対して、よりリスクが高い、あるいはより投機的な投資を行うインセンティブを与える可能性があります。

取引相手方リスクおよび決済リスク

投資運用会社またはファンドの投資先ファンドが行う一部の投資は、その性質上、取引相手方の債務履行能力に依存します。かかる当事者が、何らかの理由により債務を履行できなかった場合、ファンドは損失を被ることがあります。そのため、ファンドは、ファンドまたはファンドの投資先ファンドの取引相手方の信用リスクにさらされます。またファンドは、清算機関および取引所による清算不履行リスクも負います。取引相手方による不履行または清算の不履行は、ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社は、信用力が高いと考える取引相手方とのみ取引を行う予定ですが、取引相手方が債務不履行に陥らないという保証およびファンドが取引で損失を被る結果にならないという保証はありません。さらに、限定的な数の取引相手方との間に取引が集中することによって、ファンドの損失の可能性が拡大する可能性があります。投資運用会社は、投資先ファンドが契約する取引相手方に対するコントロールを有しません。

為替リスク

投資運用会社は、ファンドの資産を米ドル以外の通貨建ての資産に投資する可能性があり、時に、ファンドの資産の大部分が米ドル以外の通貨建てになる可能性もあります。投資運用会社は、為替ヘッジ取引を行わず、またその他の為替リスクの回避方法を追求しないため、受益証券は、米ドルと当該投資対象の通貨との間の通貨変動リスクにさらされ、受益証券1口当たりの純資産価格の減少につながる可能性があります。また、投資先ファンドの資産は米ドル以外の通貨で表示されている場合があり、投資先ファンドの運用通貨と投資先ファンドの投資の表示通貨との間の為替レートの変動により、投資先ファンドの運用通貨の価値が変動する可能性があります。通貨価値に影響を与える要因としては、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨建の類似資産の相対的価値の差、投資と値上り益に対する長期的な機会および政治情勢などがあります。

デリバティブ商品

投資運用会社は、様々なデリバティブ商品（先物取引、オプション取引、先渡し取引、スワップ、およびボラティリティがあり投機的なその他のデリバティブを含みます。）を利用する投資先ファンドに投資することがあります。ポジションによっては、急激かつ大きな時価の変動にさらされることがあり、その結果、損益の金額が変動します。デリバティブ商品の利用は、以下を含む様々なリスクを伴います。

- ・ **トラッキング** - ヘッジ目的で利用される場合、デリバティブ商品の価格変動とヘッジの対象である原投資資産の価格変動との間の相関性が不完全であるか低下した場合には、投資先ファンドは、意図していたヘッジ効果を得ることを妨げられ、ポートフォリオが損失リスクにさらされる可能性があります。
- ・ **流動性** - デリバティブ商品は、特に多額の取引が行われる場合、すべての状況において流動性が確保されるとは限らず、ボラティリティが大きい市場では、投資先ファンドは、損失を負うことなくポジションを手仕舞うことができない可能性があります。さらに、投資先ファンドが一部のデリバティブ取引を行う取引所においては、一日当たりの値幅制限や投機的ポジションの制限により、ポジションを即座に清算できない場合があり、ポートフォリオの潜在的な損失額が拡大する可能性があります。
- ・ **レバレッジ** - デリバティブ商品の取引においては、多額のレバレッジを利用する結果となる可能性があります。したがって、デリバティブ商品の取引がもたらすレバレッジ効果により、投資先ファンドがデリバティブ商品のレバレッジ特性を利用しなかった場合よりも、ファンドに生じる利益および損失は拡大する可能性があり、ファンドの純資産総額の変動幅も大きくなる可能性があります。
- ・ **店頭取引** - ポートフォリオのために売買されるデリバティブ商品には、取引所で取引されていない商品が含まれる場合があります。店頭オプション取引は、取引所で取引されるオプションと異なり、買い手と売り手が価格その他の条件を相対で交渉する二当事者間の契約です。このような商品の債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる可能性があり、また、投資先ファンドは、取引所で取引される商品に比べて、当該商品の処分または当該商品を手仕舞うための取引を容易に行うことができない可能性があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」は著しく乖離する可能性があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制の対象となっておらず、規制された環境に

において参加者に与えられている保護の多くが、取引所で取引されていないデリバティブ商品には適用されないことがあります。

特定投資対象

管理会社は、受託会社の同意を得て、かつ投資運用会社と協議の上、一もしくは複数の投資対象を特定投資対象として指定する場合があります。特定投資対象として指定された場合、管理会社は、特定投資対象への各受益者の参加を表す別個のクラスの受益証券を発行するものとします。これらの受益証券は、特定投資対象に関する換金事由が発生するまでは、当該受益者の残りの受益証券が償還されたとしても、償還されることはできません。管理会社は、かかる指定を行う権限を投資運用会社に委任することができ、および／または投資運用会社または投資顧問会社の助言に基づいて当該指定を行うことができます。

投資機会の追求と市場の不確実性

魅力的な投資対象を特定、実行および実現する行為は、高い不確実性を伴います。管理会社が投資目的を充足することのできる投資対象を特定し、実行し、その価値を実現できる保証、または投資運用会社が投資戦略と一致する方法でファンドの資産を全額投資できる保証はありません。

ヘッジ

投資先ファンドは、一般にリスク管理を目的として、デリバティブ、オプション、金利スワップ、スワップション、キャップおよびフロア、先物および先渡取引等、様々な金融商品を利用することがありますが、特定のヘッジが適切である保証および一定のリスクが正しく測定される保証はありません。さらに、一もしくは複数の投資先ファンドは、リスク軽減の目的でヘッジ取引を行う場合がありますが、かかる取引の結果、投資先ファンドが当該ヘッジ取引を行わなかった場合よりも、当該投資先ファンドの全体的なパフォーマンスが低下し、リスクが（軽減されずに）増大する可能性があります。投資先ファンド毎に異なるヘッジ戦略が採用される可能性があり、その結果、ファンドの段階において、これらの影響が抑制または拡大される結果となる可能性があります。

エクイティ証券への投資

投資先ファンドの資産は、普通株式および類似のエクイティ証券に投資される可能性があります。エクイティ証券は、一般に、発行体の資本構成において最も下位にあるため、通常、発行体の資産に対するすべての上位債権が完済された後の残余資産（もしあれば）に対して権利を有します。普通株式の保有者は通常、発行体の業務執行等決定機関が宣言した場合にのみ、その宣言された範囲内で、発行体の上位証券の利息、配当およびその他の要求される支払が行われた後に残る充当可能な収益またはその他の資産から配当を受け取る権利を有します。ワラントおよび新株購入権は、その保有者に対して、その他の持分証券を取得する権利を付与する証券であり（義務付けるものではありません。）、発行体の資産に対する権利を表章するものではありません。その結果、ワラントおよび新株購入権は、その他の種類のエクイティ証券への投資よりも投機的であるとみなされます。

新規公開株への投資

投資先ファンドの資産は、新規株式公開によって発行される企業の証券に投資されることがあります。かかる証券は、多くの場合、より確立されている大手の公開株式会社よりも潜在的に高い収益および売上の成長の可能性があります。したがって、株価が大きく上昇する可能性があります。ただし、かかる企業は、事業サイクルの初期段階にあり、業歴が限られているという点で、当該証券に付随するリスクは高くなる可能性があります。

市場リスクおよび流動性

投資先ファンドの投資プログラムの大部分の収益性は、有価証券およびその他の投資対象の将来の価格の動きを正確に評価できるかどうか、および／または当該評価を行う際の投資先ファンドの運用会社のパフォーマンスに大きく左右されます。投資先ファンドの運用会社が価格の動き

を正確に予測できるという保証はありません。投資先ファンドは、ロング・ポジションおよびショート・ポジションまたはその他の方法を利用することにより、市場リスクの軽減を試みる場合がありますが、常に一定程度の（時に重大な程度の）市場リスクが存在します。さらに、投資先ファンドは、その資産が投資される商品の市場の流動性が低下した場合には悪影響を受ける可能性があり、その結果、投資先ファンドがポジションの調整を迅速に行うことができなくなる可能性があります。ポジションの規模によっては、当該商品の市場の流動性の低下の影響が拡大する可能性があります。市場全体のレバレッジの変化、プライム・ブローカーが利用可能なレバレッジ水準を引き下げる決定を行った結果としてのレバレッジの削減またはその他の市場参加者による同一または類似のポジションの解消もまた、純資産価額に悪影響を及ぼすことがあります。投資先ファンドの一部は、活発に取引されないことがあり、かかる投資対象の評価には不確実性が伴うことがあります。かかる状況において、純資産価額は悪影響を受ける可能性があり、投資運用会社は、必要な時に投資対象を速やかに清算できなくなる可能性があります。

空売り

投資先ファンドは、その全額がカバーされている（またはカバーされていない）空売りを行う場合があります。空売りした証券の市場価格が上昇を続けた場合には、理論上、空売りの損失額は無限に拡大する可能性があります。

日本を含む様々な金融規制当局が、近年、一定の証券の空売りを制限する規則を制定しています。かかる制限は、通常は一時的なものであり、一部の法域では廃止されていますが、一または複数の規制当局が、かかる制限を延長し、修正または復活させる可能性があります。空売りの規制に関しては、様々な提案（競合他社にそのポジションに関する透明性を提供する案など）がなされており、一または複数のかかる提案が施行された場合、投資先ファンドがその投資戦略を成功裡に実行することを妨げられるか、ファンドのパフォーマンスにその他の悪影響を及ぼす可能性があります。

小規模企業または未成長企業

投資戦略の実施において、投資先ファンドは、時価総額が中小規模である企業の証券に投資する場合があります。かかる証券は多くの場合、著しい潜在的値上がりの可能性を提供する一方、一部の企業の証券、特に時価総額が低い企業の証券は、ある点において、大規模な企業の証券への投資よりも高いリスクを伴います。例えば、小型証券のみならず中型証券の価格でさえ、大型証券の価格よりも変動性が高くなることが多く、多くの中小規模企業の倒産リスクまたは支払不能リスク（投資家に対する付随的損失を伴う）は、大規模な「優良」企業よりも高くなります。中小規模企業は、製品ライン、流通経路、財源および経営資源が限られていることがあります。さらに、一部の小規模企業の証券の取引量は少ないため、これらの企業への投資は、相対的に流動性が低くなる可能性があります。

一般的なリスク要因

規制当局による監督の欠如

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく規制ミューチュアル・ファンドですが、その他の法域の法律に基づき登録を行う義務はなく、また登録を行う予定もありません。したがって、一定の法域の法規定は（投資者に一定の規制上の保護が定められていても）一般的に適用されません。

ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、上場先物および証券取引の清算および決済のために、プライム・ブローカーおよび複数の清算ブローカーのサービスを利用する可能性があります。これらのブローカーのうちいずれかが支払不能に陥った場合、かかるブローカーによって保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。ブローカーには、顧客資産と自身の自己勘定資産を分離さ

せる義務および一定額の資金を準備金として保有する義務がありますが、顧客資産は通常、すべての顧客の利益のためにプールされた顧客勘定で保有されます。さらに、ブローカーは、かかる顧客勘定から顧客資産を移動することまたは通常の事業の過程でかかる資産を使用することができ場合があります。ブローカーの破綻の際に顧客の請求額がブローカーによって実際に保有されている顧客資産の金額を超えるような場合は、ファンドは損失を被るおそれがあります。さらに、投資運用会社は、倒産したブローカーの破産手続が完了するまでは、当該ブローカーによって保有されていた証券の取引ができなくなる可能性があります。

投資ファンドの事業リスクおよび規制リスク

ファンドの存続期間中に、ファンドに悪影響を及ぼすような法律上、税制上および規制上の変更が行われる可能性があります。投資ファンドの規制環境は進化しつつあり、投資ファンドの規制の変更は、ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼすことがあり、投資運用会社のレバレッジ利用能力（ファンドに関して当該変更前に利用できたレバレッジが得られなくなるなど）または取引戦略の遂行能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、証券市場および先物市場には、包括的な法律、規制および証拠金要件が適用されます。規制当局、自主規制機関および取引所は、市場に緊急事態が発生した場合に、臨時措置を取る権限を付与されています。デリバティブ取引およびかかる取引に従事する投資ファンドに対する規制は、発展途上の法分野であり、政府の規制や司法判断により変更されることがあります。将来行われる規制の変更がファンドに与える影響は、重大で不利なものとなる可能性があります。

クラス間債務リスク

ファンドが複数のクラスの受益証券を発行している場合、あるクラスの負債が当該クラスの資産額を超える場合に、ファンドの債権者による請求を充足させるために、他のクラスの資産が充当されることがあります。そのため、支払能力のあるクラスの資産は、債務超過クラスの債務に関連したリスクにさらされ、その債務を弁済するために使用されることがあります。

投資運用会社およびキーパーソンへの依存

ファンドの投資活動は、投資運用会社のファンドを運用する継続的な能力および投資運用会社の一定の投資プロフェッショナルの経験および専門性に依拠しています。いずれかの投資プロフェッショナルのサービスが失われた場合には、ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、ファンドの運営には関連しない可能性もありますが、投資運用会社の利益率が失われた場合には、投資運用会社がファンドを成功裡に運用する能力またはファンドの運用のための投資プロフェッショナルを呼び込む能力を低下させる可能性があります。

受益証券の非流動性

受益証券は、管理会社および受託会社の承認を得ずに譲渡することはできません。また、受益証券に流通市場が存在する見込みはありません。したがって、受益者には、買戻しを請求する以外に受益証券を処分する方法がない可能性があります。買戻しは、一定の状況において、停止される可能性があります。

限定的な運用歴

ファンドは設立されたばかりであるので、投資予定者がファンドへの投資を行う前に参照できるファンドの運用歴はありません。投資運用会社の投資戦略の短期的もしくは長期的な見通しの評価が正確であるという保証も、ファンドがその投資目的を達成する保証もなく、ファンドの投資プログラムは、かかる前提の下で評価される必要があります。

限定的な受益者の権利

受益者には、ファンドの日常の運営に関与する権利はありません。したがって、受益者は、ファンドの運用またはファンドのサービス提供会社の任命および解任をコントロールすることはできません。

全体的な投資リスク

すべての有価証券の投資には、元本を失うリスクがあります。ファンドに関して取得および取引される有価証券ならびに利益の増加を目指して用いられる投資手法および戦略の性質により、このリスクが増大することがあります。投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの運用に最善の努力を尽くしますが、ファンドが損失を被らないという保証はありません。様々な政府機関による措置を含む多くの予測不可能な事由ならびに国内外の政治的事由により、急激な市場変動が発生することがあります。

感染症の流行、その世界的拡大（エピデミック／パンデミック）

感染症の発生または地域的・世界的拡大は、ファンドおよびその投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、ファンドの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼし、ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。感染症の発生がファンドおよびその投資のパフォーマンスに与える影響の程度は、多くの要因に左右されます。これらの要因には、感染症の発生期間および範囲、感染症を引き起こす細菌、ウイルス、その他の生物に対する治療法やワクチンの開発および普及、世界全体、地域的および局所的な重要なサプライチェーンおよび経済市場の混乱の程度、ならびに全体的な需要と供給、投資家の流動性、消費者の信頼感、様々な経済活動の段階が含まれますが、これらはすべて非常に不確実であり、予測することは不可能です。感染症の地域的・世界的拡大が発生している最中におけるファンドおよびその投資対象の運用能力は、政府が義務づけた、あるいは企業が課した隔離、渡航制限、その他の事項によっても影響を受ける可能性があります。このような措置の中・長期的な影響は、感染症の世界的または地域的流行が収束した後も、ファンドおよび／またはその投資対象に悪影響を引続き与える可能性があります。

本書の日付時点で報道されているように、非常に感染力の強い新型コロナウイルス（「COVID-19」）が発生し、世界の多くの国に広がっています。近年においてはSARS、H1N1/09インフルエンザ、MERSなどの局所的な感染症の流行が見られました。COVID-19の継続的な影響、また過去に発生したその他の感染症が再び拡大した場合は、ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与える可能性があります。

大量買戻しの潜在的影響

受益証券の大量買戻しが生じた場合、投資運用会社は、買戻しの資金に必要な現金を調達するために当初の想定よりも早くポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。投資運用会社は、有利な条件でポジションを清算することが困難となる可能性があり、その結果、損失または純資産価額の減少が発生することがあります。ポートフォリオ資産を決済することが賢明ではないと投資運用会社が判断する場合、受託会社は、受益証券の買戻代金の支払を行うために必要な現金を借り入れることが認められます。投資運用会社には、かかる借入れの返済の担保としてポートフォリオの資産を抵当に入れる権限が付与されています。これらの状況において、継続的な受益者は、ファンドの資産の価額がその後下落するリスクを負います。

その他の受益者の権利

受託会社は、（他の受益者の同意を得ることなく）一部の潜在的受益者または既存の受益者と契約を締結し、かかる受益者に対して、本書に記載される条件より有利な条件を適用させることができます。例えば、ファンド、その他の投資ビークルまたは運用勘定に将来投資を行う特別な権利、特別な買戻しの権利（頻度または通知等）、受益者によって支払われる報酬または買戻手数料の減額または割り戻しおよび／またはその他の条件、ファンドに関する報告をより頻繁に受領する権利または他の受益者に提供されていない情報を含む報告を受領する権利（組入ポジションに関するより詳細な情報が含まれますが、これに限られません。）ならびにかかる受益者によって交渉されるその他の権利があります。条件の変更は、受託会社の裁量においてのみ行われますが、とりわけ、受益者によるファンドへの投資の規模、受益者が長期間にわたってファンドに対するかかる投資を維持することの合意または受益者がファンドに対して行うその他の類似のコミットメントに基づいて行われる可能性があります。

取引費用

投資戦略は、高い水準の投資取引および投資の回転率を伴うことがあり、多額の取引費用を発生させることがあります。ファンドは、その取引活動が利益を生み出すか否かにかかわらず、売買委託手数料および関連する取引手数料およびコストを負担します。運営管理費もファンドが負担します。受益者が保有する受益証券の純資産価額の増加が実現されるためには、ファンドが、これらの手数料およびコストの総額を上回る収益を達成する必要があります。かかる値上がり益が（またはいかなる値上り益も）達成される保証はありません。

ファンドの投資対象の評価

ファンドの有価証券およびその他の投資対象の評価は、不確実性を伴い、判断に基づき決定される可能性があるため、かかる評価が不正確であることが判明した場合、受益証券の1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。上場証券以外は、一部の証券およびその他の投資対象に関して独立のプライシング情報が入手できないことがあります。評価の決定は、信託証書および本書の規定に従って誠実に行われるものとします。

投資運用会社は、その性質上正確な評価が困難な一部の資産に投資することがあります。かかる投資対象に割り当てられた価額が実際の価値と異なる場合、受益証券の1口当たり純資産価格は、その分過小評価または過大評価される可能性があります。上記に鑑み、ファンドが当該投資対象を保有する期間中に受益証券の全部または一部の買戻しを受ける受益者には、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を上回る場合、本来支払われるべき金額を下回る金額が支払われるリスクがあります。同様に、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を下回る場合、当該受益者には過大に支払われるリスクがあります。さらに、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を上回る場合、新規の受益者によるファンドへの投資（または既存の受益者による追加投資）が、他の受益者にとっての当該投資対象の価値を希薄化させる可能性があります。さらに、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を下回る場合、新規の受益者（または追加投資を行う既存の受益者）は、本来支払うべき金額よりも多く支払っているというリスクがあります。特別な状況（受託会社が投資運用会社と管理事務代行会社に相談の上で合理的に決定されます。）を除き、ファンドは、受益証券の1口当たり純資産価格を遡及的に調整することはありません。

一般的には、ファンドは他の投資ファンドに投資し、それら投資先ファンドの評価は当該投資先ファンドによって提供される純資産価額の計算書に基づいて行われます。各投資先ファンドは、ファンドに提供される純資産価額の正確性に影響を与える可能性のある評価リスクおよび不確実性（上記のリスクを含みます。）にさらされます。加えて、一部の投資先ファンドは、その運用会社または他のサービス提供会社に対して、潜在的な利益相反を生じさせる評価プロセスへの関与を認める場合があります。

純資産価額の計算に関して誠実に使用された価格もしくは評価が、ファンドのいずれかの資産の価格もしくは評価の誤ったもしくは不正確な見積もりもしくは決定であったことが判明した場合でも、受託会社、投資運用会社または管理事務代行会社は一切責任は負いません。

監査ホールドバックはありません

ファンドは、監査ホールドバックを行う意図はありませんが、かかるホールドバックを適用する投資先ファンドに投資する場合があります。ファンドが買戻しを充足させるために資産を換金する際に監査ホールドバックの対象となった場合、ファンドは当該買戻しの充足のために追加の資産を換金するかまたは現金準備金を充てるものとし、投資先ファンドから受領したホールドバック額は再投資するかまたは現金として保持します。

シリーズの設定はありません / イコライゼーション（平準化）の調整は行いません

投資ファンドがその持分価格の上昇に基づいて成功報酬を請求する場合、成功報酬計算期間中に発行される持分と成功報酬計算期間の開始時に発行される持分には発生するリターンが異なる

可能性があることを考慮して、各持分のパフォーマンスに基づく成功報酬を請求するために、「シリーズ会計」または「イコライゼーション調整」のいずれかを適用するのが一般的です。このような調整がない場合、純資産価額が該当するハイウォーターマークを上回っているときに発行される持分は、当該持分には実際に「上昇」が発生していないにもかかわらず成功報酬を支払う結果となり、ハイウォーターマークを下回っているときに発行される持分は、ハイウォーターマークまでのパフォーマンスに「ただ乗り（フリーライド）」する結果となります。米ドル建クラス受益証券の場合、成功報酬計算期間は各月であり、受益証券は通常、各月の初め以外には発行されないため、米ドル建クラス受益証券は、通常、ハイウォーターマークを上回る価格では発行されないことから、当該受益証券について発生していない価値の上昇について成功報酬が請求されることは予想されません。いずれのクラスの受益証券も、通常、イコライゼーションの調整を行わない単一のシリーズで発行されます。

サイバーセキュリティ・リスク

ビジネスにおけるインターネット等のテクノロジーの利用の拡大により、ファンドは、オペレーション、情報セキュリティおよび関連するリスクを受けやすくなっています。一般的に、サイバーインシデントは、意図的な攻撃または意図されない事象から引き起こされる可能性があります。

サイバー攻撃は、第三者が資産や機密情報の不正流用、データの破壊または業務の混乱を生じさせる目的で、デジタルシステムへの無権限のアクセスを得ようとする（例えば、「ハッキング」または悪意のあるソフトウェアの符号化を通じて）が含まれますが、これらに限定されません。サイバー攻撃は、ウェブサイトへのDoS攻撃（Denial of Service attack）（通常の意図された利用者にネットワークサービスを利用できなくさせること）など、必ずしも不正アクセスを必要としない方法で行われることもあります。

投資運用会社およびその他のサービス提供会社（会計士、保管会社、名義書換代理人および金融仲介業者を含みますが、それらに限られません。）に影響を与えるサイバーインシデントは、業務を混乱させ、事業の運営に影響を与えることができ、潜在的には、ファンドがその証券もしくはその他の投資対象を取引または評価できなくなるよう妨害し、または取引や受益者のビジネス取引の能力を損ない、適用あるプライバシー法およびその他の法律の違反を生じさせ、結果的に、財務上の損失、規制上の罰金、罰則、風評被害、補償もしくはその他の賠償費用、または追加のコンプライアンス費用を生じさせる可能性があります。

同様の損害は、ファンドが投資する証券の発行会社、ファンドが従事する取引のカウンターパーティー、政府その他の規制当局、取引所およびその他の金融市場運営者、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社およびその他の金融機関（受益者の金融仲介業者およびサービス提供者を含みます。）ならびにその他の当事者に対して影響を与えるサイバーインシデントからも発生する可能性があります。加えて、将来に、サイバーインシデントを防止するために、多額の費用が発生する可能性があります。

ファンドのサービス提供者は、かかるサイバーインシデントが発生した場合に、当該サイバーインシデントを防止するためのリスク管理体制および事業継続計画を構築していますが、当該システムおよび計画には、事前に認識されなかったリスクが発生する可能性を含め限界があります。さらに、ファンドは、サービス提供者またはファンドもしくは受益者に影響を与える業務を行っているその他の第三者によって運用されているサイバーセキュリティ計画およびシステムをコントロールすることはできません。

FATCAに関するリスク

米国内国歳入法の第1471条乃至第1474条（一般に外国口座税務コンプライアンス法または「FATCA」として知られています。）は、ファンドがFATCAを遵守しない場合には、ファンド等の

外国金融機関への一定の支払（米国の発行体の証券に係る利子・配当収益および当該証券の売却収入総額を含みます。）に対して源泉税（現行税率30％）が課税される旨を定めています。

ファンドは、ファンドに課せられた義務を果たし、FATCAによる源泉課税を回避するよう努めますが、ファンドがこれを達成し、かつ当該FATCA義務の充足を保証することはできません。FATCA制度により、ファンドが米国の投資対象から受取る大部分の種類の所得に対して、罰則として30％のFATCA源泉課税の対象となった場合、ファンドが受領する配当所得の純額は予想を下回ることになり、ファンドの受益者が保有する受益証券の価値を潜在的に低下させる可能性があります。

ファンドがFATCAを遵守できるかどうかは、各受益者が、ファンドが要求する受益者またはその直接・間接的所有者に関する情報をファンドに提供することに依拠します。ファンドが要求する情報を提供しない受益者による受益証券の保有（直接保有または実質的保有であるかを問いません）によって、ファンドが税金を負担する、またはファンドが本来発生し得ない金銭的不利益を被る、またはファンドが負債、罰金もしくは規制上の措置の対象になり得ると投資運用会社が考える場合、投資運用会社は、当該受益者が保有する受益証券の他の者への譲渡を要求する権利または強制的に償還する権利を行使することができます。かかる譲渡または強制償還は、適用される法令規則に従って行われるものとし、それを行う裁量権は、誠実にかつ合理的根拠に基づき行為する投資運用会社によって行使されるものとしします。

本件については、後記「4．手数料等および税金、（5）課税上の取扱い－ケイマン諸島およびFATCA」の項にも詳述されています。

投資先ファンドへの適用

上記の一般的なリスク要因の一部または全部は、ファンドが投資する投資先ファンドにも該当します。投資運用会社は、投資判断を行う際に、投資先ファンドがその目論見書に記載しているリスクを考慮しますが、これらは多くの要因のうちの一つに過ぎず、ファンドは、上記に記載されるリスクを除き、投資先ファンドが記載しているリスクを受益者に通知することはありません。

独立の法律顧問は存在しません；独立の検証は行われません

オジエ法律事務所（以下「オジエ」といいます。）は、ケイマン諸島におけるファンドの法律顧問であり、ベイフロント法律事務所（以下「ベイフロント」といいます。）は、シンガポールにおけるファンドの法律顧問であり、狛・小野グローバル法律事務所（以下「KOG」といいます。）は、日本におけるファンドの法律顧問です。受託会社は、ファンドの法律顧問とは別の独立した法律顧問を雇用していません。オジエ、ベイフロントおよびKOGのいずれも、ファンドの投資者を代表するものではなく、受益者を代表する独立の法律顧問は雇用されていません。オジエ、ベイフロント、KOGのいずれも、投資運用会社、受託会社またはファンドの作為または不作為（ガイドライン、ポリシー、制限、適用法の遵守、または投資活動の選定、適合性、推奨度を含みます）、または投資運用会社またはファンドの管理事務代行会社、会計士、プライム・ブローカー、その他のサービス提供者の作為または不作為について責任を負いません。英文目論見書は、受託会社および投資運用会社によって提供された情報に基づき作成されたものであり、オジエ、ベイフロントおよびKOGのいずれも、かかる情報を独立の立場から検証していません。

日本に関する特定のリスク要因

財務情報

日本の企業に適用されている会計、監査および財務報告要件は、米国の企業に適用される要件とは異なります（一部については大幅に異なります）。一部の日本の上場企業は、2010年3月以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）を採用することができますが、現在、日本

の上場企業に対してIFRSを採用する強制的な義務は課されていません。日本の基準および報告要件は、米国に比べるとずっと緩やかです。特に、日本企業の財務諸表に記載される資産および利益は、IFRSまたは米国GAAPに基づいて作成された場合に反映されるような財政状態または営業成績を反映しない可能性があります。一般に、日本企業に関して入手できる情報は、米国企業について発表されている報告書および格付よりも大幅に少なく、日本企業は、しばしば、米国の発行体にとっては一般的な財務情報その他の開示を投資家に行うことに消極的です。したがって、投資後に入手された情報が、かかる投資の価値にマイナスの影響を及ぼさないという保証はありません。

日本の政治・経済リスク

2008年9月の米国連邦倒産法第11章に基づくリーマン・ブラザーズの保護申請の直後に発生した世界的金融危機は、日本にも影響を与え、国内の金融市場の大幅な縮小をもたらし、日本企業が社債市場において資金を調達することが困難となりました。これ以降、一般的に、日本の企業が、公開市場において多額の長期無担保債による資金調達を行うことが困難になっています。広範な産業および地域にわたって事業活動が大幅に縮小し、多くの企業は、主に消費者支出の大幅な減少による商品またはサービスへの需要不足ならびに金融市場における流動性の不足により深刻な困難に直面しています。失業率は大幅に上昇しています。日本政府は、景気刺激策を導入していますが、日本経済を回復させる努力が成功する保証はありません。

法律・規制環境

近年、日本の法令の一般的なトレンドは、外国人の投資に対する保護を強化する傾向にあり、事業の法的環境は改善されてきました。しかしながら、経済法令におけるこのトレンドが、政権の交代、社会的混乱または日本の社会的、政治的または経済的状况に影響を及ぼすその他の状況により失速、縮小または後退しないという保証はありません。かかる転換は、ファンドの投資対象の価値に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

ファンドが投資する企業または当該企業の取締役、執行役員、株主もしくは破産管財人に対して訴訟を提起するファンドの能力は限定される可能性があります。かかる企業は、日本の法律に基づき設立されている可能性が高く、実質的にすべての資産が日本に所在している可能性があります。その結果、ファンドが当該企業またはその取締役、役員もしくは管財人に対して訴状の送達を行うことが不可能な場合があります。日本国外において企業を訴えることに成功したとしても、日本における判決の執行は困難な場合があります。

自然災害のリスク

日本を含む一部のアジア地域は、自然災害によるシステミック・リスクが比較的高い地域であり、ファンドの資産価値に深刻な影響を及ぼす可能性があります。日本は、例えば2011年の東日本大震災で経験したように、特に地震の影響を受けやすい国です。かかる自然災害が発生した場合、広範な産業および地域にわたって事業活動が大幅に縮小する可能性があり、企業は、消費者支出の大幅な減少による商品またはサービスの需要不足から深刻な困難に直面するおそれがあります。自然災害は、ファンドの財政状態に大幅な悪影響を及ぼす可能性があります。

潜在的な利益相反

投資運用会社、管理会社、管理事務代行会社、受託会社、代行協会（およびこれらの各役員および取締役）ならびにファンドに関して任命された各ブローカーは随時、ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換代理人、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役または私募代理人として行為する場合や当該集団投資スキームにその他の方法で関与する場合があります、または投資目的がファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任の投資運用サービスまたは付随する管理事務サービス、保管サービスもしくは売買委託サービスを提供することがあります。そのため、上記のいずれの者も、その事業の過程において、

ファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある投資対象を引き受ける際、その他の顧客に対する義務を考慮しながら、当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

投資運用会社は、一任の投資運用業に従事しています。投資運用会社は、有価証券および金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客投資家に助言を行い、また、ファンドに対するサービスの提供において入手、作成または使用する情報および取引戦略と同一のまたは異なる情報および取引戦略を用いて、ファンドの勘定の管理および助言の提供に責任を負っている期間と同じ期間中にその他の勘定にも助言を行うことがあります。その他の勘定の運用／助言の提供について投資運用会社が受け取る報酬は、ファンドの勘定の運用／助言の提供に支払われる報酬を超えることがあり、そのことは、かかるその他の勘定を優先するインセンティブとなる可能性があります。さらに、投資運用会社が、同時に、またはほぼ同時に、かかる勘定とファンドの勘定に係る取引の決定を行う場合、ファンドは、同一または類似のポジションについてかかるその他の勘定と競合する可能性があります。投資運用会社は、すべての投資機会がファンドとかかるその他の勘定との間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力します。

ファンドは、管理会社および投資運用会社によって設立され、プロモートされているため、投資運用会社の選定ならびにその任命の条件および報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社は、投資運用会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。

販売会社は、管理会社と投資運用会社の関係当事者であるため、販売会社の選定ならびにその任命の条件および報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社および管理会社は、販売会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。販売会社は、投資運用会社および管理会社の関係当事者であり、ファンドへの合計投資金額に基づき報酬を受領するので、販売会社は、販売会社が行うファンドのプロモーションに関して独立のアドバイザーとみなされるべきではありません。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、投資運用会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、投資運用会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、投資運用会社がかかる情報を投資目的で使用するできない結果、ファンドの投資の柔軟性は制限される可能性があります。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、利益相反が公平に解決されるよう努めます。

受託会社は、他の投資ビークルの受託者を務めることがあります。また受託会社の取締役およびその他の従業員は、他の投資ビークルの取締役を務めることがあり、適用される守秘義務に従い、受託会社の取締役またはその他の従業員がファンドのためのサービスの遂行において学び、取得し、作成し、または利用する情報を、かかる他の投資ビークルに関して使用することができません。

上記に列挙されるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に網羅しているものではなく、またそれらを完全に説明するものではありません。投資を予定する者は、本書全体を読了の上、ファンドへの投資を決定する前に、ご自身で弁護士、税理士およびフィナンシャル・アドバイザーに相談する必要があります。

（２）ファンドの流動性リスクに関する留意点

MSスター ファンズの投資対象はヘッジファンドであるため、投資先ファンドにおいて支払の遅延または繰延等（解約の決済の遅延、制限または一時停止の規定を含みます。）が実施された場合に流動性リスクが顕在化する可能性があります。かかる状況において、受託会社は、管理会社お

よび管理事務代行会社と協議の上で、受益証券の買戻請求の受付を一時的に停止し、および／または買戻代金の支払期間を延長または停止する可能性があります。

また、流動性リスクは、ファンドが異常な大量の買戻請求を受けた場合にも顕在化する可能性があります。ファンドの英文目論見書では、一買戻日について受領した買戻請求の全部を充足すると合計でファンドの純資産価額の30%を超える受益証券が買い戻される結果となる場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、当該買戻請求を純資産価額の30%まで比例的に縮減できることが定められています。

（３）リスクに対する管理体制

ヘッジファンドは、リスクという点で通常の伝統的資産の運用よりも複合的な側面を有しています。

そのため、投資運用会社では、投資方針、投資対象、投資制限等に係る遵守状況のチェックのみならず、想定されるあらゆるリスク要因をいち早く感知し特定する観点から、第一段階のリスク管理を運用部門が担います。

具体的には、投資先ファンドが一貫した投資哲学の下で運用を継続できているか否かを確認するため、運用体制の変更等、運用に影響を与える重要な変更事象の把握に加え、月次で運用パフォーマンスのモニタリングを行、定量的な基準に基き必要と判断した場合には投資先ファンドの運用会社へのヒアリングを含め状況の詳細調査を行います。

これらのモニタリング結果、調査結果については、運用部門内に設けたリスク管理委員会で報告され、必要な投資アクションに関する討議が行われます。

第二段階のリスク管理はコンプライアンス部門が担います。

リスク管理委員会での議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告されると共に、モニタリング結果に基づく投資アクションを最終意思決定機関であるインベストメント・コミッティーに諮る際、付議される内容を事前にチェックします。

新規の投資先ファンド採用については、運用部門内のファンド調査委員会で、また、ポートフォリオ管理と配分変更についてはポートフォリオ委員会で討議が行われます。

この過程においても、各委員会の議事内容は全てコンプライアンス委員会に報告され、これら討議内容に基づきインベストメント・コミッティーに諮られる付議事案については、全て事前にコンプライアンス委員会がチェックを行います。

投資運用会社は、こうした体制により運用に対する牽制機能を含むリスクの管理体制を確保しています。

[投資に係るリスク管理の主要なチェック項目]

既存投資先ファンドに関するもの

- 運用パフォーマンスのモニタリングによる詳細ヒアリングの要否チェック
- 運用に影響を及ぼしうる投資後に発生した変更事象のチェック
- 上記に基づく投資継続の可否

新規投資先候補ファンドに関するもの

- 過去の運用成果と運用報酬の妥当性チェック
- 投資先ファンド運用会社のバックグラウンド等チェック

ファンドのポートフォリオ全体に関するもの

- 投資方針、投資対象、投資制限等に関する遵守状況チェック
- 投資先ファンド配分状況の当初配分からの乖離状況チェック
- ポートフォリオの流動性チェック

流動性リスクの管理プロセス

MSスターファंडズの投資者は、通知期間を100暦日とし、四半期に1回の頻度で受益証券の買戻しを請求することができます。これを達成するために、管理会社は、通常、次のような流動性プロファイルを有するヘッジファンドに投資します：1)少なくとも四半期に1回の頻度で解約が可能であること、2)解約の通知期間は90暦日を超えないこと、3)投資者の段階でのゲーティング規定は各解約につき25%以上であること（1年以内にすべての投資の換金が可能となること）、および4)解約に関して「ハード・ロックアップ」（解約が一切できない）規定がないこと。また、ファンドの英文目論見書には、流動性リスクに関して以下の投資ガイドラインが規定されています：1)ファンドの純資産の35%を超えて、単一の投資先ファンドの受益証券もしくは株式に投資しないこと、2)ファンドの資産は、3つ以上の異なる投資先ファンドに配分すること、および3)一運用会社が運用するある特定の戦略へのファンドの投資は、当該運用会社が当該戦略で運用する資産の総額の20%を超えないこと。

管理会社の取締役および主要な意思決定権者から構成される管理会社の投資委員会は、月一回会合を持ち、流動性プロファイルを含む様々な観点から各投資機会を評価し、上記の投資ガイドラインが遵守されていることを確認します。投資委員会の決定事項は、議事録に記録されます。

さらに、ポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドの財務レバレッジおよび投資先ファンドの投資有価証券の流動性を定期的に監視します。

ファンドに潜在する流動性リスクは、英文目論見書を通じて投資者に開示されます。

デリバティブ取引のリスク管理

ファンドの段階では、デリバティブ取引は行いません。ただし、投資先ファンドにおいては、デリバティブ取引等が行われる可能性があります。

（注）上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

（４）リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース) ・年間騰落率の推移

このグラフは、過去5年間に於けるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。ただし、ファンドは2021年10月25日に運用を開始したため、年間騰落率は算出されません。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間に於ける年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。ただし、ファンドは2021年10月25日に運用を開始したため、年間騰落率は算出されません。



出所：指数提供会社のデータを基に 小野グローバル法律事務所が作成

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は、1口当たり純資産価格と等しくなります。
 ※ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。ファンドは、2021年10月25日から運用を開始したため、運用開始から1年未満の時点では年間騰落率は算出されません。
 ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
 ※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
 ※ファンド、先進国株および新興国株の年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
 ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

< 代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について >

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(配当込み)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出し公表する、日本の株式市場を広く網羅するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	S&P先進国大中型株指数 (除く日本、韓国、米ドルベース) (配当込み)	S&P先進国大中型株指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の先進国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
新興国株	S&P新興国総合指数 (配当込み、米ドルベース)	S&P新興国総合指数は、規則に基づく広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) およびFTSE新興国市場国債インデックス (円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)	

(注) 海外の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数 (S&P先進国大中型株指数 (除く日本、韓国) および S&P新興国総合指数は米ドルベース) を使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

該当なし

日本における申込手数料

日本における申込手数料は、3.3% (税抜3.0%) を上限とし、販売会社が定めます。

申込手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が購入時に支払うものです。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料
該当なし

日本における買戻し手数料
買戻し手数料は課されません。

（３）【管理報酬等】

受託会社に支払われる報酬

受託会社は、受託業務の対価として、年間17,500米ドルに相当する報酬をファンドの資産から受領する権利を有します。当該報酬は、管理会社の同意を得た場合のみ、随時、有効な受託会社の条件に従って増額されることが出来ます。受託会社は、信託証書に基づくその職務の遂行に際して受託会社が適切に負担したすべての立替払費用についてファンドから払戻しを受ける権利を有します。

また受託会社は、１回限りの設立報酬5,500米ドルを受領します。

投資運用会社に支払われる報酬

投資運用契約の条項に基づき、ファンドは、投資運用会社に対して、投資運用業務の対価として、下記のとおり「運用報酬」と「成功報酬」を支払います。

（ ）運用報酬

投資運用会社は、米ドル建クラスの受益証券の純資産価額の年率0.9%に相当する運用報酬をファンドの資産から受領します。

（注）受託会社は、2022年８月11日付の委員会決議に基づき、運用報酬の料率を当初の0.5%から0.9%に引き上げることを決定し、当該変更を2022年７月１日より遡及的に適用しています。

運用報酬は、毎月、各月の最終評価日に計算されます（当該月の運用報酬、販売報酬、代行協会員報酬および成功報酬の控除前）。

運用報酬は、米ドルにて、四半期毎に後払いされます。投資運用会社が四半期の途中から投資運用会社として行為する場合、当該四半期に関して支払われる運用報酬は、投資運用会社として行為する当該四半期の日数に応じて日割計算で支払われます。

運用報酬は、各四半期末後可及的速やかに、かついかなる場合も当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、投資運用会社に支払われるものとします。

管理会社は、受益証券の発行者としての役割を担う対価として、個別の報酬を受領しません。ただし、管理会社と投資運用会社は、現在、同一の法人であり、よって、運用報酬および成功報酬を受領します。

（ ）成功報酬

投資運用会社は、発行済の各クラスの各受益証券について、ファンドから成功報酬を受領する権利を有します。

各成功報酬計算期間について、米ドル建クラス受益証券の各受益証券に関する成功報酬は、当該成功報酬計算期間中における１口当たり純資産価格の「ハイウォーターマーク」を超える値上りの10%に等しいものとします。

各成功報酬計算期間に関する成功報酬は、発生済成功報酬控除前の１口当たり純資産価格を基準に計算されます。成功報酬は、各評価日に計算されます。

成功報酬は、各成功報酬計算期間の末日に計算され、計上され、投資運用会社には、四半期毎に後払いで、各四半期末日後可及的速やかに米ドルで支払われます。ファンドは、成功報酬を取り戻すこと（クローバック）はできません。成功報酬計算期間末日に計上された成

功報酬は、たとえ投資運用会社にその全額が支払われていない場合であっても、その後のファンドの運用成績の結果により減額されることはないものとします。

成功報酬計算期間中に受益証券が買い戻される場合、成功報酬は、該当する買戻日を成功報酬計算期間の末日として計算され、当該受益証券に関する発生済みの成功報酬に相当する金額が投資運用会社に支払われます。当該受益証券に関して発生済みの成功報酬は、通常、翌四半期末日または買戻日後可及的速やかに投資運用会社に支払われます。

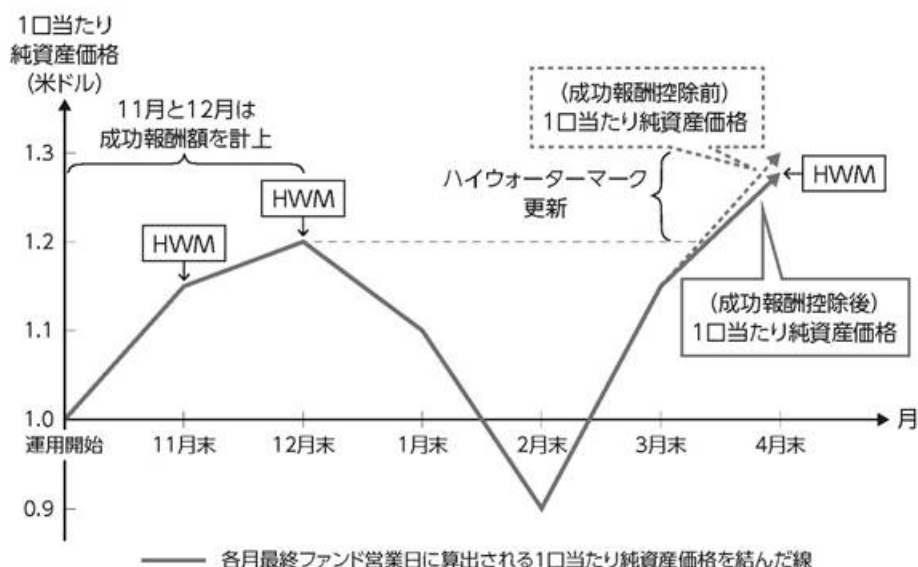
成功報酬計算期間中に投資運用契約が終了する場合、その時の当該成功報酬計算期間の成功報酬は、当該終了日を当該成功報酬計算期間の末日として計算され、支払われます。

適用される法令規則に従って、投資運用会社は、投資運用会社が受託会社と協議の上で特定する一定の受益者（投資運用会社の従業員もしくは関係人である受益者およびかかる者の縁者を含む）に関して、および一定の大口投資家または戦略的投資家について、運用報酬および／または成功報酬を放棄または減額することがあります。管理上の便宜のため、ファンドは、当該受益者に対して別個の受益証券クラスを発行する場合があります。

ハイウォーターマークについて

ハイウォーターマークは、成功報酬額を計上した場合、同計上日（月末最終ファンド営業日）の1口当たり純資産価格（成功報酬控除後）により更新され、次の評価日（翌月末最終ファンド営業日）以降の成功報酬額計算に適用されます。

< ハイウォーターマーク (HWM) と成功報酬のイメージ >



(単位: 米ドル)

	運用開始時	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末
① (成功報酬控除前) 1口当たり純資産価格	-	1.1667	1.2056	1.1000	0.9000	1.1500	1.3000
② 直前ハイウォーターマーク	1.0000	1.0000	1.1500	1.2000	1.2000	1.2000	1.2000
③ 成功報酬額 [(①-②)×10%]	-	0.0167	0.0056	-	-	-	0.0100
④ 1口当たり純資産価格 [①-③]	1.0000	1.1500	1.2000	1.1000	0.9000	1.1500	1.2900
ハイウォーターマーク更新	-	あり	あり	なし	なし	なし	あり
月末時点ハイウォーターマーク	1.0000	1.1500	1.2000	1.2000	1.2000	1.2000	1.2900

- 上記の例では、11月、12月、4月の各月ファンド最終営業日にハイウォーターマークが更新されています。
- 各月末において、同日の成功報酬控除前1口当たり純資産価格がそれまでのハイウォーターマークを上回った場合、両者の差の10%が成功報酬額として計上されます。
- 月末の段階で計上された成功報酬額はその時点で確定し、1口当たり純資産価格に反映されますので、たとえその後1口当たり純資産価格が下落したとしても、成功報酬が減額ないし払い戻されることはありません。
- また、申込の際に直近のハイウォーターマークを下回る1口当たり純資産価格で購入した投資者は、ファンドの1口当たり純資産価格がそのハイウォーターマークを回復するまで成功報酬を負担しないこととなります。

※上記は、1口当たり純資産価格に対する成功報酬額のイメージをお示しするために作成したものであり、実際の1口当たり純資産価格、成功報酬額をお示したものではありません。

販売会社に支払われる報酬

販売会社は、受益証券の販売および買戻しの取扱業務の対価として、各クラスの純資産価額の年率0.1%に相当する販売報酬をファンドの資産から受領します。

(注) 受託会社は、2022年8月11日付の委員会決議に基づき、販売報酬の料率を当初の0.5%から0.1%に引き下げることと決定し、当該変更を2022年7月1日より遡及的に適用しています。

販売報酬は、毎月、各月の最終評価日に計算されます（当該月の運用報酬、販売報酬、代行協会報酬および成功報酬の控除前）。

販売報酬は、各四半期末後可及的速やかに、かついかなる場合も当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、米ドルで、販売会社に支払われるものとします。販売会社が四半期の途中

から販売会社として行為する場合、当該四半期に関して支払われる販売報酬は、販売会社として行為する当該四半期の日数に応じて日割計算で支払われます。

販売会社に加えて、追加の販売会社が任命される場合、販売報酬は、販売会社とその他の販売会社との間で、相互に合意する割合に基づき分割されることがありますが、販売報酬は増額されないものとします。

適用される法令規則に従って、投資運用会社は、販売会社との間で、投資運用会社が受託会社と協議の上で特定する一定の受益者に関して販売報酬を放棄または減額することに合意することができます。管理上の便宜のため、ファンドは、当該受益者に対して別個の受益証券クラスを発行する場合があります。

代行協会員報酬

代行協会員は、受益証券についての代行協会員業務の対価として、各クラスの純資産価額の年率0.1%に相当する報酬をファンドの資産から受領します。代行協会員報酬は、毎月、各月の最終評価日に毎月計算されます（当該月の運用報酬、販売報酬、代行協会員報酬および成功報酬の控除前）。

代行協会員報酬は、各四半期末後可及的速やかに、かついかなる場合も当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、代行協会員に支払われるものとします。代行協会員が四半期の途中から代行協会員として行為する場合、当該四半期に関して支払われる代行協会員報酬は、代行協会員として行為する当該四半期の日数に応じて日割計算で支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドに関する管理事務代行業務の対価として、ファンドの資産から、運用資産額の1億米ドルまでは年率0.04%、運用資産額の次の1億米ドルまでは年率0.03%、運用資産額の2億米ドル超の部分については0.02%の管理事務代行報酬を受け取ります。ただし、最低報酬額は、初年度は年24,000米ドル、次年度以降は年27,600米ドルとします。

また管理事務代行会社は、一回払いの設立報酬3,000米ドルおよび投資者サービス報酬として投資者の数に応じて支払われるその他の追加報酬を受領し、その職務の遂行に際して管理事務代行会社が適切に負担したすべての立替払費用について払戻しを受ける権利を有します。

管理事務代行会社は、ファンドへのマネー・ロンダリング防止オフィサーの提供および税務情報交換（FATCA/CRS）報告サービスの提供に対して追加の報酬を受領します。マネー・ロンダリング防止オフィサーの提供に対しては、管理事務代行会社の実務慣行上のレートに沿った年次報酬が支払われ、税務報告サービスの提供に対しては、当該サービスが提供される企業（すなわちファンド）毎に固定額の報酬および受益者数に基づく報酬が支払われます。

監査人およびその他のサービス提供会社

監査人には、慣行的レートに基づく年次監査報酬が支払われます。

ファンドは、その他のサービス提供会社に対して、一般的に、受託会社が投資運用会社と協議の上で、提供されるサービスに関する市場レートの範囲と考える報酬を支払います。

（４）【その他の手数料等】

初期費用

当初募集の初期費用および当初募集に付随する費用（ケイマン諸島におけるファンドの設立ならびにファンドが当事者となる契約の交渉および作成に関する費用、英文目論見書の印刷費用、日本における公募のための有価証券届出書の作成、日本の関係当局に対する届出および日本の投資者に対するファンドの販売に関連するその他の費用、ならびに専門アドバイザーの報酬および費用を含みます。）は、受益証券の当初発行代金から支払われます。またファンドは、日本の当

局へファンドの届出を行うための承認の取得に関連して管理会社が負担した一定の臨時的な監査関連報酬等の費用を初期費用の一部として支払います。上記の臨時項目を除き、管理会社は自身の監査その他の費用を支払います。

初期費用は、当初募集期間の終了後の最初のファンド営業日から開始する60か月間にわたり定額法で償却されます。受託会社は、当該費用が償却される期間を短縮することができます。IFRSでは、設立費用は、発生基準で費用計上されるべきとされており、償却はIFRSと一致するものではありません。しかしながら、受託会社は、設立費用については、その全額を発生基準で費用計上するよりも償却する方が公平であると考えており、かかるIFRSからの逸脱は、ファンドの財務書類全体にとっては重大なものではないと考えています。ファンドの採用する初期費用の方針がIFRSから逸脱する場合、ファンドは、IFRSの遵守のために、ファンドの年次財務書類において一定の調整を行うことがあります。

運営費用

ファンドは、その投資プログラムに関連するすべての費用を負担します。当該費用には、以下が含まれます：（a）売買委託手数料、（b）有価証券の売買に関する費用（証券取引に関連して課される申込・買戻手数料、発行・譲渡税を含む）、（c）借入（プライム・ブローカーからの借入を含む）に係る利息、（d）投資運用会社が投資運用サービスの提供に関連して負担した費用。当該費用には、調査関連費、取引もしくは調査に関連するコンピューターソフトウェアのライセンス費用、規制遵守に関連する費用（遵守プログラム、審査、規制当局からの質問および規制当局への書類提出に関する費用を含みますが、これらに限定されません。）、投資対象のモニタリング関連費用、およびデューデリジェンスの実施費用（合理的な出張・宿泊費を含む）（当該取引が完結されるか否かを問いません）、（e）保管会社、エスクロー・エージェントおよびファンドが任命するその他の投資関連サービス提供会社の報酬および費用

ファンドは、その運営に関して発生する費用を負担します。当該費用には、以下が含まれます：（ ）アドバイザーおよびコンサルタントおよびファンドが任命するサービス提供会社の報酬および費用、（ ）ファンドの段階における運用報酬および成功報酬、（ ）補償費用および潜在的な補償責任に対する保険料費用、（ ）法務、管理、会計、税務、監査および保険に関する費用、（v）政府または政府機関に支払われるすべての税金およびコーポレート手数料、（ ）投資者サービスに関する通信費（受益者集会、ならびに財務書類およびその他の報告書、議決権代理行使指図書、目論見書および類似書類の作成・印刷・配布に係るすべての費用を含みます。）、（ ）規制遵守関連費用（遵守プログラム、審査、規制当局からの質問および規制当局への書類提出の費用および日本において受益証券の公募を行うための費用が含まれますが、これらに限られません。）、（ ）受託会社の報酬および費用、（ ）訴訟その他の臨時費用、および（x）英文目論見書の定期的な更新に係る費用。クラス固有の費用は、それが関連する該当クラスのみによって負担されます。

本「運営費用」は実費が計上されるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。また上記費用の合計額については、運用実績、保有期間、資産規模等により異なりますので、あらかじめ表示することができません。

上記の報酬および運営費用の合計額については、ファンドの運用状況などに応じて異なりますので、事前に確定することができません。

投資先ファンドの報酬・費用等

ファンドの直接費用に加えて、ファンドは、投資先ファンドの投資者として、各投資先ファンドの費用の按分比例割合を間接的に負担します。これらの間接的費用には、各投資先ファンドが課す運用報酬、成功報酬、受託報酬、一般管理事務代行報酬、保管報酬、各投資先ファンドの設

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

ケイマン諸島 ファンド

ファンドは、ケイマン諸島の所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）第74条に基づく免除信託として登録されています。受託会社は、ファンドの設定から50年間、所得もしくは元本資産、利益もしくは値上がり益を対象とした税金もしくは賦課金または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課すために将来制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる所得に適用されないこと、またかかる財産または所得に関し受託会社または受益者に対して適用されないことを保証する免税証明書をケイマン諸島の財務秘書官から取得しています。

ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。ケイマン諸島においてファンドに唯一課される税金は、信託登記官に支払われるミューチュアル・ファンド法に基づく少額の登録手数料のみです。ケイマン諸島に為替管理規制はありません。

受益者

受益者は、その所有する受益証券および当該受益証券について受領した分配金に関して、ケイマン諸島の所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。また受益者は、ケイマン諸島の遺産税または相続税の対象となりません。

ケイマン諸島およびFATCA 米国の要件

追加雇用対策法（以下「雇用対策法」といいます。）の外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）の規定により、ファンドは、米国とケイマン諸島の間の政府間協定（以下「US IGA」といいます。）およびケイマン諸島によって採択された施行法および規則に従って、ファンドの持分を直接または間接に所有する一定の米国人の氏名、住所および納税者識別番号ならびに当該持分に関するその他一定の情報を開示しなければなりません。ファンドがこれらの要件を遵守しない場合、米国源泉の収益を生じさせる可能性のある資産の売却によりファンドに支払われる米国源泉の所得および手取金に対して30%の源泉徴収税が課税されます。ファンドは、この源泉課税を回避するためにファンドに課される義務を履行する方針ですが、ファンドがこれらの義務を履行できる保証はありません。この点につき、ファンドは、投資者に対して、ファンドが源泉徴収税の回避または雇用対策法のその他遵守の目的のために必要または望ましいと判断する、投資者およびその実質的所有者に関する書類またはその他の情報を要求することができます。雇用対策法の結果、ファンドが源泉徴収税の対象となった場合、ファンドは、一般的に、該当する投資者に対して当該課税額を請求する予定ですが、すべての受益者によって保有されている受益証券の価額は重大な影響を受ける可能性があります。ケイマン諸島の法律により、ファンドは、ケイマン諸島税務情報交換庁（以下「ケイマンTIA」といいます。）に対し年次報告を行うことが要求されます。ファンドがケイマンTIAに提供した情報は、米国の内国歳入庁と共有されます。

その他の政府間協定

ケイマン諸島とその他第三国との間で、US IGAと同様の政府間協定がさらに締結される可能性があります。当該第三国の財務当局に対する報告を義務付ける同様の制度が導入される可能性があります。

OECD - 権限のある当局による多国間合意

OECDの税務行政執行共助に関する多国間条約に基づく税務情報の自動交換の実施のために、100カ国を超える国々が、OECDの権限のある当局による多国間協定および共通報告基準（以下「CRS」といいます。）を締結しています。CRSは、その形式および内容においてUS IGAと同様であり、各「参加法域」（ケイマンTIAが公表するリストに特定されます。）について適用されます。ケイマン諸島内においては、税務情報庁（国際税務コンプライアンス）（共通報告基準）規則（2018年改正）（以下「CRS規則」といいます。）の制定によって施行されました。その結果、ファンドを含むケイマン諸島の金融機関は、国際税務コンプライアンス義務が大幅に拡大され、また報告義務が大幅に拡大されることになりました。

投資者は、ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を承認したものとみなされます。

- （ ）ファンド（またはその代理人）は、投資者に関する一定の秘密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含みますが、これらに限られません。）をケイマンTIAに開示することを要求される場合があること。
- （ ）ケイマンTIAは、上記の通り、米国内国歳入庁（IRS）、英国歳入関税庁（HMRC）およびその他のCRS「参加法域」の財務当局（以下「権限のある当局」といいます。）との間で自動的な情報交換を行うことを要求される場合があること。
- （ ）ファンド（またはその代理人）は、IRS、HMRCおよびその他の権限のある当局に登録するときに、また、かかる当局が追加的な照会のためにファンド（またはその代理人に直接）に連絡してきた場合、かかる当局に対して一定の秘密情報を開示することを要求される場合があること。
- （ ）ファンド（またはその代理人）は、ファンドがケイマンTIAに対して開示が要求される追加情報および/または書類の提供を投資者に対して要求する場合があること。
- （v）投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、および/または投資者が適用ある要件を遵守しない場合、それが実際にファンドの法令遵守違反や、ファンドもしくはファンドの投資者が関係法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに発展するか否かに関わらず、ファンドは、自らの判断で、あらゆる措置を講じる権利および/またはあらゆる救済策を追求する権利を留保していること（対象となる投資者の受益証券の強制買戻しまたは取り消しを含むがこれらに限られません）。
- （ ）US IGA、CRS規則または国際財務の透明性の確保および/または拡充の目的でケイマン諸島が締結または施行する将来の追加IGA、合意、法令規則を遵守するためにファンドによって、またはファンドの代理人によって取られる措置または追求される救済策の結果として生じるいかなる形態の損害もしくは負債についても、当該措置もしくは救済策の影響を受ける投資者は、ファンド（またはその代理人）に対して何らの請求権も有さないこと。

その他の法域

ファンドが受領する一定の配当金、利息等の収益は、その源泉国によっては当該国の源泉徴収税の対象となる可能性があります。ファンドが有価証券の売買を行う国またはその他の事業を行う一部の国では、ファンドは、キャピタル・ゲイン税その他の税金の対象となることがあります。

す。様々な国に投資されるファンドの資産額は確定されていないため、支払われる税金の税率を前もって予測することは不可能です。

5 【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。ファンドは、2021年10月25日に運用を開始しました。

(1) 【投資状況】

資産別および国別の投資状況

(2022年 6 月末現在)

資産の種類	国	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ヘッジファンド (外国投資法人) の株式 (外国投資証券)	ケイマン諸島	47,272,010.35	86.66
	英領バージン諸島	2,028,822.06	3.72
投資有価証券合計		49,300,832.41	90.38
現金およびその他資産 (負債控除後)		5,249,507.13	9.62
合 計 (純資産総額)		54,550,339.54 (7,456百万円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(注 2) アメリカ合衆国ドル (「米ドル」) の円貨換算は、便宜上、2022年 6 月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
物売買相場の仲値 (1 米ドル = 136.68円) によります。以下同じです。

(注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、それに対応する数値につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中においては、同じ情報につき異なる円貨表示がなされている場合があります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

投資有価証券全銘柄

(2022年 6 月末現在)

順位	銘柄名	国	業種	数量	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					金額	単価	金額	単価	
1	Haidar Jupiter International Ltd. Class B USD 11/21	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,500.00	1,500,000.00	1,000.00	3,763,340.09	2,508.89	6.90
2	Aristeia International Ltd. Class A V Series Bench	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,188.00	2,515,772.81	2,117.65	2,503,044.72	2,106.94	4.59
3	Systematica Alternative Markets Fund LTD-Class A	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	11,646.32	2,000,000.00	171.73	2,386,141.03	204.88	4.37
4	Fenghe Asia (USTE) Fund Ltd.- I- NR FEB 2019 Series	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,583.35	2,555,141.00	1,613.76	2,383,985.00	1,505.66	4.37
5	Quantica Managed Futures Fund Inc.- Class A1 USD	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	13,664.58	2,000,000.00	146.36	2,243,918.24	164.21	4.11
6	KL Special Opportunities Fund Ltd USD Class A	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	8,559.78	2,000,000.00	233.65	2,132,472.11	249.13	3.91
7	Serenitas Credit Gamma Offshore Fund Ltd. Series A	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,000.00	2,000,000.00	1,000.00	2,105,508.09	1,052.75	3.86
8	Boldhaven fund Class A UR USD Series 11/21	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,000.00	2,000,000.00	1,000.00	2,100,515.64	1,050.26	3.85
9	HG Vora Special Opportunities fund Ltd. Class A UR	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,500.00	2,500,000.00	1,000.00	2,075,212.00	830.08	3.80
10	Atlas Enhanced Fund, Ltd. - Class 10-C-1 - Series	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,000.00	2,000,000.00	1,000.00	2,055,342.97	1,027.67	3.77
11	Alpine Heritage Offshore Fund Ltd. Series 01/22	英領バー ジン諸島	ヘッジ ファンド	1,156.91	2,016,234.25	1,742.78	2,028,822.06	1,753.66	3.72

12	Sachem Head Offshore Ltd. Common Series NR 11/21	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,500.00	2,500,000.00	1,000.00	2,005,088.75	802.04	3.68
13	Blue Diamond Non Directional Fund SP - USD Jan 22	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	6,283.11	2,018,181.92	321.21	1,967,468.19	313.14	3.61
14	DLD Convertible Arbitrage Offshore Fund Ltd A	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,872.96	2,022,593.84	1,079.89	1,962,075.00	1,047.58	3.60
15	GCA Enhanced Offshore Fund, Ltd., Class A 01.07.18	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,572.44	2,000,447.11	1,272.19	1,926,306.72	1,225.04	3.53
16	Glazer Enhanced Offshore Fund, Ltd. USD Class 1121	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	681.93	2,000,000.00	2,932.84	1,904,022.68	2,792.10	3.49
17	Acasta Global Fund - Class D	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	13,945.24	2,000,000.00	143.42	1,891,565.12	135.64	3.47
18	Arete Macro Feeder Fund - Class C1 UR	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,399.55	2,000,000.00	1,429.03	1,847,853.48	1,320.32	3.39
19	Roubaix Offshore Fund Ltd. series 0222	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,000.00	2,000,000.00	1,000.00	1,824,049.03	912.02	3.34
20	EDL Global Opportunities Fund Ltd. Class C NR/59	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,728.56	1,728,556.20	1,000.00	1,728,000.07	999.68	3.17
21	Palestra Capital Offshore Fund Ltd. Class A	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	2,000.00	2,000,000.00	1,000.00	1,647,390.41	823.70	3.02
22	Millstreet Credit Offshore Fund Ltd. Class A 11/21	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	1,500.00	1,500,000.00	1,000.00	1,565,521.64	1,043.68	2.87
23	Steadfast International Ltd. Class A	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	19,317.42	1,931,742.48	100.00	1,551,842.23	80.33	2.84
24	Galton Agency MBS Offshore Fund, Ltd. Class A 11/21	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	150.00	1,500,000.00	10,000.00	1,445,578.31	9,637.19	2.65
25	EDL Global Opportunities Fund Ltd. Class S1 NR/2	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	191.23	173,431.56	906.93	225,321.50	1,178.28	0.41
26	Steadfast International Ltd. Class A - DI	ケイマン 諸島	ヘッジ ファンド	598.62	59,861.63	100.00	30,447.33	50.86	0.06

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2021年10月25日（運用開始日）から2022年6月末までの期間内における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2021年10月25日 （運用開始日）	47,490,000.00	6,490,933	1.00	137
10月末	47,490,000.00	6,490,933	1.00	137
11月末	46,540,940.53	6,361,216	0.98	134
12月末	50,322,864.35	6,878,129	0.99	135
2022年1月末	50,957,867.32	6,964,921	0.98	134
2月末	51,280,880.77	7,009,071	0.99	135
3月末	53,846,211.73	7,359,700	1.02	139

4月末	54,480,679.65	7,446,419	1.03	141
5月末	53,674,142.82	7,336,182	1.01	138
6月末	54,550,339.54	7,455,940	1.00	137

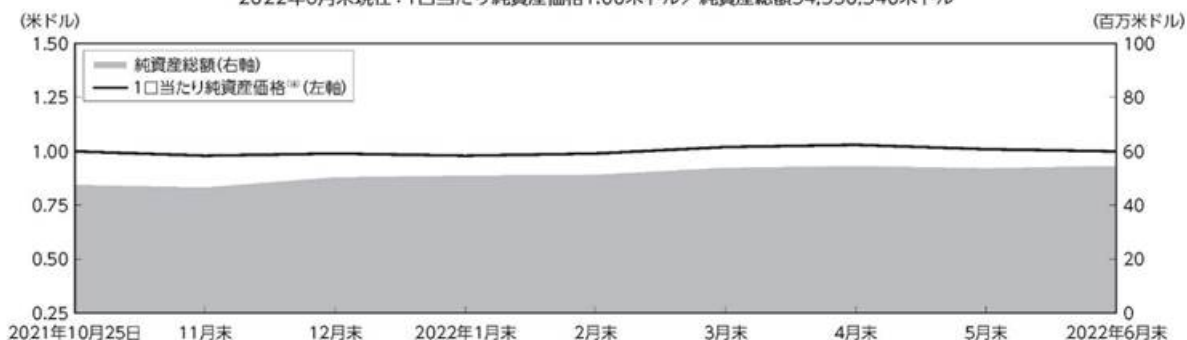
（注）1口当たり純資産価格は、小数点第7位まで計算され、小数点第5位以下を切り捨てとしています。切り捨てられた金額は、ファンドの利益として留保されます。本書においては、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております（以下同じ）。

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移

（2021年10月25日（運用開始日）～2022年6月末）

2022年6月末現在：1口当たり純資産価格1.00米ドル／純資産総額54,550,340米ドル



【分配の推移】

該当なし

【収益率の推移】

2021年10月25日（運用開始日）から2022年6月末までの期間について、収益率は以下のとおりです。

2022年6月末現在 1口当たり純資産価格 （米ドル）	当初発行価格 （米ドル）	収益率 ^{（注）} （％）
1.00	1.00	0.00

（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝2022年6月末現在の1口当たり純資産価格（2022年6月末日までの分配金の合計額を加えた額）

b＝当初発行価格（1米ドル）

< 参考情報 >

収益率の推移（暦年ベース）



（注）収益率（％）＝100×（a－b）／b

a＝12月末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）
（ただし、2022年については、2022年6月末の1口当たり純資産価格）

b＝前年の12月末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（ただし、2021年については、当初発行価格（1米ドル））

(4) 【販売及び買戻しの実績】

2021年10月25日（運用開始日）から2022年6月末までの期間について、販売および買戻しの実績ならびに同日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2021年10月25日（運用開始日）～ 2022年6月30日	54,383,356 (54,383,356)	0 (0)	54,383,356 (54,383,356)

(注) () の数字は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。販売口数には、当初募集期間中の販売口数が含まれます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券の募集

受益証券は、適格投資者のみを対象に販売されます。

一申込者につき当初最低投資金額は、100,000米ドルまたは受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定するそれを下回る金額とします。ただし、上記を下回る金額は、いかなる場合も100,000米ドル（またはミューチュアル・ファンド法（その時々改正を含む）の第4(3)条に基づき登録されているファンドに適用されるその他の金額）を下回ることはいかなるものとしません。

追加最低申込金額は、10,000米ドルとします。ただし、追加最低申込金額は、分配金の再投資には適用されません。

販売会社を通じて申込みを行う申込者、またはノミニー、受託者もしくはその他の保管人に受益証券の保管を委託する申込者に対して、上記の制限は、申込者単位で適用されるものとし、当該ノミニー、受託者もしくは保管人の複数の顧客について合算することはできません。

適格投資者

受益証券の各申込者には、ファンドに対して、主に、以下の点を表明し、保証することが要求されます：（ ）申込者は、国、規制機関または政府機関の法律または要件に違反することなく、受益証券を取得し保有することができること、（ ）申込者は、ファンドへの投資に関連するリスクを評価するための金融の知識、金融についての専門的能力および経験を有していること、（ ）ファンドの投資対象である資産の種類への投資に潜在するリスクならびに当該資産が保有および／または取引される方法を認識していること、および（ ）ファンドへの投資金額全額の損失を許容できること。

ファンドまたは受益者に税務、規制その他の悪影響を及ぼす不当なリスクを引き起こすまたはその可能性がある受託会社または管理会社が考える状況においては、受益証券は、いかなる者に対しても発行または譲渡されないものとします。

上記の考慮に加えて、ファンドは、以下に該当する者、法人または事業体からの申込みを受諾しないものとし、また、かかる者への受益証券の譲渡を認めないものとします：（ ）アメリカ合衆国の市民または居住者、（ ）アメリカ合衆国の州、領土、連邦もしくは属領において設立されもしくは存続するパートナーシップ、またはアメリカ合衆国の州、領土、連邦もしくは属領の法律に準拠して設立されもしくは存続する法人、信託もしくはその他事業体、または執行者もしくは管理者が、かかる者、法人または事業体である財団、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者、またはケイマン諸島に住所を有する者もしくは事業体（ケイマン諸島で設立または登録された非課税または非居住者の事業体を除きます。）、（ ）ヨーロッパ連合の市民または居住者、（ ）上記（ ）の（ ）または（ ）に記載される者または事業体の保管人、名義人または受託者である者。上記（ ）から（v）までのいずれかに該当する者、法人または事業体は、適格投資者ではありません。受託会社は、その裁量により、追加の適格要件を決定することができます。

申込価格

各クラスの受益証券は、直前の評価時点において、信託証書に従い計算される当該クラスの受益証券の1口当たり純資産価格に相当する申込価格で発行されます。

申込手続

当初募集期間終了後に受益証券の申込みを行う者および追加の受益証券の申込みを行う受益者は、完成された申込契約書を、該当する申込日の前ファンド営業日の午後５時（シンガポール時間）までに管理事務代行会社が受領できるように送付する必要があります。

受益証券は、該当する申込日に発行されます。

申込みは、英文目論見書、信託証書および英文目論見書に添付される申込契約書の要項に従うものとします。

適格投資者のみが、受益証券の申込みを行うことができます。受益証券は、会社、パートナーシップまたは個人の名義でのみ発行されることができます。18歳未満の者のために申込みが行われた受益証券については、両親または法律上の後見人の名義で登録されなければなりません。

申込みは、申込契約の形式で行われなければならない、当該申込契約書は、管理会社用の写しと共に、申込契約書に記載される住所（電子メールのアドレスを含む）またはファクシミリ番号に宛てて、管理事務代行会社に送付される必要があります。

申込みは、電子メール（複写され、署名された写し）または郵送にて送付することができます。管理会社、受託会社、投資運用会社または管理事務代行会社のいずれも、電子メールで送信された申込みに関して、未受領や判読不能により生じる損失または電子メールによる指示が適切に授権された者から発せされたと誠実に信じて行われた行為に起因して生じた損失について責任を負いません。ただし、電子メールによって送付された申込みは、送信日時ではなく、管理事務代行会社による受信の日時に提出されたものとして取り扱われます。

受益証券は１口単位で発行されます。１口に満たない端数は切り捨てとし、切り捨てられた金額は、ファンドの利益のために留保されます。

管理会社は、その裁量で、または受託会社の指示に基づき、いかなる申込みも、その全部または一部について、理由を示すことなく、拒否することができます。申込みが拒否された場合、支払われた申込代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担で、該当する運用通貨にて可及的速やかに（利息を付すことなく）返還されます。

完成された申込書が管理事務代行会社により受領された時点で、当該申込書は取消不能となります。発行された受益証券の詳細を記載した確認書は、該当する申込日後可及的速やかに、申込みが完了した申込者に対して送付されます。

払込み

当初募集期間終了後は、該当する申込日の前ファンド営業日の午後５時（シンガポール時間）または受託会社が管理会社と協議の上決定するその他の締切時間までに、決済性資金がファンドの口座で受領される必要があります。

受益証券の払込みは、電信送金により現金（銀行手数料の控除後）で行われるものとし、申込みが行われた受益証券クラスの運用通貨建の決済性資金が必要です。払込みは、申込契約書に詳細が記載されている銀行に送金される必要があります。すべての申込代金は、申込者の名義で保有されている口座から振り込まれなければなりません。第三者による支払は認められません。

電信送金に係る銀行手数料は、申込代金から控除され、控除後の純額が受益証券に投資されるものとします。

受益証券は、該当する申込日まで発行されませんが、申込金額は直ちにファンドの口座に入金され、ファンドの保管資金（利息はつきません）となります。受益証券の発行に先立ち、管理事務代行会社は、該当する申込日の終了直後のファンド営業日に投資が実行されるように、申込金額を解除することができます。管理会社、受託会社、管理事務代行会社のいずれも、かかる場合に、申込金額の解除によって申込者が被ることのあるいかなる損失に対しても責任を負いません。

マネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリング防止およびテロ防止対策に関して適用ある法定の要件の遵守を確保するため、管理会社を代理する管理事務代行会社、受託会社および／または投資運用会社（それらの

任命する、当該法域の内外の受任者、復受任者もしくは代理人を含む）は、申込者の身元および資金源ならびに申込者の実質的所有者の身元の確認を要求します。

受託会社および管理会社は、管理事務代行会社に対して、申込者の身元および住所、税務リスク特性および資金源を確認するため、および／またはファンド、管理会社または投資運用会社を代理していずれの法域の法令規則を遵守するために、管理事務代行会社が必要と考える情報および書類を請求する権限を付与しています。

申込者から入手した情報、または申込者、ファンドまたはその事業に関して入手した情報は、ファンドまたは管理事務代行会社によって、ファンドまたは管理事務代行会社の事業の過程において、法域内外の第三者（主に、関係会社、サービス提供会社および／または規制・司法・税務・行政当局を含む）に対して開示されることがあります。

各申込者は、管理事務代行会社（または管理会社、受託会社もしくは投資運用会社）が要求した情報および書類を提供しなかった場合または当該情報および書類の提供が遅れた場合、当該申込者の申込書の処理の遅延または拒絶、あるいは償還金の支払いの遅延に起因して生じるいかなる損失に対しても、管理会社、受託会社、投資運用会社および管理事務代行会社を免責することを承認し、それに同意するものとします。

通常、管理事務代行会社は、投資者が最初に受益証券を申し込む際に、顧客デューデリジェンス書類を要求します。ただし、規制上の変更の結果として、または買戻しに関連して、あるいはその他の理由で、管理事務代行会社は継続的なデューデリジェンスの実施を要求することがあり、したがって管理事務代行会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の身元を確認するのに必要な情報をいつでも要求する権利を留保しています。管理会社を代理する管理事務代行会社、受託会社および／または投資運用会社は、受益証券の譲受人に関しても当該本人確認の証拠書類を要求することができます。

申込者または譲受人からの本人確認証拠書類の提出が遅れる場合や当該書類が提出されなかった場合、管理会社、受託会社、投資運用会社またはこれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受諾または当該譲渡の登録を拒否し、当該申込者の保有ポジションを強制的に買戻すことができます。その場合、受領した資金は、当初の振込元の口座宛に利息を付さずに銀行手数料を差し引いた上で返還されるか、受託会社、投資運用会社または管理事務代行会社によって、適用されるマネー・ロンダリング防止制度を遵守して取り扱われます。

申込者は、申込者の情報が、管理会社、受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社およびそれらの各代理人、子会社または関連会社によって、ケイマン諸島内外におけるマネー・ロンダリング防止および反テロ資金供与対策ならびに類似の事項に関連して政府機関、規制当局およびその他の関係機関等からの要求に応じて開示されることについて、申込みを行うことにより同意するものとします。

管理会社、受託会社、投資運用会社および管理事務代行会社のいずれかが、ファンドに対する支払い（申込みの場合またはそれ以外の場合）に犯罪行為の収益が含まれている、またはいずれかの取引がマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に何らかの関連があるとの疑いを持った場合、管理会社、受託会社、投資運用会社および／または管理事務代行会社は、法律により、かかる疑いのある支払および取引を報告することが要求されます。かかる報告は、法令その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

ケイマン諸島の居住者は、あるケイマン諸島の居住者が犯罪行為を行っているか、テロ活動もしくはテロリストの財産に係わっていることを知った場合またはその疑いを持った場合またはかかる認識もしくは疑いを持つ合理的な根拠がある場合で、かつ、かかる認識もしくは疑いに関する情報を、規制事業部門の業務の過程で、またはその他の事業、職業もしくは雇用において認識するに至った場合には、（ ）それが犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに係る場合には、ケイマン諸島の金融報告庁（以下「FRA」といいます。）または指定の役人（ケイマン諸島

の犯罪収益法（改正済）に従って任命されます）に対し、または（ ）それがテロ活動もしくはテロリスト金融もしくはテロリスト財産に関係している場合には、ケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に従ってFRAまたは巡査もしくは指定された役人に対し、かかる認識もしくは疑いを報告する義務を負います。かかる報告は守秘義務の違反または法律その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

受託会社および管理事務代行会社は、受益者への買戻代金の支払いが、関係法域のいずれかの者による反マネー・ロンダリング法または反テロリズム法の違反につながる可能性があるとの疑いを持っている場合またはその旨の助言を受けている場合、またはファンド、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社またはそれらの関連会社または子会社が当該法域の反マネー・ロンダリング法または反テロリズム法を遵守するために必要である場合には、当該受益者への買戻代金の支払いを拒否することができます。

受益証券の各申込者は、マネー・ロンダリング防止プログラムに関連してファンドが要求する表明を行うことが要求されます。さらに、受益証券の申込みを行うことにより、各申込者は、米国財務省の外国資産管理局（OFAC）および国連および英国の枢密院勅令によりケイマン諸島に拡大された欧州連合の制裁リストを含む適用ある制裁リスト（以下「制裁リスト」といいます。）に記載されている、禁止された国、地域、個人または事業体ではないこと、いずれかの制裁リストに記載されている国、地域、個人または事業体と直接的または間接的に関連する者ではないこと、また申込代金が、マネー・ロンダリング防止に関する法令規則を含む、米国の連邦・州、ケイマン諸島またはその他の国際的な法律・規則に違反する可能性のある活動から直接的または間接的に派生するものではないことを表明するものとします。また、各申込者は、申込代金が、マネー・ロンダリング防止に関する法令規則を含む、ケイマン諸島、米国の連邦・州またはその他の国際的な法律・規則に違反する可能性のある活動から直接的または間接的に派生するものではないことを表明することが要求されます。

受託会社、管理会社、投資運用会社および管理事務代行会社の各々（ならびにそれらの各受任者、関係会社、子会社、従業員もしくは代理人）は、申込者が要求された情報および書類を提供しなかった場合における申込契約書または買戻請求書の処理の遅延もしくは不処理の結果として生じるいかなる損失に対しても免責されるものとします。申込者からの本人確認情報の提供が遅れるか、当該情報が提供されなかった場合、管理会社、受託会社またはそれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒否するか、かかる情報の提供を条件として発行されている受益証券を強制的に買戻すことができます。申込者から必要情報の提供が遅れたことや当該情報が提供されなかったことに起因してファンドが被った経費、損失または費用は、当該申込者が負担するものとします。受託会社、管理会社、投資運用会社または管理事務代行会社（またはそれらの各受任者、関連会社、子会社、従業員もしくは代理人）は、いかなる場合も、申込みの拒絶または買戻代金の支払の拒絶もしくは遅延の結果申込者が被った損失につき責任を負わないものとします。

AML オフィサーの任命

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則およびケイマン諸島金融庁が発行したガイダンスに従い、ファンドは、反マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告オフィサー、副マネー・ロンダリング報告オフィサー（以下、併せて「AML オフィサー」といいます。）に自然人を任命することが要求され、AML オフィサーをそれぞれ任命しています。AML オフィサーの身元に関する詳細な情報（英文のみ）は、管理会社に連絡することにより入手可能です。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式で発行されます。すなわち、受益者の権原は、ファンドの受益者名簿への登録によって証明されるものとし、受益証券の券面は発行されません。受益証券の券面

は、受託会社が別段の決定を行う場合を除き、発行されません。管理会社は、信託証書に基づき、受託会社を代理して、受益証券の発行者として任命され、かつ授權されています。

受益証券は、単一の名義で、または最大4名の共同名義で登録することができます。共同名義で登録される場合、共同保有者は、当該受益証券の全部もしくは一部の譲渡または買戻しに関して、共同保有者のうちいずれか1名の単独の書面による指示に基づいて行為する権限を管理事務代行会社に付与することができます。かかる授權がない限り、管理事務代行会社は、共同保有者全員の書面による指示に基づいてのみ行為します。

新規発行証券への投資

ファンドが投資する投資先ファンドによっては、ファンドが、米国金融業界規制機構（FINRA）の規則5130および5131の目的上「制限された投資家」であるか否かを判断することを要求することがあります。FINRAの同規則は、制限された投資家による一定の新規公開株式への投資に対して一定の制限を課しています。

ファンドのある投資者または投資者のグループが、ファンドを「制限された投資家」に分類させる原因となる場合、ファンドは、制限された投資家による投資を制限している投資先ファンドに参加しない（または「制限された投資家」として参加する）新たなクラスを作って、当該投資者の受益証券を当該新規クラス（以下「制限付受益証券」といいます。）に転換させる権利を留保しています。同じ投資目的、投資戦略および投資制限が各クラスに適用されますが、除外された投資先ファンドに関する利益および損失は制限付受益証券には配分されないものとし、または制限付受益証券の保有者は、当該投資先ファンドの「制限された投資家」のクラス持分の利益および損失に参加しないものとします。かかる場合、管理会社および受託会社は、制限された者および制限された投資家が保有する受益証券を、対応する新しいクラスの制限付受益証券に強制的に転換させることができます。制限付受益証券の各クラスは、対応する非制限受益証券クラスと同じ権利および義務を有するものとし、本書中、「クラス」という場合、それに対応する制限付受益証券のクラスも含むものとします。

非制限受益証券の保有者が、当該受益者の地位の変更、FINRAの規則の変更または法律・規制によるその他の要件により、新規発行証券への参加資格を失うことになった場合、受託会社および管理会社は、非制限受益証券を対応するクラスの制限付受益証券に強制的に転換させることができます。

（２）日本における販売

日本においては、前記「第一部 証券情報（７）申込期間」記載の申込期間に、同証券情報に従って、販売会社により取扱いが行われます。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」および当該約款の変更契約（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。

受益証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできません。

2 【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

受益証券の買戻し

受益証券の買戻しを希望する受益者は、管理事務代行会社に対し、買戻請求書に指定される住所宛に、署名された買戻請求書を交付する必要があります。完成された買戻請求書は、該当する買戻日の少なくとも100暦日前の日の午後5時（シンガポール時間）までに、管理事務代行会社が受領する必要があります。かかる時刻を過ぎて受領された買戻請求は、繰り越され、翌買戻日に取り扱われます。ただし、受託会社が投資運用会社と協議の上で当該日後に買戻請求書の提出の受諾を認める場合はこの限りではありません。ただし、いかなる場合も、買戻請求が該当する評価日の評価時点後に管理事務代行会社により受領された場合に、当該買戻請求が当該買戻日付で取り扱われるために受諾されることはないものとします。

買戻請求書は、電子メールまたは郵送により管理事務代行会社に交付することができます。受託会社、投資運用会社、管理会社および管理事務代行会社のいずれも、電子メールの送信エラー、電子メールにより送信された買戻請求書の判読不能または適切に授權された者から発せられたと誠実に信じられる当該電子メールによる指示の結果として行われた行為に起因して生じた一切の損失については責任を負いません。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止要件または類似事項に関連して請求された書類が管理事務代行会社によりまだ受領されていない場合には、買戻代金を保留することができます。受託会社、投資運用会社、管理事務代行会社またはそれらの代理人もしくは関連会社のいずれも、買戻代金の支払の実行の遅延または拒否の結果として発生した損失について責任を負いません。

受益者は、一旦提出した買戻請求書を、受託会社が純資産価額の決定を停止する場合（後述）または投資運用会社が合意するその他の場合を除き取消することはできません。

買戻手数料

米ドル建クラスの受益証券の買戻しには、買戻手数料はかかりません。

買戻代金

受益証券は、該当する買戻価格で買戻しが行われます。受益証券の買戻価格は、該当する買戻日の直前の評価日の評価時点における該当するクラスの1口当たり純資産価格に相当する金額とします。

決 済

買戻代金は、通常、買戻日後1～2ヶ月以内に、またはこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の書類が受領されてから速やかに、受益者のリスクおよび費用負担で、電信送金により現金で支払われます。現金支払は、買戻される受益証券の運用通貨建てで行われます。いかなる場合も、買戻代金の第三者への支払または第三者の口座への振込みは認められません。

受託会社、投資運用会社、管理会社または管理事務代行会社のいずれかが、ある受益者に対する買戻代金の支払もしくは金銭の分配によって、いずれかの関係法域におけるいずれかの者による適用あるマネー・ロンダリング防止等の法令規則違反を引き起こす可能性があるとの疑いを持つかまたはその旨の助言を受けた場合、またはファンド、受託会社、投資運用会社および管理事務代行会社が関係法域において当該法令規則を確実に遵守するために必要もしくは適切であるとみなす場合、受託会社および/または管理事務代行会社は、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒否する権利を留保します。

投資先ファンドが当該ファンドからの買戻代金の決済を遅延または延期する権限を行使する場合、ファンドは決済を遅らせることができます。

投資先ファンドからの買戻代金の決済に制限や遅延が生じている場合、または上場資産の流動性が低下している場合や不利な市場環境にある場合を含む特定の状況下においては、受託会社は、買戻金額の全部または一部の支払いを、現物資産の譲渡（清算を行おうとしている信託、口座または団体に当該資産を移転することにより実行され、買戻しを請求している受益者の利益の

ために売却またはその他の方法で換金します。)によって行うことができます。譲渡される資産は、本書に記載されている評価規定に従って、該当する買戻日に評価されます。買戻しを請求している受益者が受領する現金手取額は、当該資産が売却または換金された日の当該資産の価値を反映します。清算を行おうとしている信託、口座または団体の運営費用および資産の管理、売却その他の換金の費用は、買戻しを請求している受益者に支払われる買戻代金から控除されます。

買戻しの繰延べ

一買戻日について受領した買戻請求の全部を充足すると合計でファンドの純資産価額の30%（または受託会社が一般的にまたは特定の買戻日について決定するこれより高い割合）（以下「買戻し閾値」といいます。）を超える受益証券が買い戻される結果となる場合、受託会社は、投資運用会社と協議の上、当該買戻日に受益証券の買戻しを請求している受益者の間で当該買戻請求を按分比例により縮減し、買戻し閾値を上限とする合計額の買戻しのみを実施することができます。完全に充足されていない買戻請求は、翌買戻日に繰り越されますが、他の買戻請求に対する優先権を有しません。受益証券は、買戻しが行われる買戻日の実勢買戻価格で買い戻されます。

強制買戻し

受託会社は、理由の有無にかかわらず、受益者に書面で通知することによって、受託会社が指定する日に、当該受益者の受益証券の全部または一部を買い戻すことができます。ただし、通知は、当該買戻しの5日以上前に行われるものとします。

受託会社は、以下のいずれかを認識した場合、当該受益者が保有する受益証券を買い戻すことができます：()受益者が適格投資者でなくなった場合、()受益者がいずれかの国、規制当局、政府機関の法令もしくは要件に違反して受益証券を保有している場合、または()受益者による受益証券の継続的な保有により、ファンドや他の受益者に税務上、規制上またはその他の不利な結果となる過度のリスクをもたらすかまたはその可能性があるとして受託会社が判断した場合。受益者は、自らが上記のいずれかの状況に該当することを認識した場合にはいつでも、直ちに受託会社、管理会社および管理事務代行会社に通知することが要求されます。

特定の受益者を理由に、ファンドの資産からフィー、支払金、源泉徴収または控除の支払いが必要になった場合、受託会社は、当該金額を支払うために、当該受益者の受益証券の一部を買い戻すことができます。かかる場合、当該買戻代金は、当該受益者には支払われず、受託会社から関連する第三者に直接支払われることができます。

受益証券の譲渡

受益証券は、受託会社および投資運用会社が、投資運用会社と協議の上、書面で事前に同意した場合を除き譲渡することはできません。かかる同意は、受託会社または投資運用会社のいずれかにより、その絶対的な裁量で留保されることができます。

受益証券の譲渡は、適用されるマネー・ロンダリング防止方針および手続きに従うことを条件に行うことができます。譲受人には、申込契約を締結することが要求され、ファンドの適格投資者の要件を満たすことが要求されます。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、販売会社を通じ、管理事務代行会社に対し、その保有する受益証券の買戻しを請求することができます。

受益証券は、該当する買戻日において、該当する買戻価格で買い戻されます。買戻し単位は、1口以上1口単位です。

当該買戻しが実行される買戻日の100暦日前の日の日本における前営業日までに販売会社が受け付けた買戻請求を、ファンドの当該月の受付分として取り扱い、当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買戻請求は、翌四半期の受付分として取り扱います。

通常、該当する買戻し日から1～2ヶ月以内に、販売会社に対して、ファンドから買戻代金が現金で支払われます。販売会社は、ファンドから買戻代金を受領したことを確認し次第、速やかに投資者に対して買戻代金を支払います。

買戻代金は、口座約款に従い、円貨または米ドルで支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドルへの換算は東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとします。

なお、前記「(1)海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。受益証券の買戻しに関する照会先は、前記「証券情報 (8)申込取扱場所」に記載にする販売会社です。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価額の決定

ファンドの純資産価額、各クラスの純資産価額、各クラスの1口当たり純資産価格は、信託証書に定められ、以下に要約される評価規定に従い、各評価日の評価時点において、管理事務代行会社により計算されます。

各クラスの純資産価額の決定の目的上、各クラスに関し、ファンドの帳簿内において、明確に指定された別個の会計記録が設定されます。各受益証券の発行代金に相当する金額が該当するクラスの会計記録の貸方に記録されます。純資産価額の増減（この目的において、新規申込みによる純資産価額の増加、買戻しまたは分配金の支払による純資産価額の減少および特定の調整（後述）は考慮しません。）は、直前の評価日における各会計記録が示す、純資産価額に対するそれぞれの割合に基づき、各クラスの会計記録に割り当てられます（新規申込み、買戻しまたは分配金の支払の調整後）。その後、受託会社が当該クラスのみに関連すると判断する、費用、損失、分配、利益、稼得および収益（基準通貨以外の通貨建クラスの為替エクスポージャーのヘッジに係る経費および利益を含みます。）の指定された調整が、各クラスの会計記録に割り当てられます。純資産価額は、信託証書および後述する資産の評価原則に従って決定されます。

各クラスは、通常、1口当たり純資産価格が異なります。あるクラスに関して計算される運用報酬および成功報酬は、当該クラスの純資産価額から控除されます。特定のクラスに関連する報酬および費用は、当該クラスの純資産価額を計算する際に当該クラスに対して請求されます。その他の報酬および費用は、それぞれの純資産価額に応じてクラス間で比例配分されるか、または受託会社が衡平と考えるその他の方法で配分されます。

各評価日の1口当たり純資産価格は、該当するクラスの純資産価額を当該評価時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除して計算されます。1口当たり純資産価格は、小数点第7位まで計算され、小数点第5位以下を切り捨てとします。切り捨てられた金額は、ファンドの利益として留保されます。

資産の評価

ファンドの資産は、以下の原則に従って評価されます。

() 証券取引所において上場または建値されている証券は、該当する評価日における当該市場が正式にクローズする前の直近の取引価格で評価され、当該日に取引がなかった場合には、入手可能な直近の取引価格で評価されます。証券の価格が複数の取引所で入手可能な場合、当該証券の価格は、当該証券の主要市場を構成する取引所での直近の取引価

格とします。取引所がクローズしている場合、当該取引所において上場または建値されている証券は、当該取引所がクローズする前の取引日における直近の取引価格で評価されます。

- () 取引所で取引されていない集団投資スキームへの投資は、当該集団投資スキームの株式または受益証券の入手可能な直近の純資産価額で評価されます。集団投資スキームに関して管理事務代行会社が採用している価格設定のヒエラルキーは以下のとおりです（優先順位の高い順）：(1) 当該集団投資スキームの管理事務代行会社からの最終的な価格の採用、(2) 投資先である集団投資スキームの運用会社からの最終的な価格の採用、(3) 投資先である集団投資スキームの管理事務代行会社が決定した見積額の採用、(4) 投資先の投資運用会社が決定した見積額の採用、(5) 従前の最終的な価格の採用。見積額が採用される場合には、当該スキームの純資産価額がその後変動しても、当該見積額が最終的かつ決定的なものとします。当該集団投資スキームがファンドに適用される可能性のある買戻手数料を課す場合、当該手数料は、発生基準で純資産価額に含まれますが、確定されていない場合は含めないものとします。
- () 証券取引所で取引されていない債券は、定評あるベンダーが提供するフィードを利用して、実現可能見込額の最善の見積額で評価されます。当該フィードは、主要な変数（報告された取引価格、ブローカー/ディーラーの相場、ベンチマーク利回り、発行者のスプレッド、ビッド、オファーおよびその他の参照データ、または金利イールドカーブ、債券スプレッド、クレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドを考慮した割引キャッシュフロー・モデルが含まれますが、これらに限定されません。）を使用して、マトリックス・アプローチを適用して価格を決定します。利息は、当該証券を取得した日から計上されます。
- () 証券取引所において上場または建値されていない証券は、ブローカーまたは受託会社が投資運用会社と協議の上当該目的のために承認するその他の適格者によって、慎重かつ誠実に見積もられた実現可能見込額で評価されます。
- () 取引所または市場において取り扱われるまたは取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における該当する決済価格で評価されます。かかる価格が入手できない場合、当該投資の価額は、受託会社が当該目的のために任命する適格者によって、慎重かつ誠実に見積もられた実現可能見込額とします。取引所または市場において取り扱われていないまたは取引されていないデリバティブ商品は、当該取引のカウンターパーティーから入手した直近の評価に基づいて評価されます。
- () 現金預金は、額面金額に経過利息を加えた額で評価され、コマーシャルペーパーおよび短期国債は、額面金額に経過利息を加えた額で評価されます。
- () 基準通貨（米ドル）以外の通貨建ての価額（有価証券または現金であるかを問いません。）は、投資運用会社が関連あると考えるプレミアムもしくは割引および為替費用等を考慮しつつ、投資運用会社が当該評価時点の営業終了時において適用あるとみなすレート（公式であるか否かを問いません。）で基準通貨に換算されます。

ある特定の資産について、上記の評価方法に従った評価を行うことが不可能もしくは実際的でない場合、受託会社およびその受任者は、当該資産の適切な評価を達成するために、その他の一般に認められた評価方法を利用する権利を有します。

上記にかかわらず、投資対象の価額を計算するにあたり、受託会社またはそのいずれかの受任者（管理事務代行会社が含まれますが、これに限定されません。）は、その絶対的な裁量で決定する自動プライシング・サービスに依拠することができます。かかる自動化された情報源から価格が得られない投資対象については、受託会社またはその受任者である管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、他の適切な独立の情報源、独立のブローカー、マーケット・メーカー、

その他の仲介業者または第三者から提供された情報を使用することができます。管理事務代行会社は通常、投資先ファンドの管理事務代行会社が提供する当該ファンドの純資産価格に依拠します。投資運用会社は、投資先ファンドから提供された純資産価額計算書を検討し、かかる評価に対して異議を申し立てる責任を負いますが、管理事務代行会社は、投資運用会社が行った異議申し立てが当該投資先ファンドの管理事務代行会社によって受け入れられない限り、かかる異議を反映しないものとします。受託会社、投資運用会社または受託会社の受任者である管理事務代行会社のいずれも、いかなる場合においても、かかるプライシング・サービス、ブローカー、マーケット・メーカーまたはその他の仲介業者が提供する情報の不正確性に起因する投資対象の価格の計算の過誤を理由に被る損失に対して責任を負いません。

受託会社またはその受任者である管理事務代行会社（および受託会社のその他の受任者）は、その裁量により（ただし、投資運用会社と協議の上で）、その他の評価方法が投資対象の公正価値をより良く反映し、かつ、適切な会計慣行に則ったものであると考える場合には、その他の評価方法の利用を認めることがあります。受託会社は、管理事務代行会社に対して、ファンドの純資産価額の決定およびそれに関する裁量権の行使をそれぞれ委任しています。

投資先ファンドの資産は、容易に観察可能な市場価格を有さない可能性があり、したがって、ファンドに提供される純資産の評価の一部または全部が、重要な観察不能なインプット、複雑なモデルおよび仮定に依拠している可能性があります。また、投資先ファンドの投資運用会社が当該ファンドの評価に重要な役割を担うことがあるため、利益相反が生じる可能性があります。さらに、大部分の投資先ファンドは容易に換金可能ではなく、換金された場合には換金日時時点で評価されるため、ファンドの純資産価額に用いられた価格は、ファンドが実際に換金できる価格とは異なります。

ファンドの投資プログラムの通常の過程において、ファンドが非流動性投資を行うことは意図されていませんが、投資対象の流動性が低下した場合、かかる非流動性投資は、投資運用会社と受託会社が合意する独立の第三者評価者によって評価される場合があります。かかる非流動性投資の評価方法においては、ポジションの規模や純資産の評価に対する調整の重要性、および（該当する場合）停止期間や停止が解除される決議の予想される時間枠などの要因が考慮されます。かかる要因（該当する場合）は、非流動性の原因となった状況の性質に関する第三者評価者の評価、一般的な市場条件および投資運用会社からのインプットに応じて随時変更される可能性があることに投資者は留意する必要があります。

投資運用会社がファンドの資産の評価において役割を担うことは想定されていませんが（上記のとおり投資先ファンドの評価に対する異議申し立てを除く）、ファンドのいずれかの資産の評価が困難になった場合（上場廃止、純資産価額の停止、非流動性など）、投資運用会社は当該状況ならびに投資運用会社が当該資産の評価に関与する場合について、直ちに受益者に開示するものとします。

純資産価額（またはその一部）が管理事務代行会社以外の者によって算出された場合、当該評価がその時点で有効なファンドの評価方針に従って行われたとしても、CIMAは、ファンドに対し、当該評価を監査人またはその他独立の第三者に検証させるよう要求することができます。

ファンドの年次財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されます。ただし、上記の評価基準は、必ずしもIFRSに従っているわけではありません。

ファンドが適宜採用する評価基準がIFRSから逸脱する場合、IFRSを遵守するために、監査済年次財務書類に必要な調整が行われる場合があります。該当する場合には、IFRSに従って決定された年次財務書類に記載された価額を、上記の評価方針を適用して得られた価額に対して調整するために、年次財務書類に対する注記に調整が含まれる場合があります。悪意または明白な誤りがない限り、本書に定められるファンドの資産および負債の価額の決定は、すべての受益者に対して最終的なものとします。いかなる場合も、またいかなる状況においても、受託会社、管理事務代

行会社または投資運用会社は、ファンドの純資産価額の決定に関して誠実に行われた決定、提供した助言またはその他の作為もしくは不作為に対して、個別に債務または責任を負うことはありません。

上記は、純資産価額の計算方針の概略です。純資産価額の計算方針の写し（英文のみ）は、請求により入手することができます。

純資産価額の計算および／または取引の一時停止

受託会社は、以下の期間の全部または一部について、投資運用会社および管理事務代行会社と協議の上いつでも、（ ）一もしくは複数のクラスの純資産価額の計算、（ ）一もしくは複数のクラスの受益証券の発行、または（ ）一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻しのうちまたは複数を一時的に停止することができ、かつ、別個の独立した権利として、受益証券もしくは該当するクラスの買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払を延期または停止することができます。

- (a) ファンドが保有する投資対象の重要部分が取引されている証券取引所が通常の休日以外にクローズしている期間または当該取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) ファンドが投資する投資先ファンドが、その形式を問わず支払の遅延または繰延べ（決済の遅延、制限または停止条項を含む）を実行している期間
- (c) 緊急事態を構成する状況が存在しており、その結果として、（ ）ファンドが所有する投資対象の重要部分の処分が合理的に実行不可能であり、受益者の利益を著しく損なう可能性がある場合、または（ ）ファンドがその純資産価額を公正に決定することが合理的に実行不可能である場合
- (d) ファンドが、すでに受理されているいずれの買戻請求も、該当するクラスの運用通貨をもって合法的に充足させることができない期間
- (e) ファンドの投資対象の重要部分の価格の決定に際し通常用いる通信手段に故障が生じている期間
- (f) 疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、社会不安、暴動、ストライキもしくは天災により、またはこれに起因して、投資運用会社または管理事務代行会社のファンドに関する業務の運営が、実質的に中断または閉鎖されている期間
- (g) 受託会社が、ファンドの解散を決議した場合

管理事務代行会社は、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了した時も受益者に通知を行うものとします。

（２）【保管】

すべての受益証券は登録形式で発行され、ファンドの受益者名簿への登録がその所有の証拠となります。管理会社は、受益証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱います。受益証券の券面は、原則として発行されません。

日本の投資者が販売会社を通じて取得した受益証券は、日本における販売会社またはその保管機関の名義で受益者名簿に登録されます。

（３）【信託期間】

ファンドは、2021年2月12日（信託宣言の日付）から149年が経過した日に終了します。ただし、ファンドは、後記「（５）その他 ファンドの終了」に定めるいずれかの事由が発生した場合には終了されます。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は、各年の３月の最終暦日に終了します。ただし、最初の会計年度は、2023年３月31日に終了します。

（５）【その他】

ファンドの終了

信託期間は、以下の事由のうちいずれかが最初に発生した時点で終了するものとします。

- ・ ファンドを継続することも、別の法域へファンドを移転させることも、違法となるか、または実行不可能、不得策もしくは受益者の利益に反すると受託会社が判断した場合
- ・ 受益者が受益者特別決議（信託証書に定義されます。）によって決定した場合
- ・ 信託宣言の日付（2021年２月12日）から開始し、当該日から149年が経過した日に終了する期間が終了した場合
- ・ 受託会社が投資運用会社と協議の上でファンドを終了させることを決定し、当該決定を受益者に通知した場合。かかる終了は、受託会社による通知の送付日または受託会社が当該通知に特定するそれより後の日から５ファンド営業日以内に開始されます。
- ・ 受託会社が辞任する意思を書面で通知した場合または受託会社が強制もしくは任意清算に入る場合で、かかる通知または清算開始から90日以内に、受託会社の後任として受託会社の職を引き受ける用意がある他の企業が任命されない場合

また、すべての受益者の受益証券の買戻しが行われ、よって、信託証書に従いファンドの資産の現金化後に信託の受益者が一人もいなくなる場合にも、ファンドは終了されます。

信託証書の変更

受託会社は、いかなる目的であれ、当該目的のために適切であると判断する方法および範囲で、証書により信託証書の規定を修正、変更または追加することができます。いかなる修正、変更または追加も、受益者全体の利益が影響を受けるのであれば、受益者決議（信託証書に定義されます。）による承認を得た上でなければ行われたいものとします。ただし、当該修正、変更または追加が以下に該当するものであると受託会社が判断し、その旨を書面で証明する場合はこの限りではありません。

- (a) 受益者の利益を著しく害せず、受託会社またはその他の者を受益者に対する責任から重要な程度で免責する効果を有しないもの
- (b) 会計上、法律上または公的な要件（法的拘束力の有無を問いません。）を遵守可能とするために必要となるもの
- (c) 明らかな誤りを正すために行われるもの

別の法域への移転

受託会社は、受益者の最善の利益に沿うものであると判断した場合、他の国もしくは場所にある別の法域にファンドを移転させることができます。かかる移転には、受益者決議が要求されます。

受託会社の解任

受託会社は、全発行済受益証券の50%超を代表する受益証券の２名以上の保有者の投票により、いつでも解任されます。受託会社は、90日以上前にすべての受益者に書面で通知することにより任意で退任することができますが、退任と同時に、受託会社または受益者によって選任された後任の受託会社が、信託証書に定める方法に従い、新しい受託会社となるものとします。

投資運用会社の解任

信託証書に基づき、受託会社は、全発行済受益証券総数の50%超を表示する受益証券を保有する2名以上の保有者の承認を得た場合を除き、投資運用会社を解任することはできません（ただし、投資運用会社の関係会社を任命する場合はこの限りではありません）。

その他の関係法人の変更

投資運用会社を除き、ファンドに関して任命されたサービス提供会社を変更する場合に受益者の同意は要求されません。受託会社は、投資運用会社以外のいずれのサービス提供会社も変更することができますが、（ ）投資運用会社の変更は上記のとおり受益者の同意を条件とし、（ ）管理会社によって任命される販売会社および代行協会の会員の変更は管理会社の同意を条件とします。また、受託会社は、受益者に事前の通知を行うことなく、サービス提供会社の任命の条件（サービス提供会社に支払われる報酬を含む）を変更することに合意することができます。

条件の変更

信託証書の規定に従い、受託会社は、潜在的投資者（または既存の受益者）と書面による契約を締結し、当該潜在的投資者（または既存の受益者）との間で、かかる者に関して、ファンドに関する英文目論見書の募集条件の一部または信託証書の規定の適用を放棄または修正すること（他の受益者に適用される条件および英文目論見書に規定される買戻しの一般的条件と異なる条件に基づく報酬および買戻請求権を定めことを含む）を合意することができ、当該受益者に対してファンドの別のクラスの受益証券を発行することを決定できます。

適用法に従い、受託会社は、受益者の承認を得ることなく、英文目論見書を修正して、以下のいずれかの方法で、いずれかの受益証券に適用される募集条件を変更することができます。

- (a) 重要な点において受益者に悪影響を与えないと受託会社が考える変更を行うこと。
- (b) 関連ある規制当局、管轄裁判所、政府または政府機関（税務当局を含む）の意見、指令、命令、法令、判決または規則に含まれる要件、条件またはガイドラインを満たすために必要または望ましい変更を行うこと。ただし、当該変更は、受益者への悪影響を実務上可能な限り最小化する方法で行われるものとする。

受託会社は、受益者決議（信託証書に定義されます。）による受益者の同意を得た上で、いずれかの受益証券に適用される募集条件を変更するために英文目論見書を変更することができますが、当該変更は、受益者を差別するものにならないことを条件とします。かかる変更を審議するために招集される集会には、通常、信託証書中の総会に関する規定が準用されるものとします。受託会社が受益者から当該承認を求める場合、変更案の通知を行った後、受託会社は変更案に対する賛否の回答を求めるものとします。受益者からの回答がない場合、受託会社は、当該受益者は変更案に同意したものとみなします。

ファンド資産の保管

信託証書に基づき、受託会社は、各投資対象を受託会社の名義で登録することにより、ファンドの投資対象を信託で保有し、信託証書の権限と規定に従い、受益者の利益のために投資対象を保管することに責任を有します。

かかる保管業務を提供するに当たって、受託会社の義務は、各投資対象を受託会社の名義で信託財産の一部として保有することに限定され、受託会社は、各投資対象が受託会社の名義で登録されることを確保する責任を管理事務代行会社またはその他の者に委任することにより、その義務を完全に履行することができます。信託証書に基づき、受託会社は、当該受任者の作為もしくは不作为に関して責任を負いません。

ケイマン諸島のデータ保護

ケイマン諸島の2017年データ保護法（随時行われる改正を含め、以下「データ保護法」といいます。）の目的上、受益者に関して提供される個人データならびにファンドに関して個人データが提供される受益者の各代表者、取締役、役員、代理人または実質的所有者の個人データについてのデータ管理者は受託会社とします。個人データは、申込契約書に記載されているケイマン・プライバシー通知に従って取り扱われるものとします。ケイマン・プライバシー通知は、当該個人データが取り扱われる目的、当該データが開示または転送される可能性のある状況、当該データに関する受益者の権利およびその他の事項を定めています。

ファンドは、データ保護法で定義されるデータ取扱者として管理事務代行会社を雇用しています。管理事務代行契約に従い、管理事務代行会社は、データ取扱者として、以下を行うことが認められています（ただし、以下に限られません）：管理事務代行契約に基づくサービスを提供し、マネー・ロンダリング防止関連の審査および関連行為を行うために個人データ（データ保護法および管理事務代行契約に定義されます。）を取り扱うこと、サービス提供のために個人データをその関連会社、従業員、代理人、受任者、下請業者、信用照会機関、専門アドバイザーまたは管轄当局に開示または転送すること、および税務上および規制上の情報を管轄機関または当局に報告すること。

管理事務代行会社は、データ取扱者として、特に、適用法によって妨げられる場合または別段の要求がある場合を除き、受託会社の文書化された指示に従うことを条件として、当該個人データに基づき行為し、それらを取り扱うものとし、個人データにアクセスするすべての者が適切な守秘義務を負うことを保証するものとします。管理事務代行契約の終了時には、ファンドの選択により、当該個人データは破棄されるか、ファンドに返却されますが、適用法によって当該個人データの返却または消去が妨げられる場合はこの限りではありません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用会社は、受託会社に6ヶ月前に書面で通知することにより、投資運用契約を終了することができます。受託会社は、受益者決議により承認された場合には、6ヶ月前に書面で通知することにより、投資運用契約を終了することができます。投資運用契約は、シンガポールの法律に準拠します。

管理事務代行契約

管理事務代行契約の当初期間は1年間であり、その後1年ごとに自動更新されます。本契約は、いずれの当事者も、自動更新の前に90日以上前の書面通知をもって終了することができますが、一定の状況においては直ちに終了することができます。管理事務代行契約は、シンガポールの法律に準拠します。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面で通知することにより終了します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社により後任の代行協会員が指定されることを条件とします。代行協会員契約は、日本の法律に準拠します。

受益証券販売・買戻契約

いずれの当事者も、3ヶ月以上前に書面で通知することにより受益証券販売・買戻契約を終了することができます。受益証券販売・買戻契約は、日本の法律に準拠します。

4 【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対して直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、受託会社が管理会社と協議の上で決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、買戻日において、受益証券の買戻しを、管理事務代行会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが終了した場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて信託財産の分配を請求する権利を有します。

議決権

受益者集会は、受託会社が随時決定する場所で開催されます。各集会について、集会の開催場所・日時および集会で提案される決議案の内容を明記した書面による通知が、7日前（通知送付日を含みますが、集会日を除きます。）までに、受託会社（またはその代理人）により、各受益者に対して送付されるものとします。

定足数は、（ ）受益者決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の50%、または（ ）トラストまたはクラスについて受益者特別決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の75%以上を代表する受益証券を合計で保有する2名以上の受益者とし、議決権を有するすべての受益者および議決権を有する受益者の各代理人は、保有する各受益証券につき1議決権を有し、保有する受益証券の端数については、1議決権のうち当該端数に対応する議決権を有するものとします。

信託証書に従って受益者によって可決された決議は、当該集会への出欠を問わず受益者全員を拘束するものとし、各受益者および受託会社は、信託証書に含まれる補償に関する規定に従い、かかる決議を実施する義務を負うものとします。

信託証書の規定に従い、受益者集会に提案される可能性のある決議は、受益者の書面決議として提案することができ、全発行済受益証券の50%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社（またはその受任者）が受領した場合に可決されます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

狛・小野グローバル法律事務所

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 小野 雄作

弁護士 西村 早紀子

東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 5 霞が関ビルディング
狛・小野グローバル法律事務所
です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

以下に掲げるファンドの日本文の中間財務書類は、管理会社によって作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。

ファンドの中間財務書類は米ドルで表示されています。日本文の中間財務書類には円換算額が併記されています。円換算は、2022年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=136.68円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（注）ファンドの会計年度は毎年3月31日に終了し、最初の会計年度は2023年3月31日に終了します。ファンドの会計監査は、外国監査法人等であるデロイト&トウシュ監査法人が行います。

（1）【資産及び負債の状況】

MSスター ファンズ

貸借対照表

2022年4月24日現在＊

	米ドル	千円
資 産		
銀行口座	4,349,011.58	594,423
投資の取得原価 - ファンドへの投資	48,547,917.92	6,635,529
ファンドへの投資の評価益 / 評価損	1,848,824.11	252,697
マネー・ロンダリング報告オフィサー に対する前払報酬	2,888.90	395
前払設立費用	153,383.01	20,964
その他前払金	13,694.45	1,872
その他未収金	46,793.41	6,396
資 産	54,962,513.38	7,512,276
負 債		
未払成功報酬	148,237.77	20,261
未払運用報酬	87,878.01	12,011

未払管理事務代行報酬	12,000.00	1,640
未払監査報酬	13,708.50	1,874
未払CRSサービス報酬	2,000.00	273
未払FATCA・CRSサービス報酬	2,947.49	403
未払投資者サービス報酬	3,600.00	492
未払財務書類作成報酬	2,708.33	370
未払投資取引報酬	3,300.00	451
その他未払金	105,453.63	14,413
未処理申込代金	100,000.00	13,668
負 債	481,833.73	65,857
純資産価額	54,480,679.65	7,446,419

受益者資本

米ドル建クラス受益証券	54,480,679.65	7,446,419
受益者資本合計	54,480,679.65	7,446,419

* ファンドの純資産価額は各月の最終ファンド営業日にのみ計算されるため、近似値として2022年4月29日現在の貸借対照表を用いています。

MSスター ファンズ**損益計算書**

2021年10月25日から2022年4月24日までの期間*

	米ドル	千円
実現利益 / 損失		
ファンド投資に係る		
実現利益 / 損失	94,711.35	12,945
	94,711.35	12,945
未実現利益 / 損失		
外国為替取引利益 / 損失 - 貸借対照表	840.96	115
決済済ファンド投資に係る		
未実現利益 / 損失	1,848,824.11	252,697
	1,849,665.07	252,812
その他費用		
管理事務代行報酬費用	(12,000.00)	(1,640)
代行協会員報酬	(25,655.00)	(3,507)
監査報酬費用	(14,549.46)	(1,989)
銀行手数料	(1,970.27)	(269)

販売報酬	(128,274.96)	(17,533)
CRSサービス報酬	(2,000.00)	(273)
FATCA・CRSサービス報酬	(2,947.48)	(403)
財務書類作成報酬	(2,708.33)	(370)
投資者サービス報酬	(465.00)	(64)
法務報酬	(12,555.96)	(1,716)
マネー・ロンダリング報告オフィサー に対する報酬	(2,853.09)	(390)
その他専門家に対する報酬	(2,836.88)	(388)
設立費用	(575.01)	(79)
投資者サービス報酬	(3,600.00)	(492)
受託会社報酬	(24,192.60)	(3,307)
	(237,184.04)	(32,418)
投資運用報酬費用		
成功報酬	(148,237.77)	(20,261)
運用報酬	(128,274.96)	(17,533)
	(276,512.73)	(37,794)
当期純利益	1,430,679.65	195,545

* ファンドの純資産価額は各月の最終ファンド営業日にのみ計算されるため、近似値として2022年4月29日現在の損益計算書を用いています。

(2) 【投資有価証券明細表等】

MSスター ファンズ

投資有価証券明細表

2022年4月24日現在*

銘柄名	通貨	数量	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	純資産 に対する 比率 (%)
Haidar Jupiter International Ltd.Class B USD 11/21	米ドル	1,500.00	1,500,000.00	3,920,734.87	7.20
Aristeia International Ltd. Class A V Series Bench	米ドル	1,188.00	2,515,772.81	2,530,083.60	4.64
Fenghe Asia (USTE) Fund Ltd.-I- NR FEB 2019 Series	米ドル	1,583.35	2,555,141.00	2,365,117.00	4.34
HG Vora Special Opportunities fund Ltd. Class A UR	米ドル	2,500.00	2,500,000.00	2,339,287.00	4.29
Sachem Head Offshore Ltd. Common Series NR 11/21	米ドル	2,500.00	2,500,000.00	2,326,882.25	4.27

Systematica Alternative Markets Fund LTD-Class A	米ドル	11,646.32	2,000,000.00	2,272,404.85	4.17
Quantica Managed Futures Fund Inc. - Class A1 USD	米ドル	13,664.58	2,000,000.00	2,194,067.11	4.03
KL Special Opportunities Fund Ltd USD Class A	米ドル	8,559.78	2,000,000.00	2,185,476.14	4.01
Serenitas Credit Gamma Offshore Fund Ltd. Series A	米ドル	2,000.00	2,000,000.00	2,081,753.53	3.82
Boldhaven fund Class A UR USD Series 11/21	米ドル	2,000.00	2,000,000.00	2,067,155.86	3.79
Atlas Enhanced Fund, Ltd. - Class 10-C-1 - Series	米ドル	2,000.00	2,000,000.00	2,066,956.77	3.79
Alpine Heritage Offshore Fund Ltd. Series 01/22	米ドル	1,156.91	2,016,234.25	2,046,028.10	3.76
Blue Diamond Non Directional Fund SP - USD Jan 22	米ドル	6,283.11	2,018,181.92	2,020,120.94	3.71
Acasta Global Fund - Class D	米ドル	13,945.24	2,000,000.00	2,010,825.52	3.69
GCA Enhanced Offshore Fund, Ltd., Class A 01.07.18	米ドル	1,572.44	2,000,447.11	1,998,237.62	3.67
DLD Convertible Arbitrage Offshore Fund Ltd A	米ドル	1,872.96	2,022,593.84	1,994,488.55	3.66
Glazer Enhanced Offshore Fund, Ltd. USD Class 1121	米ドル	681.93	2,000,000.00	1,966,152.27	3.61
Arete Macro Feeder Fund - Class C1 UR	米ドル	1,399.55	2,000,000.00	1,850,206.25	3.40
Palestra Capital Offshore Fund Ltd. Class A	米ドル	2,000.00	2,000,000.00	1,845,630.12	3.39
Roubaix Offshore Fund Ltd. series 0222	米ドル	2,000.00	2,000,000.00	1,785,341.12	3.28
EDL Global Opportunities Fund Ltd. Class C NR/59	米ドル	1,728.56	1,728,556.20	1,634,746.65	3.00
Steadfast International Ltd. Class A	米ドル	19,317.42	1,931,742.48	1,613,841.78	2.96
Millstreet Credit Offshore Fund Ltd. Class A 11/21	米ドル	1,500.00	1,500,000.00	1,550,370.85	2.85
Galton Agency MBS Offshore Fund Ltd. Class A 11/21	米ドル	150.00	1,500,000.00	1,455,298.20	2.67
EDL Global Opportunities Fund Ltd. Class S1 NR/2	米ドル	219.85	199,386.68	222,718.98	0.41
Steadfast International Ltd. Class A - DI	米ドル	598.62	59,861.63	52,816.09	0.10

* ファンドの純資産価額は各月の最終ファンド営業日にのみ計算されるため、近似値として2022年4月29日現在の投資有価証券明細表を用いています。

2 【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

(2022年 6 月末現在)

	米ドル	千円
I 資産総額	55,003,038.64	7,517,815
負債総額	452,699.10	61,875
純資産総額（ - ）	54,550,339.54	7,455,940
発行済受益証券口数	54,383,356口	
受益証券 1 口当たり純資産価格（ / ）	1.00	137円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 アセント・ファンド・サービスズ（シンガポール）プライベート・リミテッド

取扱場所 シンガポール038987、テマセク・ブルバード7、
サンテック・タワー 1 #07-07A

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合には日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（2）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または当該時点でファンドについて発行済みの受益証券の純資産総額の10分の1以上を保有する登録受益者からの書面請求により要請された場合、通知に定められる時期および場所にて受益者集会を招集するものとし、信託証書の別表の規定が当該集会に適用されるものとします。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、受託会社および投資運用会社が、投資運用会社と協議の上、書面で事前に同意した場合を除き譲渡することはできません。かかる同意は、受託会社または投資運用会社により、その絶対的な裁量で留保されることがあります。

受益証券の譲渡は、適用されるマネー・ロンダリング防止方針および手続きに従うことを条件に行うことができます。譲受人は、申込契約を締結することが要求され、ファンドの適格投資者の要件を満たすことが要求されます。

第三部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2022年6月末現在の資本金の額は、1,000,000シンガポール・ドル（約98百万円）であり、無額面の全額払込済普通株式1,000,000株で構成されます。

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、便宜上、2022年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝98.10円）によります。

設立日（2019年6月4日）以降、資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

管理会社の最初の年次株主総会終了後の各年次株主総会において、その時の取締役のうち三分の一の員数の取締役（その員数が三または三の倍数でない場合は三分の一に最も近い数とします。）は退任します。各年において退任する取締役は、その直近の選任以降の就任期間が最長である者としますが、同日に選任された取締役が複数いる場合には抽選により決定されます（ただし、当該取締役の間で別途合意される場合はこの限りではありません）。退任する取締役は再任されることができます。

管理会社の事業は、取締役によってまたは取締役の指図もしくは監督に従って運営されます。取締役は、会社法または本付属定款に従い総会に付託することが要求される場合を除き、管理会社のすべての権限を行使することができます。

取締役は、随時、一またはそれ以上の員数の取締役を、取締役が適切と考える期間および条件に基づき、業務執行取締役として選任することができ、かつ、特定の場について合意された契約の条件に従い、かかる選任を取り消すことができます。かかる選任を受けた取締役は、その任期中は、上記の取締役の輪番制による退任の対象外とされ、取締役の退任の順番を決定する際に考慮されないものとしますが、理由の如何にかかわらず取締役を退任する場合には、自動的に選任は停止されます。

管理会社の現在の取締役は、以下のとおりです。

氏 名	役 職
原口有為	CEO兼業務執行取締役
三田邦博	取締役
松浦宏太	取締役

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、2019年6月4日にシンガポールで設立された非公開有限責任会社です。

管理会社は、シンガポール金融庁（以下「MAS」といいます。）によって規制される、登録された投資信託の運用会社であり、シンガポールの証券先物法に基づき資本市場業務免許の取得を免除されています。

管理会社は、信託証書の締結当事者として、信託証書の規定に従い、受託会社を代理して受益証券を発行する権限ならびに受益証券に関して一定の決定（特に、新規クラスの指定および条件の決定ならびに特定投資対象に関する決定）を行う権限を付与されています。

信託証書の規定に従い、管理会社は、信託証書に基づくその権限および義務の適正な履行において、またはファンドに関してまたはファンドに何らかの方法に関連して、管理会社が負担したまたは管理会社に主張されたすべての責任、債務、損失、請求、主張、手続き、要求、罰金、申立て、

判決、訴訟、経費または費用に関して、免責され、ファンドの資産から補償される一定の権利を有します。ただし、これらが管理会社の側の故意の詐欺行為、重過失または故意の不履行に起因する場合を除きます。

信託証書の規定に従い、管理会社は、信託証書に基づき付与された権利、特権、権限、義務、信託および裁量権の全部もしくは一部を委任することができますが、受託会社は当該受任者を監督する義務を負わず、また、当該受任者の作為または不作為を理由に発生した損失について、受託会社は責任を負いません。ただし、当該損失が受託会社の不正行為、故意の不履行または重大な過失の結果として生じた場合はこの限りではありません。

2022年6月末現在、管理会社が管理する投資信託／投資法人はファンドのみです。

3 【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近の事業年度の日本文の財務書類は、シンガポールの財務報告基準に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。
- c．管理会社の原文の財務書類はシンガポール・ドルで表示されています。日本文の財務書類には、円貨換算額が併記されています。日本円による金額は、2022年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル＝98.10円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

三田キャピタル・プライベート・リミテッド

（旧名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）

貸借対照表

2021年5月31日現在

	注記	2021年		2020年	
		シンガポール・ ドル	千円	シンガポール・ ドル	千円
資産					
売掛金およびその他の債権	4	9,585	940	133,000	13,047
現金および現金同等物	5	1,291,981	126,743	1,080,973	106,043
流動資産		1,301,566	127,684	1,213,973	119,091

資産合計		1,301,566	127,684	1,213,973	119,091
資本					
資本金	6	1,000,000	98,100	1,000,000	98,100
繰越(損失) / 利益		(353,724)	(34,700)	194,047	19,036
資本合計		646,276	63,400	1,194,047	117,136
負債					
契約負債	8	483,864	47,467	-	-
非流動負債		483,864	47,467	-	-
その他の債務	7	87,303	8,564	3,753	368
未払法人税		-	-	16,173	1,587
契約負債	8	84,123	8,252	-	-
流動負債		171,426	16,817	19,926	1,955
負債合計		655,290	64,284	19,926	1,955
資本および負債合計		1,301,566	127,684	1,213,973	119,091

添付の注記は本財務書類と不可分である。

（２）【損益計算書】

三田キャピタル・プライベート・リミテッド

（旧名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）

包括利益計算書

2021年５月31日に終了した年度

	注記	2021年 5 月31日 に終了した年度		自 2019年 6 月 4 日（設立日） 至 2020年 5 月31日	
		シンガポール・ ドル	千円	シンガポール・ ドル	千円
売上高	8	736,430	72,244	809,062	79,369
その他の営業収益	9	23,170	2,273	15,058	1,477
管理費用		(1,308,783)	(128,392)	(613,900)	(60,224)
金融収益		1,412	139	-	-

税引前(損失) / 利益	10	(547,771)	(53,736)	210,220	20,623
法人税費用	11	-	-	(16,173)	(1,587)
当年度 / 当期の(損失) / 利益		(547,771)	(53,736)	194,047	19,036
当年度 / 当期のその他の包括利益 (税引後)		-	-	-	-
当年度 / 当期の包括利益合計		(547,771)	(53,736)	194,047	19,036

添付の注記は本財務書類と不可分である。

三田キャピタル・プライベート・リミテッド

（旧名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）

株主資本等変動計算書

2021年 5 月31日に終了した年度

	資本金		繰越利益 / (損失)		合計	
	シンガポール ・ドル	千円	シンガポール ・ドル	千円	シンガポール ・ドル	千円
2019年 6 月 4 日(設立日)現在 残高	1,000,000	98,100	-	-	1,000,000	98,100
当期利益 / 当期包括利益合計	-	-	194,047	19,036	194,047	19,036
2020年 5 月31日現在	1,000,000	98,100	194,047	19,036	1,194,047	117,136
2020年 6 月 1 日現在	1,000,000	98,100	194,047	19,036	1,194,047	117,136
当年度損失 / 当年度包括利益 合計	-	-	(547,771)	(53,736)	(547,771)	(53,736)
2021年 5 月31日現在	1,000,000	98,100	(353,724)	(34,700)	646,276	63,400

添付の注記は本財務書類と不可分である。

三田キャピタル・プライベート・リミテッド

（旧名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）

キャッシュ・フロー計算書

2021年5月31日に終了した年度

注記	2021年5月31日に 終了した年度		自 2019年6月4日（設立日） 至 2020年5月31日	
	シンガポール・ ドル	千円	シンガポール・ ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前(損失)/利益	(547,771)	(53,736)	210,220	20,623
運転資金の変動額：				
売掛金およびその他の債権	123,415	12,107	(133,000)	(13,047)
その他の債務	83,550	8,196	3,753	368
金融収益	(1,412)	(139)	-	-
契約負債	567,987	55,720	-	-
営業活動から得られた現金	225,769	22,148	80,973	7,943
支払法人税	(16,173)	(1,587)	-	-
営業活動から得られた正味現金	209,596	20,561	80,973	7,943
投資活動によるキャッシュ・フロー				
担保差入預金	-	-	(100,000)	(9,810)
投資活動に使用された正味現金	-	-	(100,000)	(9,810)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
普通株式の発行手取金	-	-	1,000,000	98,100
財務活動から得られた正味現金	-	-	1,000,000	98,100
現金および現金同等物の純増加額	209,596	20,561	980,973	96,233
期首/設立日現在の現金および 現金同等物	980,973	96,233	-	-
期末現在の現金および 現金同等物	5 1,190,569	116,795	980,973	96,233

添付の注記は本財務書類と不可分である。

[次へ](#)

三田キャピタル・プライベート・リミテッド
（旧名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）

財務書類に対する注記
2021年5月31日に終了した年度

以下の注記は、本財務書類と不可分である。
本財務書類は、2021年8月27日に取締役会によって発行が授権された。

1. 所在地および事業活動

三田キャピタル・プライベート・リミテッド（旧名称：三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド）（以下「当社」という。）はシンガポールで設立された非公開株式会社である。直接の持株会社は、日本で設立された非公開会社である三田証券株式会社である。

三田キャピタル・プライベート・リミテッドの登記上の事務所は、シンガポール069534、セシル・ストリート105、ジ・オクタゴン #24-02に所在する。

当社の主な事業活動は、経営コンサルタント業および投資顧問業である。

2. 作成の基準

2.1 コンプライアンス（法令遵守）の表明

本財務書類は、シンガポール財務報告基準（以下「FRS」という。）に準拠して作成されている。

2.2 測定の基準

本財務書類は、以下の注記に別段の記載がある場合を除き、取得原価基準で作成されている。

2.3 機能通貨および表示通貨

本財務書類は、当社の機能通貨であるシンガポール・ドルで表示されている。

2.4 見積りおよび判断の使用

FRSに準拠した財務書類を作成するにあたり、経営者には、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、当該見積りの修正が行われる期間および影響を受ける将来の期間について認識する。

2.5 新・改訂基準および解釈の採用

当社は、2020年6月1日に開始する事業年度について、以下のFRSs、FRSsの改訂および解釈を初度適用した：

- ・FRS基準の概念フレームワークの参照の改訂
- ・事業の定義（FRS第103号の改訂）
- ・重要性の定義（FRS第1号およびFRS第8号の改訂）
- ・金利指標改革（FRS第109号、FRS第39号およびFRS第107号の改訂）

これらの改訂基準および解釈の適用が、本財務書類に及ぼす重要な影響はない。

当社は、本財務書類の作成において、2020年1月1日以降に開始する事業年度に適用開始となる新しい基準、解釈および基準の改訂（変更）を初度適用していない。当該変更が当社の財務書類に及ぼす重要な影響はないと予想される。

3. 重要な会計方針

下記の会計方針は、注記2.5に説明する会計方針の変更に関する記載を除き、本財務書類に表示する全ての期間について一貫して適用されている。

3.1 外 貨

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社の機能通貨に換算される。報告日現在外貨で表示される貨幣性資産および負債は、当該日の為替レートで機能通貨に換算される。貨幣性項目に関する為替差損益は、期首の機能通貨建の償却原価に年度中の実効金利および支払額を調整した額と、年度末の為替レートで換算した外貨建の償却原価との差額である。

公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定される日の為替レートで機能通貨に換算される。取得原価で測定される外貨建の非貨幣性項目は、取引日の為替レートを用いて換算される。取引から生じる為替換算差額は、一般的に損益に認識する。

3.2 金融商品

（ ） 認識および当初測定

デリバティブ以外の金融資産および金融負債

売掛金およびその他の債権は、それらが組成された時点で当初認識する。その他すべての金融資産および金融負債は、当社が金融商品の契約上の規定の当事者となった時に当初認識する。

金融資産（重要な財務要素を含まない売掛金を除く）または金融負債は、公正価値に取得もしくは発行に直接帰属する取引費用を加えた額で当初測定する。重要な財務要素を含まない売掛金は、取引価格で当初測定する。

（ ） 分類および当初認識後の測定

デリバティブ以外の金融資産

当初認識において、金融資産は、償却原価で測定される区分に分類される。

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後は再分類されない。変更される場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の最初の日に再分類される。

償却原価区分の金融資産

金融資産は、以下の両方の条件を満たし、かつ損益を通じて公正価値で測定する区分（以下「FVTPL」という。）に指定されない場合、償却原価で測定される。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として資産を保有する事業モデルの下で保有されていること、かつ
- ・ その契約条件により、特定の日に、元本および元本残高に関する元利金の支払いのみで構成されるキャッシュ・フローが生じること。

金融資産：事業モデルの評価

当社は、金融資産が保有されている事業モデルの目的をポートフォリオの段階で評価する。なぜなら、事業が管理され、経営者へ情報が提供される方法を最もよく反映しているからである。その際に考慮される情報には以下が含まれる：

- ・ 定められたポートフォリオの方針と目的、およびかかる方針の実際の運用。これには、経営者の戦略が、契約上の利息収入の獲得、特定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションと関連する負債もしくは予想される現金流出のデュレーションとのマッチング、または資産の売却によるキャッシュ・フローの現金化に重点を置いているかどうかが含まれる。
- ・ ポートフォリオのパフォーマンスがどのように評価され、当社の経営者へ報告されているか。
- ・ 事業モデル（およびその事業モデルの下で保有する金融資産）のパフォーマンスに影響を与えるリスクと、それらのリスクが管理される方法
- ・ 事業の経営者にどのように報酬が与えられるか - 例えば、報酬が、管理している資産の公正価値を基礎としているか、または回収した契約上のキャッシュ・フローを基礎としているのか。および、
- ・ 過去の期間における金融資産の売却の頻度、数量および時期、ならびにかかる売却の理由および将来の売却活動に関する予想

なお、この目的において、認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への移転は、当社が当該資産を継続して認識している点と整合させて、売却とはみなされない。

デリバティブ以外の金融資産：契約上のキャッシュ・フローが元本と利息のみであるか否かについての評価

この評価の目的上、「元本」とは、金融資産の当初認識時の公正価値と定義される。「利息」とは、貨幣の時間的価値、特定の期間における元本および元本残高に関連する信用リスクならびにその他の基本的な貸付に伴うリスクとコスト（例えば、流動性リスクおよび事務管理コスト）の対価、ならびに利益マージンと定義される。

契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるか否かを評価するにあたり、当社は金融商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産の契約条項が、この条件を満たさなくなるような、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させる条件を含んでいるか否かを評価することが含まれる。この評価を行うにあたり、当社は以下を検討する：

- ・ キャッシュ・フローの金額または時期を変化させる可能性のある偶発事象
- ・ 契約上の利息レートの調整条項（変動利息条項を含む）
- ・ 期限前償還条項および期間延長条項
- ・ 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する当社請求権の制限に関する条項（例えば、ノンリコース条項）

期限前償還金額が元本および元本残高に関する元本および利息の未払額（契約の早期終了に対する合理的な追加的補償が含まれる場合がある）に実質的に相当する場合に、期限前償還条項は元本と利息の支払いのみという基準を満たす。また、契約上の額面に対して大幅な割引またはプレミアムで取得した金融資産については、期限前償還金額が契約上の額面と契約上の経過済の未払利息の合計額（契約の早期終了に対しての合理的な追加補償が含まれる場合がある）に実質的に相当する場合で、当初認識時点で期限前償還要素の公正価値が僅少である場合にこの基準を満たすものとみなされる。

デリバティブ以外の金融資産：当初認識後の測定および損益

償却原価測定区分の金融資産

これらの資産は、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。償却原価からは減損損失が控除される。受取利息、為替差損益および減損は損益に認識する。認識の中止による損益は、損益に認識する。

デリバティブ以外の金融負債：分類、当初認識後の測定および損益

金融負債は、償却原価測定区分に分類される。これらの金融負債は、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で当初測定する。当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定する。支払利息および為替差損益は損益に認識する。

（ ） 認識の中止

金融資産

当社は、以下の場合に金融資産の認識を中止する：

- ・ 金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または
- ・ 以下のいずれかの取引により契約上のキャッシュ・フローを受領する権利を移転した場合：
 - 金融資産の所有に係る実質上すべてのリスクと経済価値を移転した場合、または
 - 当社は所有に係る実質上すべてのリスクと経済価値を移転も保持もしておらず、金融資産の支配を保持していない場合

当社が、貸借対照表で認識している資産を移転する取引を行ったが、移転した資産の実質上すべてのリスクと経済価値を保持している場合、移転した資産の認識中止は行われない。

金融負債

当社は、金融負債の契約上の債務が免責され、取消されまたは失効された時に、当該金融負債の認識を中止する。また当社は、金融負債の条件が変更され、変更後の金融負債のキャッシュ・フローが実質的に異なるものとなった場合に金融負債の認識を中止し、変更後の条件に基づく新しい金融負債を公正価値で認識する。

金融負債の認識を中止した場合、消滅した帳簿金額と支払った対価（移転した非現金資産または引き受けた負債を含む）との差額を損益に認識する。

（ ） 相 殺

金融資産と金融負債は、当社がその時点で当該金額を相殺する法的強制力のある権利を有し、かつ純額決済を行うかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行することを意図している場合に限り相殺され、その純額が貸借対照表に計上される。

（ ） 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金および手元現金および証拠預託金で構成される。

3.3 減 損

（ ） デリバティブ以外の金融資産

当社は、償却原価で測定される金融資産について、予想信用損失（以下「ECL」という。）に対する損失引当金を認識する。

当社の損失引当金は、以下のいずれかの基準に基づき測定される：

- ・ 12ヵ月ECLs：報告日から12ヵ月以内（金融商品の予想残存期間が12ヵ月未満の場合はそれより短い期間）に発生する可能性のある債務不履行事象に起因するECLs、または
- ・ 残存期間ECLs：金融商品または契約資産の予想残存期間中に発生する可能性があるすべての債務不履行事象に起因するECLs

簡便法

当社は、すべての売掛金に対するECLsの引当てに際して簡便法を適用している。簡便法では、残存期間ECLに相当する金額で損失引当金を測定することが要求される。

一般的アプローチ

当社は、償却原価で測定されるすべての金融資産のECLの引当てに際して一般的アプローチを適用する。一般的アプローチでは、損失引当金は、当初認識時、12ヵ月ECLsに相当する金額で測定する。

当社は、各報告日において、金融商品の信用リスクが当初認識時から著しく増加していないか評価する。当初認識以降に信用リスクが著しく増加した場合、損失引当金は、残存期間ECLsに相当する金額で測定する。

金融資産の信用リスクが当初認識時から著しく増加していないかについて判断する際、およびECLsを見積もる際、当社は、過度なコストや労力をかけずに入手可能な、関連性のある合理的かつ裏付け可能な情報を考慮する。これには、当社の過去の経験や情報に基づく信用評価に基づいた定量的および定性的な情報・分析が含まれ、将来予測的な情報も含まれる。

当初認識以降に信用リスクが著しく増加していない場合、または金融商品の信用力が改善したことにより当初認識以降の信用リスクの著しい増加が解消された場合、損失引当金は12ヵ月ECLsに相当する金額で測定される。

当社は、以下の場合に金融資産が債務不履行に陥っているとみなす：

- ・ （担保がある場合には）担保の実現などの手段に当社が頼ることなく、債務者が、当社に対する信用債務の全額を支払う可能性が低い場合、または
- ・ 金融資産の期日超過が90日を超えている場合

ECLsを見積もる際に考慮する最大期間は、当社が信用リスクにさらされる最大契約期間である。

ECLsの測定

ECLは、信用損失を発生確率で加重平均した見積りである。信用損失は、すべての現金不足額の現在価値（すなわち、契約に従って企業に支払われるキャッシュ・フローと、当社が受領を予想するキャッシュ・フローとの差額）で測定される。ECLsは、金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用が毀損している金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上される金融資産の信用が毀損していないか評価する。金融資産は、その将来キャッシュ・フローの見積りに悪影響を及ぼす一もしくは複数の事象が発生した場合に「信用が毀損している」とみなされる。

金融資産の信用が毀損していることを示す証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる：

- ・ 債務者の著しい財政難
- ・ 債務不履行または90日を超える期日超過などの契約違反
- ・ （本来であれば当社が考慮しないような条件による）当社による貸付金の再編、または
- ・ 借り手が破産またはその他の財政的な更生に陥る可能性が高いこと。

貸借対照表におけるECL引当金の表示

償却原価で測定される金融資産および契約資産に対する損失引当金は、これらの資産の帳簿価額の総額から控除される。

直接償却

金融資産の帳簿価額の総額は、回収の現実的な見込みがない範囲で（一部または全部について）直接償却する。これは、一般的に、債務者に、直接償却の対象となる金額を返済するための十分なキャッシュ・フローの原資となる資産や収入源がないと当社が判断した場合に行われる。ただし、

直接償却される金融資産については、その後も、当社の債権回収手続きに従いエンフォースメント活動が行われる場合がある。

（ ） 非金融資産

当社の非金融資産の帳簿価額は、減損の兆候があるか否かを決定するために、各報告日に見直しが行われる。減損の兆候がある場合、当該資産の回収可能価額を見積もる。

減損損失は、資産またはその資金生成単位（以下「CGU」という。）の帳簿価額がその見積回収可能価額を上回る場合に認識する。

資産またはCGUの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後公正価値のうちいずれか大きい方の金額である。使用価値の評価にあたっては、貨幣の時間的価値に対する現在の市場評価と資産もしくはCGUの固有リスクを反映した税引前割引率を用いて、将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引く。減損テストにおいて個別にテストできない資産は、他の資産またはCGUのキャッシュ・インフローから概ね独立している、継続的使用からのキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループにまとめられる。

減損損失は損益に認識する。過去の期間に認識した減損損失は、各報告日において、損失が減少したまたは損失はもう存在しないことを示す兆候があるか否か評価される。減損損失は、回収可能価額の決定に使用された見積りに変更があった場合には戻し入れを行う。この際、減損損失の戻し入れは、減損が認識されなかったとした場合に決定される帳簿価額（減価償却控除後）を上回らない範囲で行われる。

3.4 資本金

普通株式は、資本として分類する。普通株式の発行に直接関連する増分費用は、税効果控除後、資本の控除項目として認識する。

3.5 収益の認識

通常の事業過程における財およびサービスの販売による収益は、約束された財もしくはサービスに対する支配を顧客に移転することにより当社が履行義務（以下「P0」という。）を充足する時に認識する。認識する収益の金額は、充足するP0に割当てられる取引価格の金額である。

取引価格は、約束された財もしくはサービスの相対的な独立販売価格に基づき、契約の各P0に割当てられる。過去に単独で販売されたことがない、あるいは販売価格が変動する可能性が高い財・サービスの個々の独立販売価格は、観察可能な独立販売価格で財・サービスに取引価格を配分した後の取引価格の残余额に基づいて決定される。値引きまたは変動対価は、当該履行義務に固有の場合、当該履行義務のすべてではなくそれらの一つ以上に配分される。

取引価格とは、約束された財もしくはサービスの移転と引き換えに当社が権利を得ることが見込まれる契約上の対価の額である。取引価格は、固定の場合と変動の場合があり、契約が重要な財務要素を含んでいる場合には貨幣の時間的価値で調整される。顧客に支払うべき対価は、当社が顧客から個別に識別可能な利益を受領しない場合に取引価格から控除される。対価が変動する可能性がある場合には、変動対価に関連する不確実性が解消されたときに累積収益の重要な額の戻入れが発生しない可能性が高い範囲で、その見積額を取引価格に含める。

収益は、財やサービスが提供された時点で認識する。

3.6 リース

契約の開始日に、当社は、契約がリースであるか否か、または契約にリースが含まれているか否かについて評価する。契約が、対価と引き換えに一定の期間にわたり特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合、契約はリースであるかまたはリースを含む。

借手である場合

当社は、リース要素を含む契約の開始時または変更時に、各リース要素に対して、契約の対価をその相対的な独立価格に基づいて配分する。ただし、不動産リースについては、非リース要素を分離せず、リース要素と非リース要素を単一のリース要素として会計処理する。

当社は、リース開始日に使用权資産およびリース負債を認識する。使用权資産は、取得原価、すなわち、リース負債の当初測定額をリース開始日までの前払リース料で調整し、受領したリース・インセンティブを控除した金額に、発生した当初直接費用ならびに原資産の解体・撤去または原資産もしくは原資産が置かれている場所の原状回復費用の見積額を加えた額、で当初測定される。

使用权資産は、リース開始日からリース期間の終了日まで、定額法により減価償却を行う。ただし、リース期間の終了までに原資産の所有権が当社に移転する場合または当社が購入オプションを行使することが使用权資産の原価に反映されている場合、使用权資産は、有形固定資産と同じ基準で決定される原資産の耐用年数にわたって減価償却を行う。また、使用权資産は、減損が発生した場合には定期的に減額され、また、リース負債が再測定される一定の場合には調整される。

リース負債は、開始日に支払われないリース料の現在価値で当初測定する。当該リース料は、リースの計算利率、または当該利率が容易に決定できない場合には当社の追加借入利率を用いて割り引く。通常、当社は追加借入利率を割引率として使用する。

当社は、様々な外部の資金調達先から利率を入手し、リースの条件やリース資産の種類を反映した一定の調整を行うことにより、追加借入利率を決定する。

リース負債の測定に含まれるリース料は、固定支払額（実質的な固定支払額を含む）で構成される。

リース負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定する。リース負債は、指数またはレートの変動により将来のリース料に変更が生じる場合、残価保証の下での当社の支払予定額の見積りに変化が生じた場合、購入・延長・終了オプションを行使するか否かの当社の評価に変化が生じた場合、または実質的な固定リース料が改訂された場合に再評価が行われる。

上記のとおりリース負債が再測定された場合、使用权資産の帳簿価額に対応する調整が行われるか、または使用权資産の簿価がゼロに減少した場合には損益に計上される。

短期リースおよび低額資産のリース

当社は、低額リースおよび短期リースについては、使用权資産およびリース負債を認識しないことを選択した。当社は、これらのリースに関して支払われるリース料を、リース期間にわたり定額で費用として認識する。

3.7 従業員給付

短期従業員給付

短期従業員給付債務は、割引前ベースで測定され、関連するサービスが提供された時点で費用計上される。負債は、従業員の過去の勤務の結果として、当社が当該金額を支払う法的または推定的な債務を現在有しており、その債務の金額の信頼できる見積もりが可能である場合に、短期現金賞与制度または利益シェアリング制度に基づき支払われる予定の金額について認識する。

確定拠出制度

確定拠出制度は退職後給付制度の一つであり、企業は、別個の基金に固定の拠出金を支払い、それ以上の金額を支払う法的または推定的な義務を負わない。確定拠出年金制度への拠出義務は、従業員が関連するサービスを提供した期間に、従業員給付費用として損益に認識する。

従業員の年次有給休暇

従業員の年次有給休暇に対する権利は、従業員に対して当該権利が発生する時点で認識する。

3.8 法人税

税金費用は、当期税金と繰延税金から構成される。当期税金および繰延税金は、企業結合に関する範囲を除き、または資本もしくはその他の包括利益に直接認識する項目を除き、損益に認識する。

当社は、不確実な税務ポジションを含む、法人税に関連する利息および課徴金を法人税の定義に合致しないものと判断し、FRS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」に基づいて会計処理している。

当期税金は、報告日時点で制定されているまたは実質的に制定されている税率を用いて、当年度の課税所得または税務上の欠損金に関して納付すべきまたは還付される予想税額、ならびに過年度について納付すべき税調整額である。当期税金の未払額および還付額は、法人税に関連する不確実性（もしあれば）を考慮して納付すべきまたは還付される予想税額の最善の見積りである。当期税金には、配当金に関して課せられる税金も含まれる。

当期税金資産および負債は、一定の基準を満たした場合にのみ相殺される。

財務報告上の資産・負債の帳簿価額と税務上用いられる価額との間の一時差異については、繰延税金を認識する。企業結合ではなく、会計上の利益にも、課税所得もしくは税務上の欠損金にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から生じた一時差異については、繰延税金を認識しない。

繰延税金の測定は、当社が報告期間の末日現在、資産および負債の帳簿価額の回収または決済を行う見込みである方法に従った税効果を反映する。繰延税金は、報告日までに制定されているまたは実質的に制定されている法律に基づき、一時差異が解消される際に適用されると予想される税率で測定される。

繰延税金資産および負債は、当期税金負債および資産を相殺する法的強制力のある権利が存在し、同一の税務当局が同一の納税主体に課した税金に関連する場合に、あるいは異なる納税主体については当期税金負債および資産を純額決済する意図があるまたは税金資産および負債が同時に実現される場合に、相殺される。

税務上の欠損金の繰越、税控除の繰越および将来減算一時差異について、繰延税金資産は、それらを利用できる将来の課税所得が得られる可能性が高い範囲で認識される。将来の課税所得は、関連する将来加算一時差異の解消に基づいて決定される。将来加算一時差異の全額が繰延税金資産を認識するのに十分ではない場合、当社の事業計画に基づいて、既存の一時差異の解消を調整した将来の課税所得が検討される。繰延税金資産は、各報告日に見直しを行い、関連する税務ベネフィットの実現可能性がなくなった場合にはその範囲で減額される。かかる減額は、将来の課税所得の可能性が改善した場合には戻し入れられる。

未認識の繰延税金資産は、各報告日に再評価され、それらを利用できる将来の課税所得が得られる可能性が高くなる範囲で認識される。

3.9 政府補助金

給与および賃金の共同出資に関連する政府補助金は、補助金が受領され、かつ当社が補助金に関連する条件を遵守するという合理的な保証がある場合に、繰延収益として公正価値で当初認識する。当初認識後は、これら補助金は、「その他の営業収益」として定期的に損益に認識する。

3.10 初度適用していない新基準および解釈

多くの新基準、解釈指針および基準の改訂が、2020年6月1日より後に開始する事業年度について適用開始となっているが、早期適用も認められている。ただし、当社は、本財務書類の作成にあたり、新基準または改訂基準および解釈指針を早期適用していない。

かかる新FRS、解釈指針およびFRSの改訂が当社の財務書類に与える重要な影響はないと予想される。

4. 売掛金およびその他の債権

	2021年 シンガポール・ドル	2020年 シンガポール・ドル
売掛金	-	3,000
直接の持株会社からの未収金（売掛金）	-	130,000
その他の債権	4,050	-
前払金	5,535	-
	<u>9,585</u>	<u>133,000</u>

売掛金は無利息で、通常、支払期限は30日以内である。売掛金には利息をつけない。売掛金に対する損失引当金は、常に、残存期間の予想信用損失(ECL)に相当する金額で測定する。売掛金のECLは、債務者の過去のデフォルト実績および債務者の現在の財務状況の分析を基礎として、債務者固有の要因：債務者が事業を行う業界の一般的な経済状況ならびに報告日現在における現況と状況の予測される推移の両方の評価を調整した引当金マトリックスを用いて見積もられる。

当報告年度において使用した見積り方法または行った重要な仮定に変更はない。

5. 現金および現金同等物

	2021年 シンガポール・ドル	2020年 シンガポール・ドル
銀行預金	1,190,569	980,973
定期預金	101,412	100,000
貸借対照表に計上した現金および現金同等物	1,291,981	1,080,973
控除：担保差入定期預金	(101,412)	(100,000)
キャッシュ・フロー計算書に計上した現金および現金同等物	1,190,569	980,973

現金および現金同等物は以下の通貨で表示されている。

	2021年 シンガポール・ドル	2020年 シンガポール・ドル
アメリカ合衆国ドル	123,432	-
シンガポール・ドル	1,168,549	1,080,973
	1,291,981	1,080,973

定期預金の利息は、年率0.05%（2020年：1.40%）で生じる。定期預金は、当社に付与されたクレジットカードファシリティの担保に供されている。

6. 株式資本

	2021年 普通株式数	2020年 普通株式数
発行済および全額払込済：		
期首／設立日および年度末／期末	1,000,000	1,000,000

普通株式には額面はない。普通株式は、1株につき1議決権を有し、当社が宣言した際に配当を受領する権利を有する。

資本管理

資本管理における当社の目的は、継続的に、株主にリターンを提供できるように、またリスクの水準に応じた製品・サービスの価格設定により株主に適切なリターンを提供できるように、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。

当社は、リスクに比例して資本金の額を設定している。当社の資本構造は、発行済資本と繰越利益のみで構成されている。当社は資本構造を管理し、経済情勢の変化および原資産のリスク特性に応じて調整を行う。最適な資本構造を達成するために、当社は、株主へ支払う配当金の額の調整、新株の発行、外部または関係会社からの借入を行う場合がある。前会計期間から当社の全般的戦略に変更はない。

当社は、「証券および先物（資本市場サービスライセンス保有者に対する財務および証拠金要件）規則」に基づき、ベース資本金および財源に関する要件を遵守しなければならない。当社は、当年度を通じて、ベース資本金および財源に関する要件を遵守している。

7. その他の債務

	2021年 シンガポール・ドル	2020年 シンガポール・ドル
その他の債務	281	93
未払営業費用		
- 人件費	2,720	1,560
- 未消化有給休暇に対する引当金	56,352	-
- その他	27,950	2,100
	87,303	3,753

8. 売上高

	2021年5月31日 に終了した年度 シンガポール・ドル	自 2019年6月4日 (設立日) 至 2020年5月31日 シンガポール・ドル
顧問報酬		
- 直接の持株会社	694,970	734,462
- 関連会社	-	55,600
- 第三者	41,460	19,000
	736,430	809,062

下表は、顧客との契約における履行義務の充足の内容と時期ならびに関連する収益認識方針に関する情報を示したものである。

サービスの内容	当社は、経営コンサルタントサービスおよび投資顧問サービスを提供している。
収益が認識される時期	収益は、サービスが提供された時点で認識される。
重要な支払条件	支払期限は、サービス提供後60日以内である。

下表は、顧客との契約に関する契約負債についての情報を示したものである。

2021年 シンガポール・ドル	2020年 シンガポール・ドル
--------------------	--------------------

非流動負債

契約負債	483,864	-
------	---------	---

流動負債

契約負債	84,123	-
	567,987	-

契約負債は、対価に対する当社の権利を超えて発行された前払請求書に関するものである。

契約負債は、当社が顧客との契約に基づく履行義務を充足する時点で収益として認識される。当年度中の契約債務の重要な変動は以下のとおりである。

	2021年5月31日 に終了した年度 シンガポール・ドル	自 2019年6月4日 (設立日) 至 2020年5月31日 シンガポール・ドル
当年度中に収益として認識された金額を除く、 受取現金による増加額	567,987	-

9. その他の営業収益

	2021年5月31日 に終了した年度 シンガポール・ドル	自 2019年6月4日 (設立日) 至 2020年5月31日 シンガポール・ドル
助成金収入	19,780	14,950
賃料免除・支援	3,390	108
	23,170	15,058

雇用支援制度（以下「JSS」という。）は、2020年2月の統一予算で導入された。これは、新型コロナウイルス（「COVID-19」）による経済の不確実性の期間において、雇用主による現地従業員（シンガポール市民および恒久的居住者）の雇用の維持を支援するために賃金を助成するものである。これに対応する費用は、人件費に認識されている。

10. 税引前(損失)/利益

税引前利益の算出には、以下の項目が含まれる。

	2021年5月31日 に終了した年度 シンガポール・ドル	自 2019年6月4日 (設立日) 至 2020年5月31日 シンガポール・ドル
取締役の報酬		
- 取締役の給与および手当	249,292	199,410

- 取締役のCPF拠出金	13,940	10,200
従業員		
- 給料および手当	377,735	259,139
- CPF拠出金	3,779	1,979
人材採用費	-	42,419
短期リース	46,968	51,312
直接の持株会社に支払われた コンサルティング料	409,860	-
未消化有給休暇に対する引当金	56,352	-
出張・交通費	1,710	11,469

11. 法人税費用

	2021年5月31日 に終了した年度 シンガポール・ドル	自 2019年6月4日 (設立日) 至 2020年5月31日 シンガポール・ドル
損益に認識した税金		
当期税金費用		
当年度	-	16,173
繰延税金費用		
一時差異の発生要因	-	-
	-	16,173

実効税率の調整

	2021年5月31日 に終了した年度 シンガポール・ドル	自 2019年6月4日 (設立日) 至 2020年5月31日 シンガポール・ドル
税引前(損失) / 利益	(547,771)	210,220
シンガポールの税率17% (2020年: 17%) を用い て算出した税金	(93,121)	35,737
税法上損金算入できない費用	13,480	-
繰延税金資産を認識しない 当年度の欠損金	83,004	-
課税対象外所得	(3,363)	(2,541)
法定の段階的所得控除	-	(17,023)

-	16,173
---	--------

未認識の繰延税金資産

以下の項目に関しては、繰延税金資産を認識していない。

	2021年 シンガポール・ドル	2020年 シンガポール・ドル
税務上の欠損金	83,004	-

税務上の欠損金は、税務当局の合意とシンガポール共和国の税制の遵守を条件とする。税務上の欠損金は、現行税制では失効しない。

これらの項目については、当社が利用可能なベネフィットの対象となる将来の課税所得を稼得できる可能性が高くないため、繰延税金資産を認識していない。

12. 関係当事者間取引

本財務書類の目的上、当社が当事者を支配する（または当事者が当社を支配する）能力または当社が当事者の財務上および営業上の意思決定において重要な影響力を行使する（または当事者が当社に対して行使する）能力を直接または間接に有している場合、あるいは当社と当事者が共通の支配または共通の重要な影響力を受けている場合、当事者は当社に関係しているとみなされる。関係当事者は、個人である場合もあれば、その他事業体である場合もある。

主要な経営幹部の報酬

主要な経営幹部は当社の取締役で構成され、そのうちの数名は持株会社のメンバーでもある。主要な経営幹部の報酬は以下で構成される。

	2021年5月31日 に終了した年度 シンガポール・ドル	自 2019年6月4日 （設立日） 至 2020年5月31日 シンガポール・ドル
短期従業員給付金	249,292	199,410
確定拠出制度への拠出金	13,940	10,200
	263,232	209,610

その他の関連当事者間取引

本財務書類中に開示されている関係当事者に関する情報以外に、当期中、当社が関係当事者との間で相互に合意した条件に基づき行った重要な取引は以下のとおりである。

	2021年5月31日 に終了した年度 シンガポール・ドル	自 2019年6月4日 （設立日） 至 2020年5月31日 シンガポール・ドル
--	------------------------------------	---

以下に支払われた短期リース料：

- 直接の持株会社	46,968	19,570
- 関連会社	-	31,742

以下に支払われた専門家報酬：

- 直接の持株会社	1,000	-
- 関連会社	9,145	4,966

13. 金融リスク管理

概要

当社は、金融商品の利用により、以下のリスクにさらされている。

- 信用リスク
- 為替リスク
- 金利リスク
- 流動性リスク

本注記は、上記の各リスクに対する当社のエクスポージャー、リスクの測定と管理に関する当社の目的、方針およびプロセス、ならびに当社の資本管理に関する情報を記載している。

リスク管理の枠組み

取締役会は、当社のリスク管理の枠組みの構築と監督に対して全般的責任を有する。経営者は、当社のリスク管理方針の策定と監視に責任を有する。経営者は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。

当社のリスク管理方針は、当社がさらされているリスクの特定・分析、適切なリスク限度額とコントロールの設定、リスクと限度額の遵守の監視を目的として策定されている。リスク管理方針およびリスク管理体制は、市場環境および当社の活動の変化を考慮して定期的に見直しが行われる。当社は、研修および管理基準・手続きを通じて、すべての従業員が自らの役割と義務を理解する、統制の取れた建設的な管理体制を構築することを目指している。

() 信用リスク

信用リスクとは、金融商品のカウンターパーティーが契約上の義務を履行しない場合に当社に財務上の損失が発生するリスクであり、主に当社の売掛金およびその他の債権から発生する。

売掛金およびその他の債権ならびに現金および現金同等物の帳簿価額は、当社の信用リスクに対するエクスポージャーを表す。継続的な信用力評価および積極的な口座監視が確保される方針が導入されている。

2020年5月31日現在、売掛金の100%は、2つの売掛先で構成されている。当社は、売掛金に対する信用リスクの集中は、当社の信用評価プロセス、与信方針、与信管理および回収手続きによって実質的に低減されると考えている。

当社は、現金を信用度の高い金融機関に預託することを確保している。現金および現金同等物の減損は、12ヶ月間の予想損失額で測定され、これは、当該エクスポージャーの短期満期を反映している。当社は、カウンターパーティーの外部信用格付に基づき、現金および現金同等物の信用リスクは低いと考えている。また、現金および現金同等物に対する引当金の額はごくわずかであった。

2021年5月31日および2020年5月31日現在、金融資産に支払の延滞または減損は生じていない。

（ ） 為替リスク

当社の為替リスクは、外貨建（主にシンガポール・ドル建）のその他の債権、現金および現金同等物ならびにその他の債務から発生する。

為替リスクの感応度分析

2021年5月31日現在、シンガポール・ドルが米ドルに対して5%（2020年：5%）上昇／下落した場合、当社の税引後純損失は6,172シンガポール・ドル（2020年：0シンガポール・ドル）増加／減少する。この分析は、その他すべての変数（特に金利）を一定としており、為替換算リスクおよび関連する税効果を考慮していない。

（ ） 金利リスク

当社は、満期12ヶ月未満の年利0.05%（2020年：1.40%）の短期定期預金を保有しており、ファイナンス・リースを通じて資金を調達し、入手できる最も有利な金利を得ることにより、金利リスクの最小化を図っている。

金利リスクの感応度分析

金利の変動が当社の財務書類に重要な影響を与えることは予想されない。

（ ） 流動性リスク

流動性リスクは、通常取引期間内に受取勘定による債務の決済が困難となる可能性から生じる。当社のリスク管理の目的は、必要な流動性を確保するために、銀行および／または関連企業から融資を得ることにより、資金調達の継続性と柔軟性のバランスを維持することである。

流動性リスクに対するエクスポージャー

下表は、金融負債の契約上の残存満期を示したものである。金額は、割引前の総額であり、契約上の支払利息を含めている。

	帳簿金額	契約上の キャッシュ・フロー	1年未満
	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル
2021年5月31日現在			
非デリバティブ金融負債			
その他の債務	87,303	87,303	87,303

2020年5月31日時点

非デリバティブ金融負債

その他の債務	3,753	3,753	3,753
--------	-------	-------	-------

金融資産と金融負債の相殺

当社はマスターネットティング契約を有していないため、貸借対照表において、金融資産および金融負債はいずれも相殺されていない。

() 会計上の分類および公正価値**金融資産および負債**

満期1年未満の金融資産および負債（売掛金、その他の債権、現金および現金同等物、その他の債務を含む）の帳簿価額は、償却原価測定区分に分類されている。これらの金融資産および負債は、満期までの期間が短いため、帳簿価額は概ね公正価値に一致しているとみなされる。

14. 社名の変更

当社は、2021年4月8日付をもって、社名を「三田セキュリティーズ・グローバル・コンサルティング・プライベート・リミテッド」から「三田キャピタル・プライベート・リミテッド」に変更した。

15. 比較情報

2019年6月4日（設立日）から2020年5月31日までの会計期間の財務書類は、別の監査人によって監査されており、当該監査人は、2020年11月26日に当該財務書類に対して無限定の監査意見を表明している。

[次へ](#)

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

Statement of financial position
As at 31 May 2021

	Note	2021 \$	2020 \$
Assets			
Trade and other receivables	4	9,585	133,000
Cash and cash equivalents	5	1,291,981	1,080,973
Current assets		<u>1,301,566</u>	<u>1,213,973</u>
Total assets		<u>1,301,566</u>	<u>1,213,973</u>
Equity			
Share capital	6	1,000,000	1,000,000
Accumulated (losses)/profits		<u>(353,724)</u>	<u>194,047</u>
Total equity		<u>646,276</u>	<u>1,194,047</u>
Liabilities			
Contract liabilities	8	<u>483,864</u>	–
Non-current liabilities		<u>483,864</u>	–
Other payables	7	87,303	3,753
Income tax payables		–	16,173
Contract liabilities	8	<u>84,123</u>	–
Current liabilities		<u>171,426</u>	<u>19,926</u>
Total liabilities		<u>655,290</u>	<u>19,926</u>
Total equity and liabilities		<u>1,301,566</u>	<u>1,213,973</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FS1

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

Statement of comprehensive income
Year ended 31 May 2021

		Year ended	Period from
	Note	31/5/2021	4/6/2019
		\$	(date of
			incorporation)
			to 31/5/2020
			\$
Revenue	8	736,430	809,062
Other operating income	9	23,170	15,058
Administrative expenses		(1,308,783)	(613,900)
Finance income		1,412	–
(Loss)/Profit before tax	10	(547,771)	210,220
Tax expense	11	–	(16,173)
(Loss)/Profit for the year/period		(547,771)	194,047
Other comprehensive income for the year/period, net of tax		–	–
Total comprehensive income for the year/period		(547,771)	194,047

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FS2

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

Statement of changes in equity
Year ended 31 May 2021

	Share capital \$	Accumulated profits/(losses) \$	Total \$
Balance as at 4 June 2019 (date of incorporation)	1,000,000	–	1,000,000
Profit for the period/Total comprehensive income for the period	–	194,047	194,047
At 31 May 2020	1,000,000	194,047	1,194,047
At 1 June 2020	1,000,000	194,047	1,194,047
Loss for the year/Total comprehensive income for the year	–	(547,771)	(547,771)
At 31 May 2021	1,000,000	(353,724)	646,276

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FS3

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

Statement of cash flows
Year ended 31 May 2021

	Note	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
Cash flows from operating activities			
(Loss)/Profit before tax		(547,771)	210,220
Changes in working capital:			
Trade and other receivables		123,415	(133,000)
Other payables		83,550	3,753
Finance income		(1,412)	–
Contract liabilities		567,987	–
Cash generated from operating activities		<u>225,769</u>	<u>80,973</u>
Income tax paid		(16,173)	–
Net cash generated from operating activities		<u>209,596</u>	<u>80,973</u>
 Cash flows from investing activities			
Pledged deposits		–	(100,000)
Net cash used in investing activities		<u>–</u>	<u>(100,000)</u>
 Cash flows from financing activities			
Proceeds from issuance of ordinary shares		–	1,000,000
Net cash generated from financing activities		<u>–</u>	<u>1,000,000</u>
 Net increase in cash and cash equivalents		<u>209,596</u>	<u>980,973</u>
Cash and cash equivalents at beginning of year/date of incorporation		980,973	–
Cash and cash equivalents at end of year/period	5	<u>1,190,569</u>	<u>980,973</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

FS4

Notes to the financial statements

These notes form an integral part of the financial statements.

The financial statements were authorised for issue by the Board of Directors on 27 August 2021.

1. Domicile and activities

Mita Capital Pte. Ltd. (formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.) (the “Company”) is a private company limited by shares which is incorporated in the Republic of Singapore. The immediate holding company is Mita Securities Co., Ltd, a private company incorporated in Japan.

The registered office of Mita Capital Pte. Ltd. is located at 105 Cecil Street, #24- 02, Singapore 069534.

The principal activities of the Company are those of provision of management consultant and investment advisory services.

2. Basis of preparation

2.1 Statement of compliance

The financial statements have been prepared in accordance with the Singapore Financial Reporting Standards (“FRS”).

2.2 Basis of measurement

The financial statements have been prepared on the historical cost basis except where otherwise described in the accounting notes set out below.

2.3 Functional and presentation currency

These financial statements are presented in Singapore dollar (“S\$”), which is the Company’s functional currency.

2.4 Use of estimates and judgements

The preparation of the financial statements in conformity with FRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

FS5

2.5 Adoption of new and amended standards and interpretations

The Company has applied the following FRSs, amendments to and interpretations of FRS for the first time for the annual period beginning on 1 June 2020:

- *Amendments to References to Conceptual Framework in FRS Standards*
- *Definition of a Business (Amendments to FRS 103)*
- *Definition of Material (Amendments to FRS 1 and FRS 8)*
- *Interest Rate Benchmark Reform (Amendments to FRS 109, FRS 39 and FRS 107)*

The application of these amendments to standards and interpretations does not have a material effect on the financial statements.

The Company has not early adopted the new standards, interpretations and amendments to standards (Changes) which are effective for annual periods beginning after 1 January 2020, in preparing these financial statements. These changes are not expected have significant impact on the Company's financial statements.

3. Significant accounting policies

The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these financial statements, except as explained in Note 2.5, which addresses changes in accounting policies.

3.1 Foreign currency

Transactions in foreign currencies are translated to the functional currency of the Company at exchange rates at the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the reporting date are translated to the functional currency at the exchange rate at that date. The foreign currency gain or loss on monetary items is the difference between amortised cost in the functional currency at the beginning of the year, adjusted for effective interest and payments during the year, and the amortised cost in foreign currency translated at the exchange rate at the end of the year.

Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are measured at fair value are translated to the functional currency at the exchange rate at the date that the fair value was determined. Non-monetary items in a foreign currency that are measured in terms of historical cost are translated using the exchange rate at the date of the transaction. Foreign currency differences arising on translation are generally recognised in profit or loss.

3.2 Financial instruments

(i) Recognition and initial measurement

Non-derivative financial assets and financial liabilities

Trade receivables and other receivables are initially recognised when they are originated. All other financial assets and financial liabilities are initially recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

A financial asset (unless it is a trade receivable without a significant financing component) or financial liability is initially measured at fair value plus transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue. A trade receivable without a significant financing component is initially measured at the transaction price.

(ii) Classification and subsequent measurement

Non-derivative financial assets

On initial recognition, a financial asset is classified as measured at amortised cost.

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Company changes its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets are reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

Financial assets at amortised cost

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at fair value through profit or loss (“FVTPL”):

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding.

Financial assets: Business model assessment

The Company makes an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held at a portfolio level because this best reflects the way the business is managed and information is provided to management. The information considered includes:

- the stated policies and objectives for the portfolio and the operation of those policies in practice. These include whether management’s strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company’s management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how managers of the business are compensated – e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

FS7

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Company's continuing recognition of the assets.

Non-derivative financial assets: Assessment whether contractual cash flows are solely payments of principal and interest

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are solely payments of principal and interest, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- terms that may adjust the contractual coupon rate, including variable rate features;
- prepayment and extension features; and
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features).

A prepayment feature is consistent with the solely payments of principal and interest criterion if the prepayment amount substantially represents unpaid amounts of principal and interest on the principal amount outstanding, which may include reasonable additional compensation for early termination of the contract. Additionally, for a financial asset acquired at a significant discount or premium to its contractual par amount, a feature that permits or requires prepayment at an amount that substantially represents the contractual par amount plus accrued (but unpaid) contractual interest (which may also include reasonable additional compensation for early termination) is treated as consistent with this criterion if the fair value of the prepayment feature is insignificant at initial recognition.

Non-derivative financial assets: Subsequent measurement and gains and losses

Financial assets at amortised cost

These assets are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. The amortised cost is reduced by impairment losses. Interest income, foreign exchange gains and losses and impairment are recognised in profit or loss. Any gain or loss on derecognition is recognised in profit or loss.

Non-derivative financial liabilities: Classification, subsequent measurement and gains and losses

Financial liabilities are classified as measured at amortised cost. These financial liabilities are initially measured at fair value less directly attributable transaction costs. They are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest expense and foreign exchange gains and losses are recognised in profit or loss.

FS8

(iii) Derecognition***Financial assets***

The Company derecognises a financial asset when:

- the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire; or
- it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which either
 - substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred;
 - or
 - the Company neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and it does not retain control of the financial asset.

Transferred assets are not derecognised when the Company enters into transactions whereby it transfers assets recognised in its statement of financial position, but retains either all or substantially all of the risks and rewards of the transferred assets.

Financial liabilities

The Company derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged or cancelled, or expire. The Company also derecognises a financial liability when its terms are modified and the cash flows of the modified liability are substantially different, in which case a new financial liability based on the modified terms is recognised at fair value.

On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in profit or loss.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Company currently has a legally enforceable right to set off the amounts and it intends either to settle them on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at banks and on hand and margin deposits.

3.3 Impairment**(i) Non-derivative financial assets**

The Company recognises loss allowances for expected credit losses ("ECL") on financial assets measured at amortised cost.

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

Loss allowances of the Company are measured on either of the following bases:

- 12-month ECLs: these are ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or for a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months); or
- Lifetime ECLs: these are ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument or contract asset.

Simplified approach

The Company applies the simplified approach to provide for ECLs for all trade receivables. The simplified approach requires the loss allowance to be measured at an amount equal to lifetime ECLs.

General approach

The Company applies the general approach to provide for ECLs on all financial assets measured at amortised cost. Under the general approach, the loss allowance is measured at an amount equal to 12-month ECLs at initial recognition.

At each reporting date, the Company assesses whether the credit risk of a financial instrument has increased significantly since initial recognition. When credit risk has increased significantly since initial recognition, loss allowance is measured at an amount equal to lifetime ECLs.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Company considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Company's historical experience and informed credit assessment and includes forward-looking information.

If credit risk has not increased significantly since initial recognition or if the credit quality of the financial instruments improves such that there is no longer a significant increase in credit risk since initial recognition, loss allowance is measured at an amount equal to 12-month ECLs.

The Company considers a financial asset to be in default when:

- the debtor is unlikely to pay its credit obligations to the Company in full, without recourse by the Company to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are probability-weighted estimates of credit losses. Credit losses are measured at the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive). ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

FS10

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the debtor;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due;
- the restructuring of a loan or advance by the Company on terms that the Company would not consider otherwise; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost and contract assets are deducted from the gross carrying amount of these assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off (either partially or in full) to the extent that there is no realistic prospect of recovery. This is generally the case when the company determines that the debtor does not have assets or sources of income that could generate sufficient cash flows to repay the amounts subject to the write-off. However, financial assets that are written off could still be subject to enforcement activities in order to comply with the Company's procedures for recovery of amounts due.

(ii) Non-financial assets

The carrying amounts of the Company's non-financial assets are reviewed at each reporting date to determine whether there is any indication of impairment. If any such indication exists, the assets' recoverable amounts are estimated.

An impairment loss is recognised if the carrying amount of an asset or its cash-generating unit ("CGU") exceeds its estimated recoverable amount.

The recoverable amount of an asset or CGU is the greater of its value in use and its fair value less costs to sell. In assessing value in use, the estimated future cash flows are discounted to their present value using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset or CGU. For the purpose of impairment testing, assets that cannot be tested individually are grouped together into the smallest group of assets that generates cash inflows from continuing use that are largely independent of the cash inflows of other assets or CGUs.

Impairment losses are recognised in profit or loss. Impairment losses recognised in prior periods are assessed at each reporting date for any indications that the loss has decreased or no longer exists. An impairment loss is reversed if there has been a change in the estimates used to determine the recoverable amount. An impairment loss is reversed only to the extent that the asset's carrying amount does not exceed the carrying amount that would have been determined, net of depreciation or amortisation, if no impairment loss had been recognised.

3.4 Share capital

Ordinary shares are classified as equity. Incremental costs directly attributable to the issue of ordinary shares are recognised as a deduction from equity, net of any tax effects.

3.5 Revenue recognition

Revenue from sale of goods and services in the ordinary course of business is recognised when the Company satisfies a performance obligation (PO) by transferring control of a promised good or service to the customer. The amount of revenue recognised is the amount of the transaction price allocated to the satisfied PO.

The transaction price is allocated to each PO in the contract on the basis of the relative stand-alone selling prices of the promised goods or services. The individual standalone selling price of a good or service that has not previously been sold on a stand-alone basis, or has a highly variable selling price, is determined based on the residual portion of the transaction price after allocating the transaction price to goods and/or services with observable stand-alone selling prices. A discount or variable consideration is allocated to one or more, but not all, of the performance obligations if it relates specifically to those performance obligations.

Transaction price is the amount of consideration in the contract to which the Company expects to be entitled in exchange for transferring the promised goods or services. The transaction price may be fixed or variable and is adjusted for time value of money if the contract includes a significant financing component. Consideration payable to a customer is deducted from the transaction price if the Company does not receive a separate identifiable benefit from the customer. When consideration is variable, the estimated amount is included in the transaction price to the extent that it is highly probable that a significant reversal of the cumulative revenue will not occur when the uncertainty associated with the variable consideration is resolved.

Revenue is recognised at a point in time when the goods or services are rendered.

3.6 Leases

At inception of a contract, the Company assesses whether a contract is, or contains, a lease. A contract is, or contains, a lease if the contract conveys the right to control the use of an identified asset for a period of time in exchange for consideration.

As a lessee

At commencement or on modification of a contract that contains a lease component, the Company allocates the consideration in the contract to each lease component on the basis of its relative stand-alone prices. However, for the leases of property the Company has elected not to separate non-lease components and account for the lease and non-lease components as a single lease component.

FS12

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

The Company recognises a right-of-use asset and a lease liability at the lease commencement date. The right-of-use asset is initially measured at cost, which comprises the initial amount of the lease liability adjusted for any lease payments made at or before the commencement date, plus any initial direct costs incurred and an estimate of costs to dismantle and remove the underlying asset or to restore the underlying asset or the site on which it is located, less any lease incentives received.

The right-of-use asset is subsequently depreciated using the straight-line method from the commencement date to the end of the lease term, unless the lease transfers ownership of the underlying asset to the Company by the end of the lease term or the cost of the right-of-use asset reflects that the Company will exercise a purchase option. In that case the right-of-use asset will be depreciated over the useful life of the underlying asset, which is determined on the same basis as those of property and equipment. In addition, the right-of-use asset is periodically reduced by impairment losses, if any, and adjusted for certain remeasurements of the lease liability.

The lease liability is initially measured at the present value of the lease payments that are not paid at the commencement date, discounted using the interest rate implicit in the lease or, if that rate cannot be readily determined, the Company's incremental borrowing rate. Generally, the Company uses its incremental borrowing rate as the discount rate.

The Company determines its incremental borrowing rate by obtaining interest rates from various external financing sources and makes certain adjustments to reflect the terms of the lease and type of the asset leased.

Lease payments included in the measurement of the lease liability comprise fixed payments, including in-substance fixed payments.

The lease liability is measured at amortised cost using the effective interest method. It is remeasured when there is a change in future lease payments arising from a change in an index or rate, if there is a change in the Company's estimate of the amount expected to be payable under a residual value guarantee, if the Company changes its assessment of whether it will exercise a purchase, extension or termination option or if there is a revised in-substance fixed lease payment.

When the lease liability is remeasured in this way, a corresponding adjustment is made to the carrying amount of the right-of-use asset, or is recorded in profit or loss if the carrying amount of the right-of-use asset has been reduced to zero.

Short-term leases and leases of low-value assets

The Company has elected not to recognise right-of-use assets and lease liabilities for leases of low-value assets and short-term leases. The Company recognises the lease payments associated with these leases as an expense on a straight-line basis over the lease term.

3.7 Employee benefits

Short-term employee benefits

Short-term employee benefit obligations are measured on an undiscounted basis and are expensed as the related service is provided. A liability is recognised for the amount expected to be paid under short-term cash bonus or profit-sharing plans if the Company has a present legal or constructive obligation to pay this amount as a result of past service provided by the employee, and the obligation can be estimated reliably.

Defined contribution plan

A defined contribution plan is a post-employment benefit plan under which an entity pays fixed contributions into a separate entity and will have no legal or constructive obligation to pay further amounts. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an employee benefit expense in profit or loss in the periods during which related services are rendered by employees.

Employee leave entitlement

Employee entitlements to annual leave are recognised when they accrue to employees.

3.8 Tax

Tax expense comprises current and deferred tax. Current tax and deferred tax is recognised in profit or loss except to the extent that it relates to a business combination, or items recognised directly in equity or in other comprehensive income.

The Company has determined that interest and penalties related to income taxes, including uncertain tax treatments, do not meet the definition of income taxes, and therefore accounted for them under FRS 37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the reporting date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years. The amount of current tax payable or receivable is the best estimate of the tax amount expected to be paid or received that reflects uncertainty related to income taxes, if any. Current tax also includes any tax arising from dividends.

Current tax assets and liabilities are offset only if certain criteria are met.

Deferred tax is recognised in respect of temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the amounts used for taxation purposes. Deferred tax is not recognised for temporary differences on the initial recognition of assets or liabilities in a transaction that is not a business combination and that affects neither accounting nor taxable profit or loss.

The measurement of deferred taxes reflects the tax consequences that would follow the manner in which the Company expects, at the end of the reporting period, to recover or settle the carrying amount of its assets and liabilities. Deferred tax is measured at the tax rates that are expected to be applied to temporary differences when they reverse, based on the laws that have been enacted or substantively enacted by the reporting date.

Deferred tax assets and liabilities are offset if there is a legally enforceable right to offset current tax liabilities and assets, and they relate to taxes levied by the same tax authority on the same taxable entity, or on different tax entities, but they intend to settle current tax liabilities and assets on a net basis or their tax assets and liabilities will be realised simultaneously.

Deferred tax assets are recognised for unused tax losses, unused tax credits and deductible temporary differences, to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which they can be used. Future taxable profits are determined based on the reversal of relevant taxable temporary differences. If the amount of taxable temporary difference is insufficient to recognise a deferred tax asset in full, then future taxable profits, adjusted for reversals of existing temporary differences, are considered, based on the business plans of the Company. Deferred tax assets are reviewed at each reporting date and are reduced to the extent that it is no longer probable that the related tax benefit will be realised; such reductions are reversed when the probability of future taxable profits improves.

Unrecognised deferred tax assets are reassessed at each reporting date and recognised to the extent that it has become probable that future taxable profits will be available against which they can be used.

3.9 Government grants

Government grants related to co-funding of salaries and wages are recognised initially as deferred income at fair value when there is reasonable assurance that they will be received and the Company will comply with the conditions associated with the grant. These grants are then recognised in profit or loss as 'other operating income' on a systematic basis.

3.10 New standards and interpretations not yet adopted

A number of new standards, interpretations and amendments to standards are effective for annual periods beginning after 1 June 2020 and earlier application is permitted; however, the Company has not early adopted the new or amended standards and interpretations in preparing these financial statements.

The new FRSs, interpretations and amendments to FRSs are not expected to have a significant impact on the Company's financial statements.

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

4. Trade and other receivables

	2021 \$	2020 \$
Trade receivables	–	3,000
Amount due from immediate holding company (trade)	–	130,000
Other receivables	4,050	–
Prepayments	5,535	–
	<u>9,585</u>	<u>133,000</u>

The trade receivables are non-interest bearing and are generally on 30 days term. No interest is charged on the trade receivables. Loss allowance for trade receivables has always been measured at an amount equal to lifetime expected credit losses ("ECL"). The ECL on trade receivables are estimated using a provision matrix by reference to past default experience of the debtor and an analysis of the debtor's current financial position, adjusted for factors that are specific to the debtors. General economic conditions of the industry in which the debtors operate and an assessment of both the current as well as the forecast direction of conditions at the reporting date.

There has been no change in the estimation techniques or significant assumptions made during the current reporting period.

5. Cash and cash equivalents

	2021 \$	2020 \$
Cash at bank	1,190,569	980,973
Fixed deposits	101,412	100,000
Cash and cash equivalents as stated in statement of financial position	<u>1,291,981</u>	<u>1,080,973</u>
Less: Fixed deposit pledged	(101,412)	(100,000)
Cash and cash equivalent as stated in statement of cash flows	<u>1,190,569</u>	<u>980,973</u>

Cash and cash equivalents are denominated in the following currencies:

	2021 \$	2020 \$
United States dollar	123,432	–
Singapore dollar	1,168,549	1,080,973
	<u>1,291,981</u>	<u>1,080,973</u>

The interest rate of the fixed deposit is at 0.05% (2020: 0.25%) per annum. Fixed deposit is pledged for credit card facilities granted to the Company.

FS16

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

6. Share capital

	2021 Number of ordinary shares	2020 Number of ordinary shares
Issues and fully paid:		
At beginning of year/date of incorporation and at end of year/period	1,000,000	1,000,000

There is no par value for the ordinary shares. The ordinary shares carry one vote per share and carry a right to dividends as and when declared by the Company.

Capital management

The Company's objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders and to provide an adequate return to shareholders by pricing products and services commensurately with the level of risk.

The Company sets the amount of capital in proportion to risk. The capital structure of the Company comprises only of issued capital and accumulated profits. The Company manages the capital structure and makes adjustments to it in the light of changes in economic conditions and the risk characteristic of the underlying assets. In order to achieve an optimal capital structure, the Company may adjust the amount of dividends paid to shareholders, issue new shares or obtain borrowings externally and/or from related companies. The Company's overall strategy remains unchanged from the prior financial period.

The Company is subject to base capital and financial resources requirements pursuant to Securities and Futures (Financial and Margin Requirements for Holders of Capital Market Services Licenses) Regulations. The Company has complied with the base capital and financial resources requirement throughout the year.

7. Other payables

	2021 \$	2020 \$
Other payables	281	93
Accrued operating expenses		
- Staff costs	2,720	1,560
- Provision for unutilised leave	56,352	-
- Others	27,950	2,100
	<u>87,303</u>	<u>3,753</u>

FS17

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

8. Revenue

	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
Advisory fees		
- Immediate holding company	694,970	734,462
- Related company	-	55,600
- Third party	41,460	19,000
	<u>736,430</u>	<u>809,062</u>

The following table provide information about the nature and timing of the satisfaction of performance obligations in contracts with customers and the related revenue recognition policies:

Nature of service	The Company provides management consultant and investment advisory services.
When revenue is recognised	Revenue is recognised as the service is rendered.
Significant payment terms	Payment is due within 60 days after services are rendered.

The following table provides information about contract liabilities for contracts with customers.

	2021 \$	2020 \$
Non-current liabilities		
Contract liabilities	483,864	-
Current liabilities		
Contract liabilities	84,123	-
	<u>567,987</u>	<u>-</u>

Contract liabilities relate to advance billings issued in excess of the Company's right to the consideration.

The contract liabilities are recognised as revenue when the Company fulfils its performance obligation under the contract with the customer. The significant changes in the contract liabilities during the year are as follows:

	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
Increases due to cash received, excluding amounts recognised as revenue during the year	<u>567,987</u>	<u>-</u>

FS18

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

9. Other operating income

	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
Grant income	19,780	14,950
Rental relief	3,390	108
	<u>23,170</u>	<u>15,058</u>

The jobs support scheme ("JSS") was introduced in the Unity Budget in February 2020. It provides wage support for employers to retain their local employees (Singapore Citizens and Permanent Residents) during the period of economic uncertainty due to the Coronavirus ("COVID-19"). The corresponding expenses are recognised in staff costs.

10. (Loss)/Profit before tax

The following items have been included in arriving at profit before tax:

	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
Director's remuneration:		
- Director's salary and allowances	249,292	199,410
- Director's CPF contributions	13,940	10,200
Staff:		
- Salary and allowances	377,735	259,139
- CPF contributions	3,779	1,979
Recruitment fee	-	42,419
Short-term lease	46,968	51,312
Consulting fee paid to immediate holding company	409,860	-
Provision for unutilised leave	56,352	-
Travel and transportation	<u>1,710</u>	<u>11,469</u>

FS19

11. Tax expense

	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
Tax recognised in profit or loss		
Current tax expense		
Current year	—	16,173
Deferred tax expense		
Origination of temporary differences	—	—
	—	16,173

Reconciliation of effective tax rate

	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
(Loss)/Profit before tax	(547,771)	210,220
Tax calculated using the Singapore tax rate of 17% (2020: 17%)	(93,121)	35,737
Expenses not deductible for tax purposes	13,480	—
Current-year losses for which no deferred tax asset is recognised	83,004	—
Income not subject to tax	(3,363)	(2,541)
Statutory stepped income exemption	—	(17,023)
	—	16,173

Unrecognised deferred tax assets

Deferred tax assets have not been recognised in respect of the following items:

	2021 \$	2020 \$
Tax losses	83,004	—

The tax losses are subject to agreement by the tax authorities and compliance with tax regulations in the Republic of Singapore. The tax losses do not expire under the current tax regulations.

Deferred tax assets have not been recognised in respect of these items because it is not probable that future taxable profit will be available for which the Company can utilise the benefits there from.

FS20

12. Related parties

For the purposes of these financial statements, parties are considered to be related to the Company if the Company has the ability, directly or indirectly, to control the party or exercise significant influence over the party in making financial and operating decisions, or vice versa, or where the Company and the party are subject to common control or common significant influence. Related parties may be individuals or other entities.

Key management personnel compensation

Key management personnel consists of directors of the Company, some of whom are also members of the holding company. Key management personnel compensation comprised:

	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
Short-term employee benefits	249,292	199,410
Contributions to defined contribution plan	13,940	10,200
	<u>263,232</u>	<u>209,610</u>

Other related party transactions

Other than as disclosed elsewhere in the financial statements, there were the following significant transactions carried out by the Company with its related parties during the financial year on terms agreed between the parties:

	Year ended 31/5/2021 \$	Period from 4/6/2019 (date of incorporation) to 31/5/2020 \$
Short term lease paid to:		
- immediate holding company	46,968	19,570
- related company	—	31,742
Professional fee paid to:		
- immediate holding company	1,000	—
- related company	<u>9,145</u>	<u>4,966</u>

FS21

13. Financial risk management

Overview

The Company has exposure to the following risks from its use of financial instruments:

- credit risk
- foreign currency risk
- interest rate risk
- liquidity risk

This note presents information about the Company's exposure to each of the above risks, the Company's objectives, policies and processes for measuring and managing risk, and the Company's management of capital.

Risk management framework

The Board of Directors has overall responsibility for the establishment and oversight of the Company's risk management framework. Management is responsible for developing and monitoring the Company's risk management policies. Management reports regularly to the Board of Directors on its activities.

The Company's risk management policies are established to identify and analyse the risks faced by the Company, to set appropriate risk limits and controls, and to monitor risks and adherence to limits. Risk management policies and systems are reviewed regularly to reflect changes in market conditions and the Company's activities. The Company, through its training and management standards and procedures, aims to develop a disciplined and constructive control environment in which all employees understand their roles and obligations.

(i) Credit risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a counterparty to a financial instrument fails to meet its contractual obligations, and arises principally from the Company's trade and other receivables.

The carrying amounts of trade and other receivables and cash and cash equivalents represent the Company's exposure to credit risk. Policies are in place to ensure on-going credit evaluation and active account monitoring.

As at 31 May 2020, trade receivables comprise two trade debtors which represented 100% of trade receivables. The Company believes that the concentration of its credit risk in trade receivables is mitigated substantially by its credit evaluation process, credit policies and credit control and collection procedures.

The Company ensured that cash are placed with financial institutions of recognised credit standing. Impairment on cash and cash equivalents has been measured on the 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Company considers that its cash and cash equivalents have low credit risk based on the external credit ratings of the counterparties. The amount of the allowance on cash and cash equivalents was negligible.

Financial assets are neither past due nor impaired as at 31 May 2021 and 31 May 2020.

FS22

(ii) **Foreign currency risk**

The Company's foreign currency risk results mainly from other receivables, cash and cash equivalents and other payables denominated in foreign currencies predominantly in Singapore dollars.

Sensitivity analysis for foreign currency risk

As at 31 May 2021, if the Singapore dollar strengthens/weakens by 5% (2020: 5%) against United States dollar, the Company's net loss after tax will be higher/(lower) by \$6,172 (2020: \$Nil). This analysis assumes that all other variables, in particular interest rates, remain constant and does not take into account the translation related risk and associated tax effects.

(iii) **Interest rate risk**

The Company has short-term fixed deposits with maturity periods of less than 12 months and interest rate at 0.05% (2020: 0.25%) per annum, and obtains financing through finance lease and seeks to minimise its interest rate exposure by obtaining the most favourable interest rate available.

Sensitivity analysis for interest rate risk

Change in interest rate is not expected to have a material impact on the financial statements of the Company.

(iv) **Liquidity risk**

Liquidity risk arises from the possibility that receivables may not be able to settle obligations within the normal terms of trade. The Company's risk management objective is to maintain a balance between continuity of funding and flexibility through available funding from banks and/or related entities to assure necessary liquidity.

Exposure to liquidity risk

The following are the remaining contractual maturities of financial liabilities. The amounts are gross and undiscounted, and include contractual interest payments:

	Carrying amount \$	Contractual cash flows \$	Within 1 year \$
At 31 May 2021			
Non-derivative financial liabilities			
Other payables	87,303	87,303	87,303
At 31 May 2020			
Non-derivative financial liabilities			
Other payables	3,753	3,753	3,753

Offsetting financial assets and financial liabilities

FS23

Mita Capital Pte. Ltd.
(formerly known as Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd.)
Financial statements
Year ended 31 May 2021

The Company does not have any master netting arrangements and none of the financial assets and financial liabilities are offset in the statement of financial position.

(v) **Accounting classifications and fair values**

Financial assets and liabilities

The carrying amounts of financial assets and liabilities with a maturity of less than one year (including trade receivables, other receivables, cash and cash equivalents and other payables) are classified at amortised cost. These financial assets and liabilities are assumed to approximate their fair values because of the short period to maturity.

14. Change of Company name

The Company changed its name from Mita Securities Global Consulting Pte. Ltd. to Mita Capital Pte. Ltd. with effect from 8 April 2021.

15. Comparative information

The financial statements of the Company for the financial period from 4 June 2019 (date of incorporation) to 31 May 2020 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those financial statements on 26 November 2020.

4 【利害関係人との取引制限】

潜在的な利益相反

投資運用会社、管理会社、管理事務代行会社、受託会社、代行協会員（およびこれらの各役員および取締役）ならびにファンドに関して任命された各ブローカーは随時、ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換代理人、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役または私募代理人として行為する場合や当該集団投資スキームにその他の方法で関与する場合があります。または投資目的がファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任の投資運用サービスまたは付随する管理事務サービス、保管サービスもしくは売買委託サービスを提供することがあります。そのため、上記のいずれの者も、その事業の過程において、ファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある投資対象を引き受ける際、その他の顧客に対する義務を考慮しながら、当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

投資運用会社は、一任の投資運用業に従事しています。投資運用会社は、有価証券および金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客投資家に助言を行い、また、ファンドに対するサービスの提供において入手、作成または使用する情報および取引戦略と同一のまたは異なる情報および取引戦略を用いて、ファンドの勘定の管理および助言の提供に責任を負っている期間と同じ期間中にその他の勘定にも助言を行うことがあります。その他の勘定の運用／助言の提供について投資運用会社が受け取る報酬は、ファンドの勘定の運用／助言の提供に支払われる報酬を超えることがあり、そのことは、かかるその他の勘定を優先するインセンティブとなる可能性があります。さらに、投資運用会社が、同時に、またはほぼ同時に、かかる勘定とファンドの勘定に係る取引の決定を行う場合、ファンドは、同一または類似のポジションについてかかるその他の勘定と競合する可能性があります。投資運用会社は、すべての投資機会がファンドとかかるその他の勘定との間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力します。

ファンドは、管理会社および投資運用会社によって設立され、プロモートされているため、投資運用会社の選定ならびにその任命の条件および報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社は、投資運用会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。

販売会社は、管理会社と投資運用会社の関係当事者であるため、販売会社の選定ならびにその任命の条件および報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社および管理会社は、販売会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。販売会社は、投資運用会社および管理会社の関係当事者であり、ファンドへの合計投資金額に基づき報酬を受領するので、販売会社は、販売会社が行うファンドのプロモーションに関して独立のアドバイザーとみなされるべきではありません。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、投資運用会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、投資運用会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、投資運用会社がかかる情報を投資目的で使用することができない結果、ファンドの投資の柔軟性は制限される可能性があります。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、利益相反が公平に解決されるよう努めます。

受託会社は、他の投資ビークルの受託者を務めることがあります。また受託会社の取締役およびその他の従業員は、他の投資ビークルの取締役を務めることがあり、適用される守秘義務に従い、

受託会社の取締役またはその他の従業員がファンドのためのサービスの遂行において学び、取得し、作成し、または利用する情報を、かかる他の投資ビークルに関して使用することができます。

5 【その他】

（１）定款の変更等

管理会社は定款の変更および管理会社の清算に関して株主総会の決議が必要です。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

2022年9月15日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は5月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間の定めはありません。ただし、株主総会の決議によって解散することができます。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）オジエ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド

（Ogier Global Trustee（Cayman）Limited）

（「受託会社」）

資本金の額

2022年6月末現在、10,000米ドル（約137万円）

事業の内容

受託会社は、オジエ・グローバル（ケイマン）リミテッド（以下「OGCL」といいます。）の完全所有の支配子会社です。OGCLは、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有し、CIMAによる規制を受けます。受託会社は、免許保有者の完全子会社であるので、CIMAによる個別の免許を受けることを要求されていません。

（２）三田キャピタル・プライベート・リミテッド

（Mita Capital Pte.Ltd.）

（「投資運用会社」）

資本金の額

2022年6月末現在、1,000,000シンガポール・ドル（約98百万円）です。

事業の内容

投資運用会社は、2019年6月4日にシンガポールで設立された非公開有限責任会社です。

投資運用会社は、シンガポール金融庁によって規制されている、登録された投資信託の運用会社であり、シンガポールの証券先物法に基づき資本市場業務免許の取得を免除されています。

(3) アセント・ファンド・サービス (シンガポール) プライベート・リミテッド

(ASCENT Fund Services (Singapore) Pte. Ltd.)

(「管理事務代行会社」)

資本金の額

2022年 6 月末現在、1,550,000米ドル (約212百万円)

事業の内容

シンガポール法に基づき2019年に設立された独立のグローバルなファンドアドミニストレーターであり、資産運用会社、資本市場、ファミリーオフィス、プライベート顧客の広範な顧客に対して、カスタマイズされたソリューションを提供しています。ヘッジファンド、ユニット・トラスト、ファンド・オブ・ファンズ、シンガポール籍変動資本会社 (VCC)、プライベート・エクイティ、運用勘定およびベンチャーキャピタル・ファンドを専門とするファンドサービス商品を提供しています。FATCA報告業務、CRS報告業務、米国税務報告業務、コーポレート会計・監査、信託の設定、FXソリューション等の業務も提供しています。

(4) 三田証券株式会社 (「販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

2022年 6 月末現在、5 億円

事業の内容

1947年 7 月に設立され、70年以上の歴史を有する証券会社です。関東財務局長より第 1 種および第 2 種金融商品取引業の登録を受けています。

2 【関係業務の概要】

(1) オジエ・グローバル・トラスティー (ケイマン) リミテッド (「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務を行います。受託会社は、ファンドの運用管理について全般的な権限および責任を有します。ただし、受託会社は、ファンドの日々の運用管理に関与しません。信託証書の下で受託会社に付与されている権限に基づき、受託会社は、ファンドのポートフォリオの運用に関する権限および責任を投資運用会社に委託し、ファンドに関する一定の事務管理機能を管理事務代行会社に委託しています。また、管理会社は、信託証書に基づき、受託会社を代理して受益証券を発行する権限および受益証券に関して一定の決定を行う権限を付与されています。受託会社は、定期的に、受任者のパフォーマンスについてレビューを行います。いずれの受任者または副受任者の業務執行の監督を行う義務も有しておらず、いずれの受任者または副受任者の作為もしくは不作為を理由としてファンドに発生した損失について責任を負いません。ただし、当該損失が、当該受任者の任命の際の受託会社の詐欺行為、重過失または故意の不履行に起因する場合はこの限りではありません。

本書に記載される投資目的、投資戦略および投資制限に従ってファンドの運用および投資に責任を有する者は、受託会社ではなく、投資運用会社です。

受託会社は、ファンドの投資対象を受託会社の名義で登録し保管することに責任を有しますが、管理事務代行会社またはその他の者に当該責任を委託することができます。

信託証書の規定に従い、受託会社は、信託証書に基づくその権限および義務の適正な履行において、またはファンドに関してまたはファンドに何らかの方法に関連して、受託会社が負担したまたは受託会社に主張されたすべての責任、債務、損失、請求、主張、手続き、要求、罰金、申立て、判決、訴訟、経費または費用に関して、免責され、ファンドの資産から補償される一定の権利を有します。ただし、これらが受託会社の側の故意の詐欺行為、重過失または故意の不履行に起因する場合を除きます。

(2) 三田キャピタル・プライベート・リミテッド（「投資運用会社」）

投資運用契約に基づき、ファンドの運用および投資を行います。

投資運用会社は、戦略的な投資助言およびファンドのポートフォリオに関する一定の運用サービスを提供する投資顧問会社を随時任命することができます。投資運用会社は、当該受任者の全報酬に責任を有しますが、投資運用会社の詐欺行為、不注意または故意の不履行が存在する場合を除き、当該受任者の作為または不作為について責任を負わないものとします。ただし、投資運用会社は、当該任命を誠実に決定し、当該受任者の選定、使用および監視において合理的なスキルと注意をもってそれに当たるものとします。ファンドは、かかる助言およびサービスの提供の過程で発生する一定の費用について、当該受任者に払い戻すことがあります。

(3) アセント・ファンド・サービスズ（シンガポール）プライベート・リミテッド

（「管理事務代行会社」）

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社は、ファンドの事務管理を行い、それに関して、受託会社および管理会社（受益証券の発行のみ）の最終的な監督の下で、ファンドのために、以下を含む（ただし、以下に限定されない）一定の指定されたサービス提供します：ファンドおよび各クラスの純資産価額の計算、ファンドの帳簿の作成・保管、ファンドの受益者宛報告書のための情報の作成、ファンドに関する受益者の質問への対応、マネー・ロンダリング/テロ資金供与防止に関する適用法令のファンドによる遵守の確保、投資者からの受益証券の申込みおよび買戻請求の処理、受益者名簿の作成・保管、受益証券の所有確認書の受益者への交付、ならびにファンドが随時要求するその他の事務管理サービス。

また管理事務代行会社は、税務報告サービス契約に基づき、米国の外国口座税務コンプライアンス法および経済協力開発機構の共通報告基準の遵守に関するサービス提供します。

(4) 三田証券株式会社（「販売会社」および「代行協会員」）

受益証券販売・買戻契約に基づき、販売会社は、日本の実質受益者の申込みおよび買戻しの取扱いを行い、投資者への運用報告書等の送付を含む投資者に対する一定の顧客サービス業務を行います。

また、代行協会員契約に基づき、日本証券業協会（JSDA）の代行協会員として、受益証券の1口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書および届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を行います。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2021年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（2021年改正）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（2021年改正）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（2019年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型ファンドが1960年代の終わり頃から設立された。ケイマン諸島は連合王国の海外領土であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、それらは、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社によって、またはそれらが設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社型ファンド、およびリミテッド・パートナーシップが設立された。
- 1.3 2021年12月現在、ケイマン諸島における運用中の投資信託の数は12,451超（マスター・ファンド数3,145超を含む）であった。
- 1.4 ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）および銀行・信託会社法は、ケイマン諸島における銀行・信託業の許可および規制の責任をケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に課している。CIMAは、オフショア・バンキング監督者グループ、カリブ・バンキング監督者グループおよび北米・中南米バンキング監督者協会のメンバーの地位を有している。
- 1.5 ケイマン諸島はまた、カリブ金融活動作業部会（以下「CFATF」という。）のメンバーであり、マネー・ロンダリングに関するCFATFの1992年キングストン宣言を順守する。この宣言は、薬物不正取引に関する1988年国連ウィーン会議条約、反マネー・ロンダリングおよび反薬物に関するアメリカ州政府モデル規則協会、ならびに効果的な反マネー・ロンダリングおよびテロ資金対策制度の国際基準であるマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策に関する金融活動作業部会（以下「FATF」という。）の40の勧告書の履行を支持するものである。

2．投資信託の規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、一般的にミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない（ただし、2020年2月7日、ケイマン諸島政府は、プライベート・ファンド法（2021年改正）（以下「プライベート・ファンド法」という。）を制定した。プライベート・ファンド法は、クローズドエンド型ファンドのCIMAへの登録の要件を定めており、これにより、一定のクローズドエンド型ファンドが、ケイマン諸島において初めて規制の枠内に入ることになった。プライベート・ファンド法については、下記16項に詳述する。）。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法により設置された法定政府機関であるCIMAが、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。さらに、金融庁法は、反マネー・ロンダリング規則（改正済）、ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法を含むケイマン諸島の一定の法律の違反に対して、CIMAに高額の罰金を課す権限を与えている。

- 2.2 ミューチュアル・ファンド（以下「投資信託」という。）とは、ケイマン諸島において設立された（ケイマン諸島外で設立された場合にはケイマン諸島から管理が行われる）会社、ユニット・トラスト、有限責任会社もしくはパートナーシップで、投資リスクを分散しつつ、投資対象からの収益もしくは売買益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的または企図して投資者に買戻請求権がある受益証券を発行するものをいう。
3. 2020年2月7日、ケイマン諸島政府は、ミューチュアル・ファンド法に統合された適用ある規定とともに、ミューチュアル・ファンド法の改正法である2020年ミューチュアル・ファンド（改正）法（以下「ミューチュアル・ファンド（改正）法」という。）を制定し、これにより、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されていた投資信託（投資信託の持分を保有する者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運営者を選任または解任することができる投資信託、ならびにケイマン諸島外で設立され、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条の目的上CIMAが指定する規制対象事業に関してケイマン諸島の証券投資業法（改正済）（以下「証券投資業法」という。）に基づくライセンスを保有する者を通じてその持分の申込をケイマン諸島の公衆に対して勧誘するその他一定の投資信託、以下「限定投資者投資信託」という。）もミューチュアル・ファンド法の規制の範囲に含まれることとなった。ミューチュアル・ファンド（改正）法に従って、2020年2月7日現在存在するすべての限定投資者投資信託は、6ヵ月間の経過期間が認められており、2020年8月7日までにCIMAに登録しなければならない。2020年2月8日以降に設立された新しい限定投資者投資信託は、そのローンチ前にCIMAに登録しなければならない。

規制を受ける投資信託の四つの形態

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年約4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は約4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 第4(3)条投資信託

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
 - () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、マスター・ファンドに関する別個の販売用書類が存在しない場合、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4様式）、かつ約3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。
- (c) 第4(3)条投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為するもしくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、第4(3)条投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従い登録されなければならない。

3.4 限定投資者投資信託

- (a) 規制投資信託の第四の類型は、限定投資者投資信託である。第4(3)条投資信託とは異なり、限定投資者投資信託には、一投資者当たり100,000米ドルの最低投資額の要件はないが、限定投資者投資信託の投資者の数は15名を超えることはできず、また、かかる投資者の過半数は、投資信託の運営者を任命もしくは解任できなければならない。
- (b) 限定投資者投資信託は、以下を履行することによってCIMAに登録することが要求される：
- () 投資者の過半数が投資信託の運営者を任命もしくは解任できる旨を規定している投資信託の設立書類の認証付写しを提出すること、() 所定の形式により目論見書（Offering Memorandum）／募集要項／販売用資料を含むその他の情報を提出すること、および() 年間登録手数料4,268米ドルを支払うこと。
- (c) 限定投資者投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為するもしくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、限定投資者投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従い登録されなければならない。

4 投資信託の追加的および継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、その持分についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書（Prospectus）（限定投資者投資信託の場合は目論見書（Offering Memorandum）／募集要項／販売用資料）を発行しなければならない。かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定められる情報が記載されなければならない。さらに、虚偽記載に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 CIMAの「2020年7月付規則 - 資産価額の計算 - 規制投資信託」（以下「NAV計算規則」という。）に従い、各規制投資信託は、その純資産価額の計算におけるプライシング・評価のための実務、方針および手続きを定めた純資産価額計算ポリシー（以下「NAV計算ポリシー」という。）を定めなければ

ばならない。NAV計算ポリシーは、NAV計算規則の要求事項を満たしていなければならない、規制投資信託の純資産価額が公正、完全、中立であり、重要な誤謬がなく、検証可能であることが確保されていなければならない。NAV計算ポリシーは文書化され、ファンドの販売用書類に開示されなければならない。

4.3 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任し、CIMAが承認した監査人によって毎年その会計書類を監査させ、決算終了から6か月以内にまたはCIMAが認めた延長期間内にCIMAに投資信託の各会計年度に関する監査済会計書類を提出しなければならない。ミューチュアル・ファンド法に従い、規制投資信託の会計書類は、国際財務報告基準またはアメリカ合衆国、日本、スイスまたはいずれかの非高リスク法域（すなわち、金融活動作業部会によって発行された高リスク法域一覧に載っていない法域）で一般に認められている会計原則に準拠して作成されるものとする。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則（改正済）（以下「反マネー・ロンダリング規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.4 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.5 ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2021年改正）に従って、すべての規制投資信託は、規制投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な報告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。報告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各報告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された報告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「無制限投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上すべての支配を含む投資信託の運用または管理事務を行うこと、投資信託に対して主たる事務所を提供すること、もしくは（会社であるかユニット・トラストであるかに応じて）受託会社または投資信託の取締役を提供することとして定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約50万米ドルなければならない。制限的投資信託管

理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

- 5.3 管理投資信託に関する投資信託管理者の責任は、受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第3.4項参照）に基づき規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 無制限免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約24,390米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約30,488米ドルである。制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は、約8,536米ドルである。無制限免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約36,585米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約42,682米ドルである。制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は、約6,097米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のあるまたは存続期間存続期間が限定される会社型のファンドピークルを設立することは可能である。
- (d) 会社がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 分配金は、（会社の定款に従うことを条件として）会社の払込剰余金勘定からも利益からも支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務秘書官が与える本約定の期間は20年間であるが、通常、期間終了時にさらに10年の更新が可能である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によって用いられる。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けたケイマン諸島の法人受託者または免許を受けた当該法人受託者の「被支配子会社」とする。よって、受託者（または免許を受けたその親会社）は、両方の法律に基づきCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2021年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、受託者は、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社がこれを運用する間、一般的に受託者としてこれを保有する。各受益者は、信託資産に対する比例的割合（各受益者の受益証券の価額に基づく）に応じた権利を有する（受益証券のクラスが異なる場合には権利は異なる場合がある）。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、ベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられるが、投資信託ビークルとしても用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2021年改正）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する（つまり、免除リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーの責任は、各リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップ契約に従って免除リミテッド・パートナーシップの資産への出資を約束した金額に限定される）。加えて、()免除リミテッド・パートナーシップが

キャッシュフロー・ベースで債務超過となり、かつ（ ）分配時に組合員がその債務超過を実際に知っていた場合に、リミテッド・パートナーが分配を受けたり、債務を免除された場合には、出資履行額の分配のクローバックが行われることがある。かかる場合におけるリミテッド・パートナーの責任は、支払いまたは免除の日から6ヶ月間に限定される。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、または免除リミテッド・パートナーシップ法の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（2021年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
 - () 適用ある場合、以下に関する契約および請求書を含む重要な基礎的書類を含む適正な会計帳簿を維持する：（ ）免除リミテッド・パートナーシップによって受領され、支出されたすべての金額、および支出の受領が発生した事項；（ ）免除リミテッド・パートナーシップによる物品のすべての売却および購入、および（ ）免除リミテッド・パートナーシップの資産および負債。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、リミテッド・パートナーシップの持分はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの事業と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定報告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の2016年有限責任会社法は、2016年6月に制定され、2016年7月8日付で施行され、その後、ケイマン諸島の有限責任会社法（2021年改正）（以下「LLC法」という。）によって改正され、置き換えられた。LLC法は、ケイマン諸島において、比較的新しい種類の法人組織である有限責任会社（以下「LLC」という。）についての準拠法フレームワークを提供する。

- (b) LLCは、有限責任会社登記官（以下「登記官」という。）に登録届出書を提出することで設立される。LLCには、LLCのメンバー間で文書によるLLC契約を締結することが要求されるが、登記官に提出することは求められない。
- (c) LLCの名称には、「LLC」または「有限責任会社」を含めることができるが、義務ではない。当初の登録料および登録届出書を受領次第、登記官はLLCを登録し、通常3乃至5営業日（追加手数料により24時間に短縮可）以内に登録証明書を発行する。
- (d) LLCは、独立した法人格を有する。したがって、LLCの場合、免除リミテッド・パートナーシップとは対照的に、一つのピークルだけが組成され維持されることが必要である。
- (e) 一般的に、LLCのメンバーの責任は、LLC契約に従い各メンバーがLLCの資産に拠出することを引受けた額に制限される。
- (f) LLC法では、有限責任に関する重要な例外の一つとして、分配のクローバック（払戻し）規定が定められており、当該規定に従い、(i) LLCがキャッシュフロー・ベースで支払不能に陥り、かつ（ ）メンバーが分配時においてかかる破産状態を実際に認識していた場合に、メンバーが分配を受領するか、債務を免除される場合、分配のクローバックがある場合がある。クローバックについて時効はない。
- (g) LLCの経営は、メンバーによって遂行されることができ、取締役（またはLLC法のもとでは「マネージャー」と呼ばれる）を任命することは要求されない。
- (h) LLCのマネージャーもしくは経営陣の義務は、免除会社の取締役が負う義務に比べて著しく負担の少ないものとなっている。免除会社の取締役は、適切な注意、スキルおよび努力を払って行為すべき衡平法上の受託者義務およびコモン・ロー上の義務を負っているが、LLCのマネージャーには、誠実に行う義務以外にLLCに対して負う義務（受託者義務やその他の義務等）はない。ただし、かかる誠実義務は、LLC契約により拡大することも制限することもできる。
- (i) LLCは、株式資本を持たない。その代わりに、メンバーには、持分または持分クラスが発行される。
- (j) メンバーは、メンバー間相互の合意により、LLCの利益および損失の配分方法ならびに分配方法および分配時期を決定することができ、それらは按分比例配分以外によることができる。LLCが活動していない場合、LLC法では、利益および損失の分配は拠出された出資金に基づいて配分されなければならない旨規定している。
- (k) LLC分配の点において、分配を行う能力を制限するような資本維持要件はない。ただし、LLC契約の下で認められていることを条件として、LLCは、分配、義務の免除および出資金の払戻し等の種々の方法により、メンバーに対して現金または資産を返還することができる。
- (l) LLC法は、LLCで規定されるとおりに分配が行われるような現金ベースの支払能力テストを課している。ただし、LLCが、通常の事業の過程において期限が到来する債務を支払うことができることを前提とする。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処

せられる。かかる場合、CIMAは、規制投資信託の運営者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 CIMAが与える第7.3項に記載する指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。
- 7.5 CIMAからの指示により第7.3項に記載する情報または説明を提供する者は、それが虚偽であるまたは誤解を招くものであることをみずから知っている場合または合理的に知るはずである場合にこれをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるかそれを企図しており、そのように行っていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、ケイマン諸島の（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を付与する権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法または反マネー・ロンダリング規則（改正済）のいずれかの規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託に対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

(d) 業務の適切な遂行について投資信託に助言する者を選任すること

(e) 投資信託の業務管理者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項に記載する行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項に記載するCIMAにより選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項に記載するCIMAにより選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項に記載する投資信託に関しCIMAにより選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項に記載するCIMAにより選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。

7.17 投資信託に関する第7.15項に記載する情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

(b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

(c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること

(d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てることができるが、また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項に基づき選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。

7.18 CIMAが第7.17項に記載する措置をとった場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に記載するその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に記載する投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなされる。

7.20 グランドコートが第7.17(c)項に記載される申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4

(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) その者がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法または反マネー・ロンダリング規則（2020年改正）の規定に違反した場合
- (c) 会社法のパートXVIIA、ケイマン諸島の有限責任会社法（2021年改正）のパート12または有限責任パートナーシップ法（2021年改正）のパート8に定義される「コーポレートサービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が当該パートに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合

(g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合

(h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

() CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと

() CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること

() 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること

() 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

() CIMAの命令に従い、名称を変更すること

() 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

() 少なくとも2人の取締役をおくこと

() CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと

(c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること

(d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること

(e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMAが第8.10項に記載する措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項に記載する権限に基づき免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項に記載する権限に基づき選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項に記載する情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること、または、第8.10(d)項または第8.10(e)項に記載する権限に基づき選任される者の選任に関してCIMAが適切と考える措置を行うことができる。
- 8.18 CIMAが第8.17項に記載される措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっていると判断した場合
- (b) 免許の保有者が、解散または清算に入った場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に記載されるとおりその投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった者、または
- (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された者またはそれらの各債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された者の債権者集会に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること

(c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

(d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

(e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有している。

10. 金融庁法に基づくCIMAによる開示

10.1 下記10.2項および金融庁法第50(3)条に定める事項を条件として、金融庁法に基づき、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人もしくは顧問人である者が、その者の職務の過程で、または金融庁法もしくはその他の法律に従いCIMAの機能を執行する中で取得した以下に関する情報を開示する場合は犯罪となり、即決の有罪判決の場合は10,000ドルの罰金および1年の禁固刑、起訴による有罪判決の場合は50,000ドルの罰金および3年の禁固刑が課せられる。

(a) CIMAに関する事柄

(b) 規制法に基づきCIMAまたは政府に対して行われた申請

(c) 免許を受けた者に関する事柄

(d) 免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアントもしくは被保険者または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託に関する事柄

(e) 海外の規制当局との間で共有されるもの、またはそれに関する通信

10.2 上記10.1項に記載する事項は、以下の開示には適用されないものとする。

(a) ケイマン諸島内の管轄権裁判所により合法的に要求された、または認められた開示

(b) CIMAがミューチュアル・ファンド法、その他の法律または当該法律の関係規則により付与された機能を執行する際にCIMAを援助するために行われる開示(f) 開示される情報が、当該情報に関係する免許を受けた者、または免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアントもしくは被保険者または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託の身元が明かされないような方法で表示された要約もしくは統計による場合

- (g) () 刑事訴訟の提起に関して、または刑事訴訟の目的で、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行機関に対して行われる開示、() 反マネー・ロンダリング規則に基づく者に対して行われる開示、または() 金融庁法第50(3)条に基づいて行われる開示。
- (h) 免許を受けた者の解散もしくは清算、またはその任命もしくは職務に関連する法的手続を目的として行われる開示

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- (a) 契約法（改正済）の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを実証した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を実証することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島の投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）（以下「刑法」という。）第257条

- (a) 法人または（法人格のない）任意団体の役員である者（またはかかる者として行為しようとする者）が、当該法人もしくは団体の事項について当該法人もしくは団体の株主または債権者を欺罔する意図のもとに、重要な点につき誤解を招く内容、虚偽的もしくは欺罔的内容の表明または説明を書面にて発行するか、または発行に協力することは犯罪であり、7年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 本項において、法人ないし団体の利益のために保証人となる者は、その債権者とみなされる。
- (c) 法人ないし団体の経営がそのメンバーによって遂行される場合、メンバーがその経営上の役割に関して発行するか、または発行に協力する表明に対しては、当該メンバーが当該法人または団体の役員であるかのごとくに本項が適用されるものとする。

12.2 刑法第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われると共に5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 ケイマン諸島の2016年秘密情報開示法（以下「CIDL法」という。）の第3(1)条

守秘義務を負う者が、CIDL法の第3(1)(a)条乃至第3(1)(j)条に従い行う秘密情報の開示は、守秘義務の違反を構成することはない、いかなる者の訴訟においても違法行為として起訴されないものとする。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、ケイマン諸島の2018年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社である

会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託である信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。また免除リミテッド・パートナーシップ法に従い、ジェネラル・パートナーもしくは清算人が署名した解散通知が免除リミテッド・パートナーシップの登記官に提出されるまでは、パートナーの決議等があったとしても、免除リミテッド・パートナーシップを解散することはできない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社の清算（解散）は、有限責任会社法（2020年改正）、会社法のパート 、ケイマン諸島の2018年会社清算規則およびLLCのLLC契約（もしあれば）に準拠する。清算は、LLC契約に規定された事由の発生した場合などは任意で行われ、債権者、出資者（すなわち、組合員）または LLC自体の申請により裁判所によって強制的に行われる場合もある。任意解散がその後に裁判所の監督下に置かれることもある。また、CIMA は、投資信託であるLLCの清算を裁判所に申請する権限を有している（上記7.17.2項および8.17.2項を参照）。

13.5 税 金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14 . ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。ミューチュアル・ファンド法の下で、「ミューチュアル・ファンド」とは、投資リスクの分散ならびに投資対象の取得、保有、運用もしくは処分からの収益もしくは利益をミューチュアル・ファンドの投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的もしくは効果としてエクイティ持分を発行する会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップを意味する（ただし、銀行・信託会社法（2021年改正）もしくは2010年保険法（2010年法32号）の下で免許を受けた者またはビルディング・ソサエティー法（2020年改正）またはフレンドリー・ソサエティー法（1998年改正）の下で登録されている者は含まれない。）。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている投資信託をいう。2003年11月17日現在存在しており、日本国内で既に証券の公募を行っている投資信託または同日現在存在しており、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれか

の適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の償還もしくは買戻しの条件およびかかる償還もしくは買戻しが停止される状況、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 直近の発行日および償還日もしくは買戻日における一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格もしくは買戻価格は、請求により管理事務代行会社の事務所で無料で入手できなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務書類を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則の第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 一般投資家向け投資信託の事業遂行のために必要となるすべての一般管理事務サービスを確保し、かつすべての適用法令規則の遵守を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを停止した場合および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、CIMAに対してその旨を、かかる停止もしくは清算の理由とともに可及的速やかに通知しなければならない。
- (d) 設立規定、関連ある目論見書および申込契約に別段の規定がある場合を除き、管理事務代行会社は、ケイマン諸島または犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリングおよびテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域で設立されているまたは適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリングおよびテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、または犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリングおよびテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立されているまたは適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、証券投資業法の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資

顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィードー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務書類を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務書類については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務書類に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則のパート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。さらに、かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定められる情報が記載されなければならない。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法およびCIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定める要件に加えて、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

15. ケイマン諸島の経済的実体要件

- 15.1 国際税務協力（経済的実体）法（改正済）（以下「ES法」という。）は、特定の事業を遂行する「範疇内エンティティ」に対して実証可能な経済的実体を有することを義務づける。
- 15.2 ES法は、ケイマン諸島税務情報庁（以下「TIA」という。）によって発行された2020年7月13日付ガイダンス「地理的移動性事業活動の経済的実体」（以下「ガイダンス」という。）、ならびに「2018年国際税務協力（経済的実体）（規定日）法」、「2020年国際税務協力（経済的実体）（スケジュールの改正）規則」および「2020年国際税務協力（経済的実体）規則」によって補足されている。
- 15.3 ES法は、同法の範疇に属するケイマンのエンティティについて定義している（以下「該当エンティティ」という。）。該当エンティティは、一覧表に規定される事業活動（以下「該当事業活動」という。）の一もしくは複数を遂行しているか否かについて年次報告書を作成しなければならない。遂行している場合、該当エンティティは、該当事業活動に関してケイマンにおける経済的実体テストを充足させなければならない。TIAは、該当エンティティが経済的実体テストを充足しているか否かを決定する責任を有する。TIAは、該当エンティティによって提出された情報に基づき、この決定を行う。
- 15.4 ES法の下で、該当エンティティとは以下を意味する：
 - (a) 内国会社を除き、以下のいずれかに該当する会社：（ ）会社法に準拠して設立された会社、または（ ）ケイマン諸島の有限責任会社法（2021年改正）に基づき登録されている有限責任会社、

(b) ケイマン諸島の有限責任パートナーシップ法（2021年改正）に従い登録されている有限責任パートナーシップ、

(c) ケイマン諸島外で設立された会社で、会社法の下で登録されている会社。ただし、（ ）投資信託、または（ ）税務上の居住国がケイマン諸島ではないエンティティ、は含まれない。

該当エンティティには、ユニット・トラストは含まれない。

15.5 ES法の下での「投資信託」としての定義を満たすケイマンの投資信託は同法の範疇から外れるものとする。この目的上、「投資信託」とは、資金を調達して、または投資者の資金をプールして投資持分を発行し、かかる投資持分の保有者に対して、当該エンティティによる投資対象の取得、保有、運用もしくは処分による収益もしくは利益の恩恵をもたらすことを主要事業とするエンティティをいうものとし、投資信託がそれを介して直接もしくは間接に投資もしくは運用を行うエンティティ（当該エンティティ自体が保有される最終的投資対象である場合はこの限りではない。）も含まれる。ケイマンのパートナーシップおよびユニット・トラストも、現在、同法の範疇から外れている。

16. プライベート・ファンド法

16.1 プライベート・ファンド法は、ケイマン諸島のクローズドエンド型ファンドに適用される。かかるファンドが「プライベート・ファンド」の定義に該当する場合は、プライベート・ファンド法は、そのCIMAへの登録およびCIMAによる規制を定めている。プライベート・ファンド法は、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)条、第4(3)条または第4(4)(a)条に準拠して事業を行っている投資信託である「規制投資信託」には適用されない。従って、オープンエンド型ユニット・トラストは、一般的にはプライベート・ファンド法の対象とはならず、引続きミューチュアル・ファンド法によって規制される。

16.2 プライベート・ファンド法の「プライベート・ファンド」の定義に該当するものは、投資対象の取得、保有、運用もしくは処分からの収益もしくは利益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的として投資持分を募集または発行するまたは発行している会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップで、かつ以下に該当する場合である：(a) 投資持分の保有者は、投資対象の取得、保有、運用もしくは処分に関して日常的にコントロールすることはできない、かつ(b) 投資対象は、全般的に、プライベート・ファンドの運営者または運営者を代理する者により、直接もしくは間接的に運用され、その報酬が、当該会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップの資産、収益もしくは利益に基づき支払われる。ただし、（ ）銀行・信託会社法（改正済）または2010年保険法に基づく免許を受けた者、（ ）ビルディング・ソサエティー法（改正済）またはフレンドリー・ソサエティー法（改正済）に基づき登録されている者、または（ ）ファンド以外の組織形態は含まれない。

16.3 上記16.2項のとおり、プライベート・ファンド法は、証券化特別目的ヴィークル、合併事業、プロプライエタリ・ヴィークル、持分ヴィークル、優先持分ファイナンス・ヴィークル、ソブリン・ウェルス・ファンドおよびシングル・ファミリー・オフィスを含む「ファンド以外の組織形態」を明示的に除外している。CIMAは、FAQs（よくある質問）を発行し、当該ファンドが名簿上一人の投資者のみを有し、かつ常に一人の投資者を有することを前提としていることがプライベート・ファンドの設立書類、または法的拘束力あるその他の規定もしくは契約において明示的に記載されている場合には、当該ファンドは、プライベート・ファンド法に基づく「プライベート・ファンド」として登録する義務を免除される旨を指摘している。

16.4 プライベート・ファンド法は、プライベート・ファンドが、CIMAに登録申請を提出する前に、投資を行う目的で、持分の申込みに関心を有する富裕層や専門知識を持つ投資家と契約を締結し、投資家から出資約束を受諾することを明示的に認めているが、プライベート・ファンドは、出資約束の受諾から21日以内にCIMAに対し登録の申請を提出しなければならない。プライベート・ファンドは、すべ

ての場合において、投資に関する投資者からの出資履行を受諾する前にCIMAに登録しなければならない。

- 16.5 プライベート・ファンド法に基づき、プライベート・ファンドは、（１）年１回、その会計書類をCIMAが承認する監査人に監査させ、その監査済会計書類をファンドの年次報告書とともに、各会計年度末から６ヵ月以内にCIMAに提出しなければならない、また（２）資産の保持、評価および保管の記録、権原の確認、現金のモニタリングおよび有価証券の特定に関して一定の条件を満たさなければならない（以下、かかるすべての要件を「PFA要件」という。）。加えて、プライベート・ファンド法では企図されていないものの、CIMAは、すべてのプライベート・ファンドに対して、その運営者として行為するもしくは運営者を代理して行為する少なくとも２名の自然人を有することを義務付けることを別途確認している。PFA要件が独立の第三者によって遂行されない場合、CIMAは、第三者確認の履行を要求することができる。
- 16.6 プライベート・ファンドは、約366米ドルの手数料を添えて、所定の形式により登録の当初申請を提出することが要求される。プライベート・ファンドは、約4,268米ドルの当初および継続的登録手数料も支払わなければならない。販売用資料、要項もしくは目論見書等の写しは、その他の所定の登録書類とともに、登録の際に提出することが要求される。

17．実質所有者法制

- 17.1 ケイマン諸島の実質所有者法制（以下「本法制」という。）の下で、ケイマン諸島の会社および有限責任会社は、本法制の下で適用ある免除規定の対象とならない限り、実質所有者登録簿を作成し、維持しなければならない。信託（ユニットトラストを含む）ならびにミューチュアル・ファンド法またはプライベート・ファンド法に基づき規制投資信託またはプライベート・ファンドとしてCIMAに登録されたエンティティを含む多くの分類のケイマン法人は、本法制の適用外となる。
- 17.2 規制投資信託またはプライベート・ファンドとして登録されているか、それ以外で適用外となっている会社もしくは有限責任会社（以下「適用外企業」という。）は、ケイマン諸島の関係当局に対して自身が適用外であることを確認する必要がある、これを怠るとファンドには過料の支払いが課される場合がある。加えて、ファンドは、請求を受けた場合、本法制が適用され、よって本法制の下で実質所有者登録簿の作成と維持が要求される他のケイマン諸島企業に対して一定の事項を提供することを随時要求される場合がある。実質所有者登録簿および提供された情報はいずれも公開されない。

第4 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・ 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

- ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

- ・ 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。」との趣旨を示す記載

- ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

(2) その他の留意点として、次の事項を記載することがあります。

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します」

「投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。」

「投資信託は預貯金とは異なります。」

(3) 交付目論見書に、成功報酬に適用されるハイウォーターマークを説明するための図を記載することがあります。

(4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(5) 受益証券の券面は発行されません。

別紙 A

定 義

「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間ファンドに関する契約をいいます。
「管理事務代行会社」	アセント・ファンド・サービス（シンガポール）プライベート・リミテッドまたは受託会社と管理会社が投資運用会社と協議の上ファンドの管理事務代行者に随時任命するその他の者をいいます。
「監査人」	デロイト&トウシュ監査法人または投資運用会社と協議の上、ファンドの監査法人に随時任命されるその他の者をいいます。
「ファンド営業日」	シンガポールと日本の銀行が通常の銀行業務のために営業している各日（土日または法定休日を除きます。）、または一般的に、もしくは特定の場合について、受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日もしくは代替の日をいいます。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。
「クラス」	信託証書に基づき管理会社が指定する受益証券のクラスをいいます。
「米ドル建クラス受益証券」	米ドルを運用通貨とし、米ドル建クラス受益証券として指定される受益証券をいいます。
「販売会社」	三田証券株式会社ファンドの販売会社に任命されるその他の者をいいます。
「適格投資者」	ファンドが登録その他の法的要件に違反することなく合法的に受益証券の申込みの勧誘を行うことができる者で、いずれの国、規制当局、政府当局の法律または要件にも違反することなく受益証券を取得・保有することができ、受託会社が随時決定する適格要件（本書における記載の有無を問わない）を満たす者をいいます。
「ファンド」	ケイマン諸島の信託法（改正済）に基づく免税信託として登録された、オープン・エンド型ユニット・トラストであるMSスター ファンズ（登録番号54358）をいいます。

「重過失」	ある者が明白かつ許容できないリスクを伴うことを実際に認識しつつ行為する（または行為することを怠る）こと、または明白かつ許容できないリスクを著しく無視して、またはそれに無関心なまま行為することによる、不注意を超える行動の水準をいいます。
「ハイウォーターマーク」	各クラスの各受益証券に関して、以下のいずれか高い方の金額をいい、当該クラスについてファンドが支払った分配金の調整後の額をいいます：（ ）成功報酬が支払われた直近の成功報酬計算期間の最終評価日の当該クラスの1口当たり純資産価格（成功報酬支払後）、または（ ）当該クラスの最初の受益証券が発行された時の申込価格
「IFRS」	国際財務報告基準をいいます。
「投資運用契約」	受託会社と投資運用会社の間のファンドに関する契約をいいます。
「投資運用会社」	三田キャピタル・プライベート・リミテッド、または管理会社がファンドの投資運用会社に随時任命するその他の者をいいます。
「投資対象」	あらゆる種類の資産（有価証券、デリバティブおよび集団投資スキームを含みますが、これらに限られません。）をいいます。
「運用報酬」	投資運用契約に基づき、投資運用会社に支払われる運用報酬をいいます。
「管理会社」	三田キャピタル・プライベート・リミテッド、または信託証書に従いファンドの管理会社に随時指定されるその他の者をいいます。
「重要な契約」	投資運用契約、受益証券販売・買戻契約および管理事務代行契約をいいます。
「英文目論見書」	ファンドの英文目論見書（随時行われる変更もしくは追補を含む）をいいます。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（その時々に行われる改正、再制定または統合を含みます。）をいい、同法に関して随時制定される下位法令を含みます。
「NAV計算方針」	ファンドが策定し、運用している、純資産価額を計算するためのプライシングと評価の実務、方針および手続き（随時採用され、変更、改訂、補足を含みます）。

「純資産価額」	ファンドおよび各クラスに関して、本書に記載される評価原則を用いて決定される、ファンドまたは各クラスの純資産価額をいいます。
「１口当たり純資産価格」	各クラスの各受益証券に関して、当該クラスの純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除した価格をいいます。
「成功報酬」	投資運用契約に基づき、ファンドによって投資運用会社に支払われる成功報酬をいいます。
「成功報酬計算期間」	各月の最初の日から開始し、当該月の最終日に終了する１ヵ月間をいいます。ただし、いずれの受益証券に関しても、最初の成功報酬計算期間は、当該受益証券の発行日に開始するものとします。
「買戻日」	各暦四半期の最初のファンド営業日、および／または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「買戻価格」	各受益証券に関して、該当する買戻日の直前の評価日における該当するクラスの１口当たり純資産価格をいいます。
「買戻請求（書）」	受託会社が随時決定する内容の買戻請求書をいいます。
「販売報酬」	受益証券販売・買戻契約に基づき日本における販売会社に支払われる販売報酬をいいます。
「証券法」	1933年米国証券法（改正済）をいいます。
「申込契約(書)」	管理会社が受託会社の同意を得て随時承認する内容の申込契約書をいいます。
「申込日」	各月の最初のファンド営業日または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「申込価格」	本書に記載される方法で計算される、各クラスの受益証券が当初募集期間の終了後の申込期間に発行される１口当たりの価格をいいます。
「信託証書」	2021年２月12日付信託宣言の変更・再表示後の2021年７月27日付信託証書（その後のすべての変更、再表示および／または追補を含む）をいいます。

「受託会社」	オジエ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド、または信託証券の規定に従いファンドの受託会社に随時任命されるその他の者をいいます。
「受益証券」	ファンドの純資産に対する不可分の受益権を表章する受益証券をいいます。
「受益者」	受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	合計で全発行済受益証券の50%超を表示する受益証券を保有する2名以上の保有者によって、書面により、または信託証券の規定に従い開催された受益者集会において、承認された決議をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国（その各州およびコロンビア特別区を含む）、その領土および属領をいいます。
「受益証券販売・買戻契約」	管理会社と販売会社との間のファンドに関する契約（すべての変更、再表示および／または追補を含む。）をいいます。
「米ドル」／「USD」	アメリカ合衆国の法定通貨をいいます。
「米国人」／ 「アメリカ人」	証券法に基づき公布されたレギュレーションSの規則902の定義に該当する米国人をいいます。
「評価日」	各暦月の最終ファンド営業日、および／または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定するその他の一もしくは複数の日をいいます。
「評価時点」	各評価日において最後に営業を終了する関連市場の営業終了時点をいいます。

独立監査人の監査報告書

三田キャピタル・プライベート・リミテッドの構成員各位

財務書類の監査に関する報告書

意見

私どもは、2021年5月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度に関する包括利益計算書、株主資本等変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記により構成される三田キャピタル・プライベート・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類を監査した。

私どもの意見では、添付の財務書類は、シンガポール会社法第50章（以下「会社法」という。）およびシンガポール財務報告基準（以下「FRSs」という。）の規定に準拠して、2021年5月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した年度に関する会社の財務実績、持分の変動およびキャッシュ・フローを真実かつ公正に表示するために適切に作成されている。

意見の根拠

私どもは、シンガポール監査基準（以下「SSAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。私どもは、会計企業規制庁の公認会計士および会計事務所のための専門家行動基準および倫理規定（以下「ACRA規定」という。）ならびにシンガポールにおける財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、会社に対して独立性を有するものであり、私どもは、当該要件およびACRA規定に準拠して私どものその他の倫理的責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査の証拠は私どもの意見の基礎を提供するために十分かつ適切なものであると判断している。

その他の事項

2019年6月4日（設立日）から2020年5月31日までの計算期間に関する会社の財務書類は、2020年11月26日付で当該財務書類に関し無限定の監査意見を表明した別の監査人により監査されている。

その他の情報

年次報告書に含まれるその他の情報については経営陣が責任を負う。その他の情報は、本財務書類およびそれに関する私どもの監査意見を除く、年次報告書中のすべての情報であると定義される。

私どもは、本監査報告書の日付に先立ちすべてのその他の情報を入手していた。

本財務書類についての私どもの意見は、その他の情報を対象としておらず、私どもはそれについていかなる形式の保証または結論も表明するものではない。

私どもの本財務書類の監査に関連して、私どもの責任は、その他の情報を読み、そうすることにより、その他の情報と本財務書類もしくは監査の間に入手した私どもの知識との間に重大な矛盾があるか、または他の点で重大な虚偽記載があると思われるか否かにつき、検討を行うことである。私どもが遂行した作業に基づき、このその他の情報に重大な虚偽記載があるとの結論に達した場合、私どもはその事実を報告する義務がある。私どもには、この点につき報告すべき事項はない。

財務書類に関する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、会社法およびFRSsの規定に従って真実かつ公正な表示を行う財務書類の作成、ならびに、未承認の使用または処分による損失から資産が保全され取引が適切に承認され、および真実かつ公正な財務書類の作成を可能とした資産の説明責任を維持するために、取引が適宜記録されることの合理的な確証を提供するために十分な内部会計統制のシステムを策定し維持することに責任を負っている。

本財務書類の作成に際し、経営陣は、会社の継続企業として存続する能力を査定し、適切な場合、継続企業に関連した事項を開示し、継続企業を前提とした会計処理を使用することにつき責任を有する。ただし、経営陣が会社を清算するか、業務を終了する意図を有する場合、またはそうする以外に現実的な代替方法がない場合にはこの限りではない。

取締役会の責任には、会社の財務報告手続きの監視が含まれる。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な確証を入手し、私どもの意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は高い水準の確証であるが、SSAsに準拠して行った監査が、重大な虚偽記載が存在する場合、常にそれを発見することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは合算された場合に、当該財務書類を根拠に行われた利用者の経済的決定に影響を与えうると合理的に見込まれる場合には、重大である判断される。

SSAsに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて専門家としての判断を行使し、専門家としての懐疑主義を維持する。私どもはまた、

- ・不正によるか誤謬によるかを問わず、本財務書類の重大な虚偽記載のリスクを識別して評価し、当該リスクに対応した監査手続きを策定して履行し、および私どもの意見の根拠を提供するに十分かつ適切な監査上の証拠を入手する。不正は、共謀、偽造、国際的不作為、虚偽表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正により生じる重大な虚偽記載を特定できないリスクは、誤謬により生じるものより高い。
- ・状況に照らして適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制の知見を入手する。ただしこれは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的としたものではない。
- ・経営陣が使用した会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および入手した監査上の証拠に基づき、会社の継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連して重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出す。重大な不確実性が存在するとの結論を私どもが出した場合、私どもは自身の監査報告書において、財務書類における関連の開示に対する注意を喚起すること、または当該開示が不適切な場合、私どもの意見を修正することを要求されている。私どもの結論は、自身の監査報告書の日付までに入手した監査上の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、会社が継続企業としての存続を終了することがある。
- ・開示を含む本財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに本財務書類が基礎となる取引および事由を一般に公正と認められるように表示しているか否かを評価する。

私どもは、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに私どもの監査の間に私どもが特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の所見に関し、取締役会に伝達する。

その他法令上の要件に関する報告

私どもの意見では、会社が保持すべきであると会社法により義務付けられた会計その他の記録は、会社法の規定に従い適切に保管されている。

ケーピーエムジー・エルエルピー
公認会計士および勅許会計士

シンガポール
2021年 8 月27日

Independent auditors' report

Member of the Company
Mita Capital Pte. Ltd

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Mita Capital Pte. Ltd. ('the Company'), which comprise the statement of financial position as at 31 May 2021, the statement of comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies, as set out on pages FS1 to FS24.

In our opinion, the accompanying financial statements are properly drawn up in accordance with the provisions of the Companies Act, Chapter 50 ('the Act') and Financial Reporting Standards in Singapore ('FRSs') so as to give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 May 2021 and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing ('SSAs'). Our responsibilities under those standards are further described in the '*Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements*' section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Accounting and Corporate Regulatory Authority *Code of Professional Conduct and Ethics for Public Accountants and Accounting Entities* ('ACRA Code') together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Singapore, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the ACRA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other matter

The financial statements of the Company for the financial period from 4 June 2019 (date of incorporation) to 31 May 2020 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those financial statements on 26 November 2020.

Other information

Management is responsible for the other information contained in the annual report. Other information is defined as all information in the annual report other than the financial statements and our auditors' opinion thereon.

We have obtained all other information prior to the date of this auditors' report.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management and directors for the financial statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Act and FRSs, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The directors' responsibilities include overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with SSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with SSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls.
- Obtain an understanding of internal controls relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal controls.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal controls that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

KPMG LLP

Public Accountants and

Chartered Accountants

Singapore

27 August 2021

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。